

令和2年3月定例会

南伊豆町議会会議録

令和2年 2月25日 開会

令和2年 3月13日 閉会

南伊豆町議会

令和二年三月定例会

南伊豆町議会会議録

令和二年三月定例会

南伊豆町議会会議録

令和2年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（2月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の施政方針、予算編成方針並びに行政報告	4
○一般質問	17
漆田修君	18
加畑毅君	34
谷正君	52
黒田利貴男君	68
○散会宣告	81
○署名議員	83

第2号（2月27日）

○議事日程	85
○本日の会議に付した事件	85
○出席議員	85
○欠席議員	85
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	85

○職務のため出席した者の職氏名	8 6
○開議宣告	8 7
○議事日程説明	8 7
○会議録署名議員の指名	8 7
○一般質問	8 7
比野下 文 男 君	8 7
宮 田 和 彦 君	1 0 1
横 嶋 隆 二 君	1 1 5
○散会宣告	1 3 0
○署名議員	1 3 1

第 3 号 (2月28日)

○議事日程	1 3 3
○本日の会議に付した事件	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○欠席議員	1 3 5
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 3 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 6
○開議宣告	1 3 7
○議事日程説明	1 3 7
○会議録署名議員の指名	1 3 7
○議第1号～議第7号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議第8号～議第14号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4

○議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託	156
○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議第24号の上程、説明、質疑、委員会付託	159
○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託	170
○議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
○議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
○議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
○議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
○議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
○議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
○議第35号の上程、説明、質疑、委員会付託	188
○議第36号の上程、説明、質疑、委員会付託	192
○議第37号の上程、説明、質疑、委員会付託	195
○議第38号の上程、説明、質疑、委員会付託	198
○議第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	199
○議第40号の上程、説明、質疑、委員会付託	201
○議第41号の上程、説明、質疑、委員会付託	202
○議第42号の上程、説明、質疑、委員会付託	203
○議第43号の上程、説明、質疑、委員会付託	204
○議第44号の上程、説明、質疑、委員会付託	205
○議第45号の上程、説明、質疑、委員会付託	207
○議第46号の上程、説明、質疑、委員会付託	209
○議第47号の上程、説明、質疑、委員会付託	210
○議第48号の上程、説明、質疑、委員会付託	211
○散会宣告	214
○署名議員	215

第 4 号 (3月13日)

○議事日程	2 1 7
○本日の会議に付した事件	2 1 8
○出席議員	2 1 8
○欠席議員	2 1 8
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 1 8
○職務のため出席した者の職氏名	2 1 8
○開議宣告	2 1 9
○議事日程説明	2 1 9
○会議録署名議員の指名	2 1 9
○議第 2 2 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 1 9
○議第 2 4 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 1
○議第 2 7 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 2
○議第 3 5 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 2 5
○議第 3 6 号～議第 3 8 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 3 1
○議第 3 9 号～議第 4 2 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 3 4
○議第 4 3 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 3 6
○議第 4 4 号～議第 4 7 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 3 7
○議第 4 8 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 4 0
○議第 4 9 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	2 4 1
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 4
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 7
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 9
○各委員会の閉会中の継続調査申請書	2 5 3
○閉議及び閉会宣告	2 5 3
○署名議員	2 5 5

令和2年3月定例町議会

(第1日 2月25日)

令和2年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年2月25日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針、予算編成方針並びに行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君

町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	高橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（清水清一君） 皆さん、おはようございます。

今日から3月議会始まりますので、よろしく願いいたします。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和2年3月南伊豆町議会定例会を開催いたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（清水清一君） これより、本会議第1日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 稲葉勝男君

9番議員 漆田修君

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの18日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（清水清一君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和元年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

◎町長の施政方針、予算編成方針並びに行政報告

○議長（清水清一君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

本日ここに、令和2年南伊豆町議会3月定例会が開催され、新年度当初予算を初め、諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針とともに予算概要を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに。

令和という新しい時代が輝かしく幕を開けてはや2年目となりました。

この令和2年は十二支の始めの干支である子年であることから、新しい物事や運気のサイクルが始まる年と言われております。

これを植物に例えるならば成長に向かって種子が膨らみ始める時期であり、本町に置き換えれば新たに策定した最上位計画である第6次南伊豆町総合計画の初年度として、次へのステップとなる可能性を秘めた大切な年であると考えます。

また、本年は待ちに待った東京オリンピック・パラリンピックが東京都を中心に開催され、伊豆市、小山町での自転車競技には多くの観光入り込み客などが想定され、伊豆南部地域への更なる誘客に熱の入った事業展開が進められる中で、本大会が伊豆地域全体のレガシーとならんことを祈念するものであります。

昨年12月の閣議を経て発表された「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、今後の経済財政運営に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指すとしており、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性の向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現に繋げるため、潜在成長率の引上げによる成長力強化を目指し、Society5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組むとしております。

加えて、少子高齢化には真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も、障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進し、全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進めるとしております。

さらに、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業を初めとした地方創生・地球温暖化など、SDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携をもって重要課題への取組を行うほか、財政健全化に向けては、「新経済・財政再生計画」に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すとともに、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、令和2年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づく歳出改革等に着実に取り組むと結んでおります。

また、我が国の総人口は2008年をピークに減少局面に入っており、世界に先立って超高齢化社会を迎えております。

団塊世代が後期高齢者となる2025年問題が提示されるなど、今後、さらに人口減少と高齢

化・少子化が進むことにより、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要の急激な増大、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化、消費活動や生産活動の縮小による地域経済の停滞を招くほか、税収の減少に伴う財政悪化が懸念されております。

本町においても、第5次南伊豆総合計画を策定してから10年が経過し、一層の進行が見込まれる人口減少・少子高齢化という厳しい現実や、ライフスタイルの多様化、厳しさを増す財政など社会経済の潮流が大きな変化を見せております。

本定例会においてご審議いただきます第6次南伊豆町総合計画では、これまで進めてきたまちづくりの取組状況について調査検討を行い、今後の施策の方向性等を見詰め直し、本町の可能性を再確認し発揮させることで次代の社会の基盤を築き、子どもたち孫たちへと繋いでいくものとし、人口減少・少子高齢化という厳しい現実と直面している中で定住人口の維持を図りつつ、南伊豆町の住民として定住する町民のみならず、本町に継続的・積極的に関わりを持つ関係人口も含めた新たなまちづくりの主体が、相互理解のもと協働して新たな地域づくりに取り組むものとしております。

令和2年度以降、この第6次南伊豆町総合計画に基づく施策を着実に進め、町民ファーストの町政実現に向けて誠実かつ謙虚は政治姿勢をもって皆様の支えとなる施策の推進に努めるとともに、政策の選択と集中による重点化を図り限られた財源を有効に活用しながらその歩みを確かなものとするため、主要施策の概要及び今後の方向性について所信を申し述べます。

施政方針。

令和2年度に向けては、これまでの取組を着実なものとするほか、第6次南伊豆町総合計画における主要施策の推進を図るとともに、今後ますます行政資源が限られていく中で、絶えず中長期的な財政状況を把握し、健全経営に最大限の配慮を図りながら事務事業の選択と最適化を推し進め、安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

とりわけ本町では、少子高齢化による人口減少、ライフスタイルの多様化などから住民ニーズも複雑・高度化しており、これらの行政課題に対応するため、絶えず情報収集に努めるとともに、自治体を取り巻く環境を的確に捉えながら、開かれた町政の推進と町民の負託に応えるべく、職員の資質向上及び行政組織の体制準備に取り組んでまいります。

また、本町の財政状況においては依存財源比率が極めて高く、国等の動向に左右されることから、不測の事態に柔軟に対応できるよう、ふるさと寄附等の財源確保や財政調整基金等の充実を図り、健全な町政運営に邁進してまいります。

このため、第6次南伊豆町総合計画で基本構想・目標に掲げる施策のほか、南伊豆町過疎地域自立促進計画などの着実な履行をもって町民の皆様にご賛同いただけるまちづくりを目指し、職員一同「ワンチーム」として進めてまいります。

私にとりましては、町長就任後3度目の新年度予算編成となりますが、引き続き「子育て支援、観光・地域産業の振興、福祉・防災の充実」を柱に町政運営を進めてまいります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

子育て支援。

平成30年度から進めてまいりました学校等への空調機器整備については、令和元年度の中学校2校の整備をもって完了し、町内の全ての認定こども園、小中学校において猛暑や寒さから園児や児童生徒を守る保育・教育環境が整いました。

また、懸案であった南中小学校グラウンド改修も完了し、表土の入れ替え、多孔管の埋設により降雨後のコンディションの早期回復など、その効果は絶大なものとなりました。

子育て支援の取組に終着点はありませんので、令和2年度以降においても引き続き子育て支援・教育環境の整備を推進し、高校生通学バス補助制度、こども医療費助成制度、出産祝い金制度など各種支援策の充実を図り、少子化の流れを食い止めることやその影響を緩和するための施策を積極的に展開してまいります。

具体的には、加速する少子化や保育施設の老朽化及び安全確保などから、抜本的な体制の見直しが課題とされている認定こども園について、南伊豆認定こども園への一園化に向けた施設整備事業に着手いたします。

令和2年度には園庭及び駐車場の整備を進め、利用者の増加が著しい子育て支援センターを園敷地内に移設整備することで最適な子育て環境の充実を目指します。

また、令和3年度には園内保育室の適正配置に向けた園舎改修を予定しており、令和4年度の完全一園化を目指してまいります。

外国語教育における小学校教育では、既に3・4年生は外国語活動が、5・6年生では週2時間の外国語の授業が行われておりますが、新たな試みとして、令和2年度から自治体国際化協会が提供する外国青年招致事業JETプログラムを活用し、英語の外国語指導助手(ALT)を町内の全小中学校に順次配置することといたしました。

ネイティブのALTが授業に参加することにより、日本人の先生と力を合わせ、それぞれの得意分野を生かした魅力ある効果的な授業を初め、給食や昼休み、部活動等を通じて児童生徒のコミュニケーション能力を高める第一歩となることや、ALTの出身国の生活や文化

について理解を深め、楽しみながら外国語の習得ができるようになり、外国人コンプレックスの払拭やより実践的な英会話が習得できるものと確信いたします。

国際交流の分野においては台湾教育旅行が4年目を迎えます。

これまで様々な台湾の高校生が南伊豆町に関心を抱き、本町を訪れ、本町からも多くの高校生が訪台し、ホームステイを通じて交流が深まるなど次世代を担う高校生たちの国際的な視野と感性を培うとても良い機会となっております。

国際的な人材の育成、伊豆地域の国際化という観点においても極めて意義ある交流事業であることから、対象を中学生まで拡大することなども検討しながら、訪台交流・教育旅行事業を推進してまいります。

さて、全国各地では少子化の進行が加速度を増し、児童生徒数の減少や学校規模縮小に起因する学校運営及び教育課題への対応が求められ、学校統廃合や通学区域の変更及び小中一貫校の創設など地域特性を生かした対策が講じられております。

賀茂圏域内の状況に目をやれば、中学校再編の動きは加速しており、河津町・松崎町では既に1校体制にあり、下田市・西伊豆町においても学校統合が決定されておりますが、学校再編は本町においても避けては通れない重要な課題であり、適切な対応が求められております。

本町においては、町内中学校生徒数が150人を割る令和8年度から令和10年度がその時期と考えられ、小学校においても近年の出生者数を鑑みますと、中学校統合後のそれほど遠くない時期での再編・統合を検討していく必要があります。

このため、令和2年度には学校統合に向けた委員会を立ち上げ、教育関係者のみならず校舎の耐震性にも精通した方々なども委員にお迎えし、地域の方々からのご意見も含め、多面的な考えのもと議論を進め、より良い教育環境の構築に向けて真摯に取り組んでまいります。

観光・地域産業の振興。

昨年4月1日には伊豆南部地域の皆様の大きな期待を受けて、石廊崎オーシャンパークがオープンいたしました。

昨年末までに約12万人もの方々が訪れ、現在開催中の「みなみの桜と菜の花まつり」と相まって、年度末までには約15万人にも到達する勢いと聞いております。

石廊崎再生に向けた取組は決して平たんなものではありませんでしたが、これまで携わってこられた関係者のご努力が結実し、多くの来訪者に伊豆最南端の魅力ある景観を肌で感じていただける癒やしの空間をご堪能いただいております。

令和2年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催による世界的規模でのインバウンド効果や、静岡DCアフターキャンペーンに期待が高まる中、これら大きな追い風を確実に捉えるため、完成した芝生広場を活用した様々なイベントを通して、さらなる来訪者の獲得を図るとともに、豊富な海産物と特色ある地場産品、類いまれなるジオサイトや800本の桜並木といったオンリーワンの観光資源に加え、本年4月末から名称も新たに再開する波勝崎モンキーベイとの相乗効果をもって、新たな伊豆半島周遊ルートの確立を目指してまいります。

このため、魅力ある観光地南伊豆を情報発信しながら、四季折々のイベント事業や施設内の適正管理に必須となる管理棟建築にも着手し、伊豆半島最南端のランドマークとしてまいります。

本町では、平成30年2月に発電事業者を含む4者により、地域活性化包括連携に関する協定書を締結し、同協定書に基づき南伊豆町再生可能エネルギー農山村活性化協議会を設置いたしました。

本協議会では、エネルギーの地産地消、南上地域を中心とした新たな産業振興と地域活性化に加え、有害鳥獣対策に効果的とされる木質バイオマス・ガス化発電技術を活用したプラントの早期事業化を目指してまいりました。

また、同協議会において再生可能エネルギーによる発電促進の意義、地域に適した発電の種類、発電量、発電設備設置に適した場所の選定などについて協議を重ね、昨年6月に南伊豆町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画書を策定いたしました。

これを受け発電事業者は、バイオマス発電方式による南上地区内での発電規模150キロワット級の整備計画を作成し、本年1月下旬には発電設備整備計画申請書を経済産業省に提出したところであります。

今後は、経済産業省の承認が得られた段階で、南上地区内にFIT法による売電順列の影響を受けない発電施設の建設が可能となり、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく町の承認を受けた項目については行政手続の簡素化が図られることから、当該事業への継続的な支援のほか、新たな事業展開による地域振興・活性化に取り組んでまいります。

近年我が国においては、インターネットやスマートフォンなどの普及から、経済、社会、生活のあらゆる場面で情報化が進展し、誰でもその恩恵を享受しております。

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsとして掲げられる17の目標の一つに「住み続けられるまちの構築」というものがあり、これを成立させる手段の一つとして、国はSociety5.0

への早期到達を提唱しております。

Society5.0とは、光ブロードバンドの活用が必須となる現実から仮想までのあらゆるものが繋がった高度情報化社会を目指す言葉で、I o Tで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことで課題や困難を克服し、イノベーションを通じて閉塞感を打破し、希望を持ち尊重し合い、一人ひとりが活躍できる我が国を目指す未来社会の姿であります。

本町においては、平成28年度に光通信網の整備に着手し、町内の約70%をカバーする62局での導入を皮切りに、令和元年度において整備した64・65・67局エリアの光ブロードバンド化をもって町域ブロードバンド化事業が完結したところであります。

今後の光ブロードバンドの活用に向けては、様々な事業展開を模索し、光通信インフラを基盤とした地域の活性化・地方創生の深化に取り組んでまいります。

福祉・防災の充実。

自治体間連携に基づく特別養護老人ホームエクレスシア南伊豆は、東京都杉並区からの入所者受入れは基より賀茂圏域での利用も順調で、満床状態が続いております。

施設運営法人のご努力に改めて敬意を表するとともに、圏域内での介護・福祉事業における中心的な役割を担いつつ、地域経済の活性化に向け、さらなるご尽力を賜りますよう切にお願いするものであります。

なお、隣接する南伊豆町健康福祉センターは、町民の健康増進と福祉向上に資する極めて重要な役割を担うものであり、地域包括支援センターによる介護予防や高齢者の総合的な相談窓口のほか、健康・福祉・子育て支援事業における拠点施設として幅広い年齢層の方々に利活用されております。

このような中であって、本町の高齢化率は46%を超え、近年では買い物や外出の際の「足」の確保でお困りの高齢者が増加するなど大きな社会問題とされております。

このため、高齢者の移動・外出支援に向けて「元気なシニア」が「支援を必要とするシニア」を支える助け合いの仕組みづくりを構築するため、静岡県ふじのくに壮年熟期プロジェクトを活用し、シニア世代の町民並びに町内の事業所を対象とする高齢者の移動・外出支援セミナーを開催してまいりました。

全4回のセミナーでは、専門家をアドバイザーに招き、高齢者の移動・外出支援の実施に向けた現状認識や課題を抽出するとともに、解決策等について意見交換し、先進地視察も行った中で南伊豆町に即したサービスなどを考案していただきました。

このほど運転ボランティアの養成も終了し、令和2年度はモデル事業を展開する中で、この移動・外出支援事業を熟成し、今後における本格運用を目指してまいります。

加えて、介護・福祉事業においては、質及び量のさらなる充実が求められておりますので、町民の皆様から愛され親しまれる環境の充実と、健康長寿社会の実現に向けた各種福祉サービスの提供に努めてまいります。

さて、近年における災害は大規模化・多様化しており、少子高齢化という社会構造の変化から社会経済構造も大きく変貌しております。

このため、災害時などに関わらず目まぐるしく変化する局面においては、迅速かつ正確な情報伝達が不可欠とされております。

防災行政無線は、都道府県及び市町村で規定する地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災・応援救助・災害復旧に関する業務に使用することを主な目的としており、平常時には一般行政事務に使用できる無線局であることから、所管する総務省では防災行政無線施設の早期デジタル化を推奨しております。

市町村で設置する防災行政無線は、移動系と固定系に大別され、本町においては移動系のデジタル化は既に完了しているものの、固定系のデジタル化には多額の事業費を要することなどから先送りされてまいりました。

適正かつ安定的な災害情報の提供は地域防災の要とされるものであることから、令和元年度の実施設計を経て、令和2年度から令和5年度までの4年間をもって機器整備を進め、県交付金や起債による財源確保に努めるとともに、財政支出の平準化と効率化を図り、同時通報用無線施設のデジタル化を推進してまいります。

また、静岡県による津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を契機として、更なる地震・津波対策について着実に進めてまいります。

以上、令和2年度の町政運営に対する基本的な考え方と概要を申し述べましたが、全国の小規模自治体においては、行財政改革や定員管理をもって行政組織の再編・集約化のほか、自治体間連携や広域連携などの取組が強く求められており、身の丈に合った体制整備が急務とされております。

このため、なお一層の行財政改革に取り組み、町民の積極的な行政参加と協働を基軸とした住民自治こそが地域再生・地域創造の原動力であることを念頭に、我が町南伊豆の更なる発展を目指してまいりますので、町民並びに本議会のご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、予算編成方針について申し上げます。

我が国の経済は、内閣府発表の月例経済報告から「景気は輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費マインドの動向に留意する必要がある。」との基調判断を行っております。

政府による施策の基本態度においては、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」などに基づき、潜在成長力の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指すほか、「全世代型社会保障制度」の実現や、消費税引上げ後の経済動向を引き続き注視し、予算の着実な執行について言及しております。

また、本年1月20日には一般会計の総額を102兆6,580億円とする令和2年度予算案が閣議決定され、消費増税や経済成長を見込んだ国税等の伸びを反映する中で、地方税・地方交付税などの一般財源総額については、令和元年度と実質的に同水準を確保するとしております。

一方、本町においては主要産業である観光業の低迷や人口減少などから町税等の伸びは期待できず、歳入の約7割を依存財源に頼らざるを得ない現状からも、財政状況は依然として厳しい状況にあるため、国や県の動向に十分留意しながら将来を見据えた中長期的な財政ビジョンが求められております。

以上のことから、新たに策定した第6次南伊豆町総合計画における主要課題を踏まえ、基本構想・基本計画に掲げる各種目標・政策を着実に推進するものであり、地域を経営するという発想のもと、「地域力」の強化に努めるほか、政策の選択と集中をもって重点化を図り、限られた財源の中で地域資源を最大限に活用し、施策・事業の進捗状況を的確に捉えた中で、今後の施策展開に反映させることが極めて重要となります。

さらには、住民満足度を重視した効率的・効果的な行政運営が強く求められていることに鑑み、常に歳出削減・費用対効果・平準化等を念頭に政策選択の最適化に努めるものであります。

具体的な施策・事業等においては、総合計画・過疎計画を基本として、多様化・高度化する住民ニーズや自治体を取り巻く環境などを的確に把握し、事業効果と優先順位に配慮した

適切な予算配分に努めたところであります。

結びに、円滑な町政運営に資するための財源確保に向けては、町税等の適正なる賦課徴収に加え、国・県支出金や町債のほか主要財源である地方交付税及びふるさと寄附金等を堅実に見込み、一般会計に係る予算総額では前年度比0.4%減の49億6,000万円を計上したほか、一般会計・12特別会計及び水道事業会計の総額では前年度比1.3%増の88億1,280万5,000円といたしました。

これら各事業の詳細につきましては、令和2年度一般会計及び特別会計予算書並びに当初予算に係る主要事業説明書をご確認いただき、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計別予算総額及び一般会計歳入予算に係る前年度との比較は次表のとおりであります。

以上をもちまして、令和2年度の施政方針並びに予算編成方針とさせていただきます。

引き続きまして、令和2年度南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、令和元年12月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、石廊崎オーシャンパークの整備状況。

伊豆半島最南端に位置する石廊崎は「初日の出」鑑賞の適地として人気も高く、元旦から多くの来園者をお迎えいたしました。

当日は雲が多く、日の出を見ることはかないませんでした。午前5時30分には開園し、約2,000人の方々に壮大な景観をご堪能いただきました。

また、年末年始の9日間で来園者数は約9,000人を数え、昨年の開園時に目標としていた13万人を既に超過し、現在開催中の「みなみの桜と菜の花まつり」と相まって15万人にも到達する勢いと伺っております。

なお、令和元年度事業として着手した駐車場西側の芝生広場に係る造園工事は2月末に完了し、令和2年度には同広場を活用した様々なイベントが企画されておりますので、本年度を上回る来訪者が期待されるところであります。

また、令和2年度当初予算には石廊崎オーシャンパーク園地整備事業の総仕上げとなる管理棟建築工事費を計上いたしました。

同施設では、貸切りバス等の乗務員控室、事務室、野外ステージ等催事に係る出演者控室にも併用できる休憩室のほか、四季折々のイベント用資機材等を収納する倉庫も備え、同園地内の適正管理における補完機能を担うものでありますので、ご審議を賜りますようお願い

申し上げます。

2、光通信網整備の進捗状況。

本年度をもって完了する光通信網の全町整備は、光ケーブル等敷設工程に基づく中で順調に推移し、2月末には全ての作業が完了いたします。

このため、1月14日には通信事業者による住民説明会が開催され、140人の参加を得た中で、改めて光通信に寄せる期待の高さを実感したところであります。

いよいよ4月から64.65.67局エリアの光通信が稼働し、平成28年度から始まった町内ブロードバンド化事業が完結することになりますが、本事業に深いご理解とご支援を賜りました町民の皆様並びに関係各位に対し衷心より感謝の意を表するものであります。

今後も、適切なサポート体制をもって光通信インフラを基盤とした地域活性化、地方創生に取り組んでまいります。

3、第6次南伊豆町総合計画の策定に向けて。

これまで基礎自治体における「まちづくり」の指針となる総合計画の策定においては、地方自治法による策定が義務づけられておりましたが、平成23年度の法改正を経て、これらの義務化が廃止されました。

このような中で、まちづくりの総合的かつ計画的な行政運営を継続的に進めるために計画策定は必須との決断に至り、新たに第6次南伊豆町総合計画を策定することといたしました。

新計画では、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とし、第5次計画から切れ目のないまちづくりを継承しつつ、新たな時代に即した行政運営を目指すものであります。

また、本計画策定においては、当該条例に基づく議会の議決が求められるほか、基本構想及び基本計画に関する事項を審議する機関として南伊豆町総合計画等審議会が設置され、審議会の委員には町内諸団体の代表のほか、産業、公務、教育、金融、労働、報道、医療関係者に加え公募による委員も選定し、アドバイザーは政策的事業で連携を深めた大学の先生方にもご参画いただきました。

本計画には、これまでの町の将来像も踏襲しつつ、人口減少や少子高齢化、厳しさを増す財政状況も踏まえた中で広く皆様にご理解いただける行財政運営のもと、政策の選択と集中による重点化を図り、町民との協働によるまちづくりの構築に取り組んでまいります。

4、有限会社レップジャパンとの包括連携協定の締結。

令和元年12月13日、河津町にて体感型動物園 i z o o（イズー）などを展開する有限会社レップジャパンとの間で、本町における地域産業の振興と地域課題の解消に寄与することを

目的とした包括連携協定書を締結いたしました。

連携内容では、知的資源・人的資源及び物的資源の活用を初めとした6項目を掲げ、本協定に基づく連携・強化をもって、町の更なる地域活性化に繋げるものであります。

なお、本協定締結後の1月29日には、株式会社波勝崎苑と有限会社レップジャパンとの間で「波勝崎苑運営に関する基本協定書」が締結され、新聞・テレビ等で広く報道されたところであります。

また、白輪剛史代表取締役からは「波勝崎モンキーベイ」とする新たな名称やロゴマークなども発表されたほか、4月24日のオープンを目指し施設改修などの準備を進めているとのことであります。

今後も、本協定に基づく連携強化に努め、「波勝崎モンキーベイ」を本町における重要な観光拠点の一つとして位置づけた中で、新たな観光周遊ルートの構築を目指してまいります。

5、賀茂1市5町と中北薬品株式会社による地域包括ケア・健康寿命等にかかる連携協定の締結。

昨年12月26日、下田総合庁舎において賀茂1市5町と中北薬品株式会社による地域包括ケアの推進及び健康寿命等に係る連携協定が締結されました。

人生100年時代を迎え、高齢化率が極めて高い賀茂圏域において健康寿命をいかに延伸させるかが喫緊の課題とされるなか、医療・医薬品等に関する幅広いアイデアとノウハウを有する中北薬品株式会社との連携をもって、地域包括ケアの推進と健康寿命のさらなる延伸を目指すものであります。

本町においても、本協定の締結を契機として質の高い地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、高齢者福祉事業と介護予防との一体的な協力体制の整備・拡充に努めてまいります。

6、町営温泉施設みなと湯の移譲に向けて。

みなと湯は昭和の時代から湊区営の共同湯として開湯した歴史ある温浴施設でありましたが、建物等の老朽化が顕著となり施設改修が困難となったことなどから、移転及び大規模改修等を経て平成4年から町有温泉施設となりました。

以来、平成22年度まで弓ヶ浜温泉公衆浴場設置条例に基づく委託契約者として湊区を指定し、同施設の管理運営を委託してまいりました。

また、平成8年度には銀の湯会館がオープンし、平成22年度まで町の直営としてまいりましたが、平成23年度から両温泉施設を民間事業者へ委託した後、地方自治法の改正を経て、

現在の指定管理者制度を導入いたしました。

このような中、両施設の指定管理期間が満了を迎えたことから、令和2年度以降の指定管理者を再公募するに当たり、湊地区への温泉配湯補償契約の打切りが示されたことから、公的温浴施設に不可欠な安定的な温泉供給が困難な状況となりました。

加えて、指定管理者からも数年赤字が続き、経営面で極めて難しい状況にあることから、指定管理期間満了時にはその指定を辞退したい旨の意向が示されておりました。

これら諸般の状況に鑑み、令和2年度以降の町営温泉施設に係る指定管理者募集施設からみなど湯を除外いたしました。

今後の施設の在り方については、過去の経緯も踏まえた中で湊区による事業継承を打診しているところであり、早急に協議を進めながら適切な対応を図りたいと考えております。

7、商工・観光振興の取り組み。

1、ふるさと寄附の状況。

令和元年12月末現在の寄附件数は2,538件で寄附総額は1億183万6,025円となり、前年度比で36.1%の減となりました。

寄附の状況は本年度においても大変厳しい状況にあるため、昨年11月末までにご寄附をいただいた方々に対し、本町の特色ある景観を生かしたカレンダーを配付するなど、更なる寄附者の定着に努めたところであります。

加えて、年末の閉庁期間に未実施だった寄附受付を大晦日まで延長したところ、年末4日間で1,500万円を超えるご寄附を獲得することができました。

今後も、寄附拡大に向けた魅力ある返礼品の創出に努めるとともに、ソーシャルメディアや各種イベント・誘客キャンペーン等を介した実践的なPR活動を展開してまいります。

2、第22回みなみの桜と菜の花まつり。

昨年の大規模台風の影響からか一部の開花が見受けられ、菜花の育成にもその影響が心配されておりましたが、暖冬により菜花も年末から開花し、桜も例年より早めの満開となりました。

このような中で、2月10日の開幕日には菜の花畑特設ステージにおいてオープニング神事が執り行われ、16日には菜の花結婚式が南伊豆東小学校体育館で挙行されました。

今回当選されたカップルは伊東市在住の鈴木和志様・かおり様ご夫妻で、下田高校吹奏楽部による演奏のもと、ご親族やご友人のほか、過去に菜の花結婚식을挙げられた複数のカップルもゲストにお迎えし、大観衆の祝福の中、永遠の愛を誓いました。

また、先週22日には、恒例となりました「第4回みちくさ夜桜マラソン・イン南伊豆町」が開催され、5キロ・10キロ・20キロの各部門に参加されたランナーはライトアップされた満開の桜並木コースを堪能されておりました。

なお、明日26日には、青野川ふるさと公園において株式会社N T Tファイナンスの主催による八重桜「はるか」の苗木贈呈と植樹式が開催されます。

この八重桜「はるか」は、東日本大震災の復興機運の風化防止を願う「f u k u s h i m a さくらプロジェクト」が全国的に取り組んでいるもので、伊豆半島最南端の町から福島・東北の復興をこれまで以上に強く祈念するとしての意義あるイベントであります。

町民の皆様には、桜まつり期間中の交通規制などで多大なご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますように切にお願い申し上げます。

3、昨年中の観光施設等の入り込み。

平成31年1月から令和元年12月までの町内観光施設等の入り込み状況は別表のとおりであります。

分野別では、昨年4月の石廊崎オーシャンパーク開園効果などで主要観光施設20万6,395人・前年比254.3%と大幅な増加となりましたが、宿泊施設で一部施設の休止などから18万2,091人・前年比91.8%、温泉施設では8万6,046人・前年比97.5%となるなど、夏場以降の大型台風などの影響を受けての減少となっております。

以上で、令和2年3月定例会の行政報告を終わります。

○議長（清水清一君） これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。

ここで10時30分まで休憩とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（清水清一君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） 9番、漆田であります。

質問に入る前に、この度の新型コロナウイルスに感染され、被害に遭った方々にお悔みとお見舞いを申し上げたいと思います。

早速、通告に従い質問いたしますが、弓ヶ浜地区の温泉供給と地域の存亡について。そして、総合計画策定と関係します地方公共団体の新生、再生問題。そして、公共施設のFM化と公会計制度。この3点について質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、最初の問題です。

弓ヶ浜地区の温泉供給と地域の存亡についてであります。実は、昨年12月20日、伊豆新聞の第1面にこのような大きな見出しで弓ヶ浜温泉存続危機と、こういう記事が掲載されました。当局は承知だと思いますが、それが事のスタートであります。

実は私は、個人的にはこの新聞の掲載の前に弓ヶ浜のある方から相談を持ちかけられまして、私なりに動いてみますよということを約束して、早速動いてみました。地元の国会議員の方々と、総務省の関係であるとか、これは補助金制度の関係ですが、それと併せて国・県の県、それから町の、町は町長ですが、県の許認可の関係、そういう関係で一応動かさせていただきました。

実はこの問題は、事の発端は台風19号なんです。この台風というのは、港湾施設とか船舶の被害が非常に顕著であったんですが、2日間、実は停電したんです。弓ヶ浜にポンプ圧送しているポンプ室が停電したと。そして、その間の200ミリの超大型のパイプは、急激に冷却したために中のメッシュが非常に増大して、量的にも温度の低下も招いて、今回の伊豆新聞の記事の掲載に至ったということでもあります。

地元の方々、本日傍聴に見えている方は地元の方ですが、そういう方々は非常に危機感を感じて、そして署名運動したり、4,000人以上の数値を集めていただいたと

いうことでありますが、温度の低下ももちろんで、これもテレビで放映されましたね。観光協会長のうちのお風呂が、指差したら温度が低いというような、それを強くアピールしておりましたが、そういったこともありました。

今回の記事の掲載に相なったのでありますが、私は記事掲載の前に、そういった方々の相談を受けた結果、今、冒頭申し上げましたような動きをしたんでありますが、この伊豆新聞にも載っております弓ヶ浜地区というのは、伊豆急電鉄が開設されたと同時に折からの民宿ブームで、非常に大きな、約半世紀にわたって南伊豆町の観光面を牽引してきたそのゾーンであるということは、皆さんご承知のとおりであります。個々の民宿経営とかホテル、旅館の方々は非常に切実な問題。そして、町当局も大きな問題として捉えているのは当然であります。

そこで、最初にこの問題の切り口として入る前に、どこまで介入して町はやるべきか。そして、対応の仕方はいかがか。そういう基本的な町としての姿勢、それを最初に、町長、お話ししていただませんか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

12月20日付の伊豆新聞では、「弓ヶ浜温泉存続危機」という記事が掲載され、「長年、観光立町を牽引してきた弓ヶ浜への温泉供給管が老朽化し、全体的な湯量の減少と温度の低下が顕著化して、一部で供給自体がストップした。これら改修には、数億円の経費が見込まれるため、町に支援を求める」というものであったと認識しております。

その後、12月26日には、湊区内で宿泊事業等を営む2名が発起人となり、「弓ヶ浜温泉を守る会」という団体名を持って、約4,000名の署名のついた「温泉配給改善に関する要望書」を受理いたしました。

この要望内容については、「今後の温泉事業の継続については、民間事業者間の問題というより、観光立町の問題であると捉え、温泉配給事業者に対し、提言、協力を願いたい。」というものであります。

本町の観光産業においては、温泉は非常に重要な観光資源であることは強く認識しているところでありますが、源泉も含めた権利関係などもあり、古くから温泉供給事業については個人事業者の経営によるものというスタンスが、これまでの行政との関わり方であったと理解をしております。

このため、町が主体となってこれら温泉事業を引き継ぐとか、現状で公金を投入し大規模修繕に当たるとかいったことは、全ての町民の皆様のご理解をいただけるのか、極めて厳しい状況にあると考えております。

本年1月に入り、湊地区に温泉供給のための任意団体が設立され、現行の温泉供給法人との協議により、湯量減少の原因と疑われる箇所の温泉管部分改修に着手するとのことであり、まずは、道路や河川等の占用手続などがスムーズに進められるよう、組織を挙げて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 町としての立場からのご発言だと思います。非常に私、評価しております。当然、町道の、どういう具合になるのかわかりませんが、埋設かどうかということは別問題として、町道通らせていただくということについては、町の基本的な姿勢が、今、承りましたような答えで、私は非常に安堵しております。

実は、担当の企画課長には、12月10日、湊コミュニティーホールで弓ヶ浜温泉供給のある企業が、今後、温泉供給が非常に難しくなるよということをお伝えしましたね。それは当局がご承知のとおりですが、そして、正式には12日に文書で発送しております。

実は、それらの会合も含めて大きな会合が湊コミュニティーホールで1か月おきにあるんです。ですから12月、そして1月12日、そして2月12日、そしてその後の経緯はどうなったかということで、昨日、湊の黒澤明ではありませんが、8人の侍の方々に伺ってきました。それでは資金の手当てもある程度めどもついたり、正式な法人名の名称もそれでいきたいと思いますということになりまして、やっこの案件が緒に就いたという、私は認識でおりますが。

そこで、一番の肝心のもと、弓ヶ浜に源泉を供給している既存の企業の所有権の問題です。これは収益の測定、あるいは認識と関わってくるんですが、その売り上げをどういう形で新しい組織、これは一般社団法人だそうです。一般社団法人の弓ヶ浜の温泉供給協会というような名前にしたらいいんですが、そこでの収益をどのように案分するかという問題が依然として残ったままなんです。何しろ温泉を、量的にも安定して供給することが第一義でありますから、ポンプ室から湯の花橋、新しい橋がありますね。そこまでの400メートルをまず工事するための資金の捻出がやっともどがつかしました。本日ここに7人の侍の2人が見えておりますが、その方々が非常に大きな尽力されて、受益者間を調整して回って資金のめど

を、調達したというようなことも伺っております。

そこで、問題は、町長、町道を敷設するときに露出管で敷設したいらしいんです。これは後々の維持管理を安く円滑にするためなんです、そうした場合、通行に支障のないようなやり方はどうするかといいますと、こういう法面がありますね。法面に中空にぶら下げるやり方、そうすると道路の一番左端の斜めの、斜面の、ここはぶつからないという、そういう工法らしいんですが、これは後々、町のほうにお願いする段階で、町はその段階でイエス、ノーとおっしゃってもらうことは必要だと思いますが、基本的には、今さっき町長答弁のとおり、町はいいよと、そういう認識ですね。それは改めて。

企画課長でもどっちでもいいんですけども。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

占用等に係るルートにつきましては、現パイプラインの所有者様等ともお話しは若干させていただいているところでございますが、町有地でありましても、公共道路として提供されている部分につきましては、さすがに露出配管につきましては、ちょっと安全の確保が致しかねる状況でございますので、ルートについては慎重に地元のほうで決定いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） わかりました。

具体的には、これちょっと見えますね。こういう架設というんですか、宙づりみたいな、斜め宙づりです。こういう形で何かやるみたいなんです、これは後々の課題、問題として、今この場ではこれ以上申し上げません。

一応、弓ヶ浜地区の方々は、非常にこの2か月間、短期間で、こういう非常にスピーディーな速さで物事を成就させたということは、ある意味では非常に私は評価、安堵していますが、それに応えて町も、当然、さっき町長答弁のとおり、公営企業化なんてもちろん論外ですし、できるのは許認可について恩典を与えるぐらいしか、町としては、自治体としてはないと思うんです。ですからそこは前向きに早急に対応していただきたいと思っております。

次の関連質問に入りますが、実は、今月の13日に総合計画の答申を、町長の諮問に対して答申をされたということを聞きました。

その中で、まち・ひと・しごと創生法の関係で、地方創生室の室長さんもいらっしゃるの
で後ほど細かく聞きますが、ミナミイズ温泉大学構想という構想、打ち上げましたね。平成
17年に。それが、最終年次が今年2020年なんです。新たな5年のスパンで次のアクションプ
ラン、それを策定するという段階に来ておりますが、その中で、これ、案ではなくて新しい
答申後のやつをいただいたんですが、そこで総合戦略では当町、ちょっと書いたんで読ませ
てもらいますが、C C R Cと温泉大学構想を打ち出し、全国でも16番目の認定を受けて事業
展開をしている。これはご承知のとおりであります。2020年から24年までの二次計画スパ
ンにおいて、総合戦略に基づき進める事業について、町内外の様々な主体が連携する。先ほ
ど町長言いました産官学金労言のそれぞれの代表の方々が一堂に会して審議会を開催し、そ
こである程度の素案を作って次の段階へ進むという、ステップ的にはこういうことになるう
かと思うんですが、アクションプランとして取りまとめると記述されておりますね。この中
には。案の中には。

そして、第一次総合計画案の温泉大学構想は今どうなっているのか。当然、弓ヶ浜に送る
温泉がこのような状態になっていますから、温泉そのものを利活用する構想はここで頓挫す
るに決まっていますよね。ただ行政側からは、正確に正式に頓挫しましたとは議会に報告が
一言もないんです。ですから、今それがどうなっているのか。

そして、あと生涯活躍のまち事業、当然、その柱の剥けるスケルトンとしては、そういう
柱はあると思うんですが、それに対しては温泉資源の観点から、視点ですね、どのように考
えるのか。そのまち・ひと・しごと総合戦略の仕方です。向こうの5年間。その点について
お答えをいただけませんかでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

「ミナミイズ温泉大学構想」は、南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略における「健
康創造型生涯活躍のまちプロジェクト」の核となる事業として策定されたもので、共立湊病
院跡地を拠点施設整備予定地とし、多世代向け住宅、高齢者向け住宅、集会施設、そして温
泉施設等を整備し、多世代の多様な人々が集い、教え合い、学び合う場を提供することで、
関係する多くの方々が、健康で生涯活躍できるまちづくりを推進するというものでありまし
た。

本構想については、平成27年度から着手した同跡地の取得が難航し、その交渉に不測の時

間を要していたことや、現所有者による旧病院施設の解体時期が不明であったこと、また、同跡地の地理的条件等を勘案した上で、ご承知のとおり、令和元年6月定例会において同跡地の取得と拠点施設整備事業を中止する決定をお伝えいたしました。

一方で、同構想については、その熟度の高さが国にも認められた事業計画でありますので、新たな総合戦略アクションプランの中で、南伊豆の大学づくりプロジェクトとして、その概念を取り入れた生涯学習事業に継続して取り組んでまいります。

また、令和2年度から取り組む新たな戦略では、基本目標4に温泉等の地域資源を生かした健康づくりの記述はあるものの、現段階では、同戦略に弓ヶ浜地区への温泉供給に関する具体的な事項を盛り込み、地方創生事業でその対応に当たるといったことは想定しておりません。

本町においては、歴史ある弓ヶ浜温泉の伝統・文化の明かりは絶やしてはならない貴重な財産であると認識しておりますので、先ほどの答弁でもお答えしたとおり、問題の解決に向けて適切な支援を講ずることに加え、将来にわたる弓ヶ浜地区発展のため、「今、誰が何をすべきか」を明確にした上で、「問題の本質」を見極めた解決策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

今回の事案は、地域の振興、活性化の観点から、まさに地域存続の危機であると言えます。何としても弓ヶ浜地区を助けなければなりません。第一段階として、第1番目の閉塞区間のポンプ室から湯けむり橋間の約400メートルの仮設工事については、現在の受益者による出資、原資ともいいますが、原資にて対応し、末端の温量変化を確認すること。そして、その河川沿いに本工事を行う考えのもと、最適補助制度の選択や法人格を有する事業者の創設などと並行して進んでおります。私、先ほど経緯書の中で説明したとおりであります。

地域の総合整備費資金制度、これ、総務省の地方債課、企画課長が一番よく知っています。総務省の課長補佐さんと電話でやりとりしておりますので、本町の企画課長、一番承知していることなんですが、私、この制度のお互いのそごが生じないよう、そのほかにもいろんな選択肢があると思います。総務省だけではなくて。あると思いますが、改めてその制度の援用と、当局の対応の基本認識や前述の制度の説明についてご説明をいただきたいんです。

担当のほうがいいですね。担当課長でお願いします。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

老朽化した温泉供給管の改修については、総務省による「ふるさと融資制度」や、環境省の「温泉供給設備高効率化改修による省CO₂促進事業」などの適用が考えられます。

しかし、これらの制度の申請対象者は、あくまでも施設・設備の所有者となっております。

このため、湊地区において温泉配湯を受ける方々の組織が立ち上がり、温泉供給管等の維持管理・運営が可能となれば、国からの財政的支援など、その可能性が高まるものと思われます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

CO₂のほうは、全国の自治体が一斉にやっていますので、非常に宝くじではないですけども、当選する確率が非常に低いと仄聞しておりますけれども。逆に言うなら、総務省の関係のほうがいいのかなとは思ってはおります。

企画課長、総務省の担当の課長補佐さんと電話やりとりしましたね。その中で、新年度の予算計上は難しいよというようなこともおっしゃらなかったですか。補正対応の余地があるような話はなかったのでしょうか。ちょっとそこだけ教えていただけますか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現段階におきましては、町長答弁のとおり、事業者様の所有物となっております、方向性がまだ見えておりません。その段階で、国の予算確保のお願いその他というのはまだできない状況でございます。特に融資制度の場合は、あくまでも融資制度でございますので、返金していく、何年かということもございますので、その見込みも立ちませんと。また、財産権が、事業者様と地域のほうで上手に話ができた状態ではございませんと、さすがに国の予算の確保というところまでは至りませんので、現状ではまだ具体的には動いていない状況でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

[9 番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） それと、あと一つ。問題は、これは難関をクリアするという事は当然だと思います。現在の所有者との間で、今、地下に眠っている償却資産がありますね。下水、パイプ関係ですが、それを例えば新法人に譲渡するよとか、その代わり維持管理はあなた方やってくださいねとか、そういう話が次に待っているんです。次の段階に待っているんです。ですからそれらをクリアして、法人の形が、それを受けるための要件は備えた段階では、今、企画課長がおっしゃったようなことは、当然、次の課題に載ってくると思うんです。それから、あと1点。

実は、申請の際にコンサルティング業務で、大まかに言いますと、事業網のスキームと企画内容、あるいは各種の計画、資金調達、経過管理、あるいはマーケティングとか、こういったもろもろの要件を備えた一つのコンサルティングのドキュメンテーションが必要になるんです。申請書として一緒に添付して出しますので。その辺は、仮にその段階いった場合には、素人集団ではなくて、町のほうでいろんなコンサルの事業のパイプがありますよね。いろんな総合計画もそうですが。そういったところを紹介していただいて、コンサルのことを教えていただくということは可能でしょうか。どうでしょう。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

これは、まだまだ例えばの話ではございますが、今、出した2つの制度につきまして、CO₂削減関係、環境省関係の補助金制度につきましては、全段として定額です。1,000万頭打ちですけれども、定額でかかった分の、計画書づくりに関するそういった経費を補填してくれることもメニューの中に入っております。

その際につきましては、必要になりますのが、学術レベルで見てCO₂がどれだけ削減できるかといったような計画、そして、15年、20年にわたって事業が継続していけるかといったようなものも盛り込むというものになりますので、当然、町でも県でもどうなのかなというところですので、そういったことに精通したコンサルさんの紹介等が必要になってくると想定はしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

[9 番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） 一応この話は、一連の非常に長いスパンの話なんですけど、やっと緒に

就いたんです。あとは本体工事の湊橋までの3.2キロの本管の敷設工事であるとか、そういったものも次に控えておりますので、併せてそれぞれの業務が並行して進むことが望ましい。その都度、町のほうにまた担当課を通じてご相談に上がりたいと思いますので、ぜひ、力を貸していただきたいと思います。

そして、次の質問に移ります。

次の質問は、地方公共団体の新生、再生についてであります。これは総合計画の話が先ほど施政方針演説の中でお話しました。それとの関係が実は非常に深いんであります。都市づくりの根幹を担う都市計画制度の中で、土地利用計画というのは最も重要であると言われておりますね。都市計画をどうするのか。将来の自治体の姿はどうあるべきかということに直結しますので、それが総合計画、もしくは総合戦略計画として、それはリンクして次の段階の実施計画に繋げるという、大まかな流れはそうではありますが。

そして、人口減少社会に目指すべき都市像は、それを定めるための計画制度として、まず市町村の総合計画が上げられ、市町村は地方創生法に基づく、地方自治法は今回撤廃されましたが、地方創生法に基づく基本構想を定め、それを反映した行財政計画、そして実施計画などを定め、それらを総合計画と称して行政全般を進めております。先ほど町長の施政方針の説明のとおりだと思います。

その計画の内容としても、市町村が目指すべき将来的都市像が示されるが、それらは概ね文章で抽象的に表現されることが多い。そうですね。光、水、緑、これが極めて抽象表現ですが、それを土地利用計画に反映する将来的な都市像とするには非常に困難がある。途中構想があつて、計画があつて、実施計画、それ聞かないと分からないんです。一般の町民は、ああこれが南伊豆町を目指している都市像だと、やっとわかるんですよ。ですから、今回の2月13日の全員協でもそうでした。私は全く分かりませんでした。ですから、町会議員を審議会に入れてくださいよとしつこく言っているんです。それは、権限は議会側にあります。イエス、ノーは。それは改めて議論しますが、そういうことなんですよ。

そして都市計画区域を持つ市町村は、総合計画の内容を受けて、都市計画に基づいたマスタープランを定め、その中に土地利用計画の方針など定めております。そういうことが一般的なんです。通例なんです。

それで、具体的にはどういうことか。土地利用の空間的は配置、レイアウト、それとか構成、そしてネットワークとして表現されることが多いということなんです。目指すべき将来的都市像が描かれることは多いのであります。そういうことを重ねていけば。

目指すべき将来的都市像が、具体的には実施計画であります。質問要旨2と3と一緒に言っちゃいますが、当該問題の土地利用計画はいかがあるべきか。そしてマスタープランとの整合はどうか。それを最初にちょっとお答えいただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成8年をピークに日本の人口は減り続けており、この人口減少の流れは避けられない状況にあると思料いたします。

このような中であって、必要とされる社会基盤を維持するためには、それに見合った人口密度を保つ必要があると考えられております。

また、人口減少に伴う財政規模の縮小などからも、限られた予算で社会資本を整備・維持していかなければなりません。

このようなことから、今後の土地利用の在り方として居住区域の指定なども考えられますが、現状の生活形態を維持しながら緩やかな誘導を促すといった政策が求められているものと認識しております。

先ほども答弁いたしました。緩やかな誘導という認識のもと、本来の南伊豆町らしい景観や暮らしを維持し、町民の皆様にご納得いただけるものとなるよう適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

ちょっと質問一つ飛ばしたみたいなんです。実は、質問要旨1のSDGsとSociety5.0の連動という話です。

これはさっき施政方針の中でちょっと細かくうたっておりましたね。ですから、その答えが既に出ちゃっているものに追い打ちをかけてもいいのかなということがありますが、ちなみに第5期の科学技術基本計画、これ国のほうなんです。そこでSocietyの1から5の定義がされております。1というのは狩猟社会、先土器から縄文時代のことを言っていると思うんです。そしてあとSociety2.0な農耕社会です。弥生時代から江戸時代まで。そしてSociety3.0は工業社会、明治になって文明開化で産業革命起こしました。そして工業社会に

なりました。そしてSocietyの4.0は情報社会なんです。バブル経済までなんです。そしてSocietyの5は超スマート社会。町長はさっき高度情報化社会という表現をしました。それはそれでいいと思うんです。超スマート社会の一つに入りますので。

問題は、ちょっとお話を一つしたいんですが、ギリシャ神話に出てくる女神アテナスというのがあるんです。これと同義のミネルヴァってあるんです。これは町長、本読めば分かることなんです。そのミネルヴァのフクロウは、迫りくる夕闇とともに初めて飛び立つということなんです。ですから、夕闇は何かということそのフクロウは知っているということなんです。ところが知らない人がいっぱいいるんです。この名句の示唆どおり、現在は一つの時代が終わり、一つの時代が始まろうとしていると言われていています。

今、日本が経済的にも社会的にも多様な面で危機的な状況に苦しんでいるのは、一つの時代が終わろうとしているにもかかわらず、新時代の形成へとかじを切ろうとしなかったからだとも言われています。

つまり終わろうとしている時代は工業社会であり、生成する新しい時代とは、脱ポスト工業社会なんです。これはSociety5.0と連動して、今、行政、政治の分野では非常にこれがはやりなんです。いろんなところで、政令都市はもちろんでありますが、非常にはやりなんです。これに対する認識は、町長、先ほどの施政方針のとおりでいいんですか。独自にお考えをお持ちでしたらまたお聞きしたいんですが、いかがですか、町長。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほど施政方針のとおりと考えてもらっていいです。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 超スマート社会は、結局そういう捉え方もありますけれども、それに倣ってやっている自治体が非常に多いからそうだという定義ではないんです。実は違うんです。要するに、ゆとりとか心の安寧を求める人間に優しい社会なんです。脱工業して、なおかつ情報化社会も完備した上での心の安らぎ、そういうのが今のSociety5.0で求めている定義なんです。ですから、これはいろんな本を見ると論述されております。いろんな本に載っています。ですからそれはそれでいいと思います。

次の問題にいきますが、先ほどの答弁の2番目でお話をいただきましたお話の中で、ちょ

っと私、漏れておりました、それをちょっと、これ、口述書でお渡ししてありますけれども、国の推計では、2020年以降は総人口も世帯数も減少すると予想されています。現実にも多くの自治体で空き家や空き地などの低未利用地が増加しており、市街地のスポンジ化といった現象をよく目にするようになりました。地方創生法の中の総合戦略では、人口戦略の対策が義務づけられておりますが、それらの問題を包含した都市計画の土地利用についてはどうでしょう。いかがでしょうか。そこまで言及されていますか。

それから、人口減少への対策として移住・定住が叫ばれ、自治体競争の名の下に新たな住宅地が必要とする論調を数多く見かけます。前町長のときのサ高住がそうでした。

果たして中央都市が取るべき対策は、新たな住宅地を開発し、移住・定住を進めることなのでしょう。むしろ、現存する各種の行政基本計画の中に、土地利用も含めた土地再生を考慮すべきと思料されます。

6年前に国が公表されました国土のグランドデザイン2050、2050年を想定したグランドデザインを想定しておりますが、それを受けて、我が国が目指す都市構造としてコンパクト・プラス・ネットワークが掲げられました。2014年です。それで同年に都市再生特別措置法が改正されて、その実現手段として立地適正化計画制度が創設され、これまでのさつき町長が言いました規制を基本にした手法から誘導に基づく市街地の縮小を長期的に実現しようとするものであります。

本制度は、各種交付金と連動しておりますので、そういった特徴もあって多くの自治体では計画策定が進められております。ちなみに、国交省の諮問機関であります社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会において2019年7月に答申をしていますが、これまでの土地利用制度は線引き制度、いわゆる都市計画法でいう市街化調整区域と市街化区域、そして市街化区域の中の用途地域とか、そういった線引き制度ですね。それに基づいて計画的に市街地を形成してきた一方、人口減少社会にはまだ対応した制度には変化しておらず、特に市街地周辺部では、明確な将来像を持たないまま無秩序な拡大を続けているのではないのでしょうか。

第6次総合計画や総合戦略で示すように、人口獲得が最優先となり焼き畑的に土地を使うのではなく、今ある市街地の改善、充実に重点を置き、農地や自然との新たな関わりを通じた保全活用を図り、その地域に応じた豊かな暮らしを共生していくことが実際に求められる土地利用ではないでしょうか。

さきの答弁、2つ前の答弁でね、町長答弁いただきましたけれども、その答弁の補足とし

でも結構ですが、この問題に対する認識をもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今後、急速に進む人口減少社会に対応した都市像としては、土地利用等の誘導などをもって、必要な人口密度を維持するという方向性が求められていると思料いたしますが、本町における都市計画は昭和49年8月23日の指定からこれまで見直しもされてきておりません。

また、ご指摘のマスタープランについても、現状では未策定となっております。

本町の課題や将来展望も踏まえつつ、適正なる都市計画の見直しが必要と思われまますので、ご指摘のありました第6次総合計画や地方創生事業などとの整合性にも配慮してまいります。

コンパクトシティ構想とは、郊外に持ち家を購入することで、無秩序に広がっていった生活圏を徒歩と公共交通を基本とした範囲に集約し直す構想であると認識しております。

また、当該構想は、高度成長期において、一気に人口が集中した都市部で、その後に発生した反動現象を收拾するための構想とも言われておりますが、当町には、当てはめにくいものではないかと思えます。

全国でも本構想への取組が進められておりますが、大規模災害などによる集団移転といった、特殊事例で成立する可能性は高いのかなという印象は持っておりますが、昭和49年発生の伊豆沖地震を受けて、落居地区の皆さんが集団移転の勧めを固辞されたという事例もあります。

本町においては、先祖代々その地で生活を営んでいる方々が大半なので、その方々を1カ所に集約することが果たして可能なのか危惧いたします。

高齢化が加速する中、これら課題は山積しておりますが、「どうしたら、そこに住み続けられる町になるか」をキーワードに、これからも各種政策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

施政方針演説の15ページの下段のほうに、先ほど町長まとめ総括して、この答えをいただいたような気がしたんですが、それをちょっと参考にしながら私なりにそしゃくして考えて

みます。

そしてあと、この質問案件2の最後なんですが、コンパクトシティについてなんです。これこの言葉の諸元は地方創生法なんです。政府の進める行政機能の選択と集中、そしてコンパクトシティは唯一の選択肢ではないよと。私12月議会で述べました。結局総務省が指導して上からトップダウンの形で各自治体にそれを押し付けようという魂胆が見え見えなんです。ですから、そうじゃないよ、俺は俺だというそういう根性を見せてもらいたいなどは思うんですが、そこをここでほざいてもしょうがないんですが、地域の将来についての確実的なモデルがトップダウンで各自治体に押し付けようとしている意図が読み取られる中、一方では義務付けられていますから。その作業を策定作業はやらなければいけないんです。ですから、令和2年度までには個別のそういう計画を策定中だと思います。

ですから、途中でも結構ですが、策定作業がもし進んでいるようでしたら、その進捗と内容について支障のない程度で答えをいただいけませんか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状では、策定は今のところしておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 令和2年ですよ。令和2年度までにやりなさいと総務省は言っているんだから、何も無いということはないでしょう。地方創生室長どうですか、実際進んでいるんでしょう。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

ただいまご指摘の新しい総合戦略になりますが、総合計画と時期を同一化計画として今進めておりまして、基本的には前回の計画を踏襲する形をとらせていただきまして、それに加えましてSociety5.0ですとか、あとは持続可能なまちづくり、この辺りとあと多様な人材の活用、いわゆる関係人口とかの関わり、それらを含む住民を含めた協働というのを前面に打ち出した形の計画で進めております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

あと一番最後の質問、ちょうどいい時間ですので、残り目いっぱいやらせていただきます。

公共施設のファシリティマネジメント化と公会計制度ということであります。この案件は平成9年、去年の9月決算議会において私は一般質問しておりますが、当時TKCの財務ソフトの不整備により自治体の保有する公共用施設、それから社会基盤施設、橋とかそういったものですね。それから及び公用施設、学校等がありますが、その簿価の設定がうまく機能しないことにより、9月決算に間に合わなかったという総務課長の答弁でありました。

したがって、従来の決算会計手法による報告となり、来春、要するにこの3月議会には間に合うとの答弁であったと記憶しております。

ご承知のように、ここ数年実際のファシリティマネジメントに関する関心が急速に高まってきた背景には、地域住民や産業界などから多様で高度化する施設ニーズに合わせて複合多機能多目的合築建設、言ってみれば福祉センターみたいなものですが、そういった整備が増加したこと。そして、併せて自治法が改正されて指定管理者制度が導入されてことです。そして、公共施設の老朽化や耐震年数期限との関係から施設更新や長寿命化に伴う修繕整備維持補修費や用途変更等の改修整備費が増加したことなどが上げられております。

そういったことで、このFM化について質問者も当局も同一の認識を持っていると思うんですよ。ずっとやっていますので、お互いにやり取りしていますので。

そこでちょっと視点を変えて、公会計制度のEDP化がなぜ遅れているのか。今回の3月時期には間に合ったのか、その進捗はどうか。それについてお答えをいただけますか、課長のほうに。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをさせていただきます。

議員申されました令和元年9月定例会以降の進捗状況につきましては、平成30年度分として、まず建設仮勘定扱いとしていた資産の登録を行いました。これをもって固定資産台帳が完了したため、財務4表の作成を現在進めているところであります。

具体的に申し上げますと、平成29年度分については、一般会計と、全ての特別会計の決算処理が完了いたしまして全財務諸表が作成されました。

現在は、当町が構成員となっている一部事務組合の決算数値をもって作成される連結財務

書類を調整している段階でございます。この連結財務書類の完成をもちまして平成29年度の財務4表の完成となってまいります。

なお、平成30年度分につきましては、平成29年度分の完了後速やかに調整に移り、令和2年の3月末の完成を予定しているところでございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

また、この中で出てきた数値につきまして、担当のほうで精査をいたしまして中身がどのようなものかについて検討しまして間違いがないかどうかを確認して作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

簿価の設定は自治体が保有する資産も大きく分けて、さっき3つに分かれますね。したがって、社会資本整備関係については、単年度予算では経費扱いで全損でいってしまいますね。ところが、10年間のアクションプランの中では、修繕費を見込んだ計画を立てるようなことで、今フレが回っていますね、総務省から。

したがって、1,000に近い自治体がアクションプランを10年の修繕計画として策定中なんです。これは、総務課長は窓口ですから、一番よく理解しているんですが、その中で問題は、耐用年数の残っている公共資産を平準化して残りの単年度の予算措置をしなければならないという作業がついて回るんです。ですから、従来であれば100%の経費を予算として計上すればよろしいんですが、あと5年の耐用年数が残っていた場合の例えば資本的支出をして簿価が増えた分、あるいは経費として単年度で修繕費を落とす分、その辺の交通整理をしながらやらなければならないという、そういう仕組みがあるんですね、会計の窓口として。

ですから、そういったことも含めて3つの大きな公共資産について、それぞれが全部異なった性格を持っていますので、非常に難しいと思う。会計分専門ですが、私でさえ難しいです。

総務省の手引を読んで、これは非常に難しいな。しかも会計学の知識のない一般の職員が、予算のときに仕訳を同時に入力したとしても予算上には反映されていないんです。一般の支出伝票で初めて対応されているものですから。そこまで理解しきれない。そういった難しさがあって、去年の9月には間に合わなかったんだなと私は理解したんですが、ですから、総

務省の言っているFM真髓というのは、そういった総合計画と個別計画の複合による連携そこだと思っんですね。ですから、それはよく課長答弁で理解しました。

そこで、もうほとんど時間ありませんが、このFM化は住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進することを望まれておりました、一般会計の複式簿記化は自治体の行財政改革のP D C A、プラン・ドゥ・チェック・アクションですね。サイクルを回すことによって次の計画にそれを反映すると。そして持続可能な地域社会づくりの推進に役立つことを期待。そして、要望しながらこの要旨3の件名3の質問は終わりにしたいと思います。

あと、予算委員会もありますので、詳細については、さらに詳しく担当の主幹クラスも見えておるでしょうから、その場でやらさせていただきます。

以上をもちまして、私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） これにて漆田修君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（清水清一君） それでは休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（清水清一君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 4番議員加畑です。よろしくお願ひします。

今回の質問は、4つ用意させていただきました。

まず1つが、弓ヶ浜へ温泉供給危機を回避するための町の関わり方。

それから2番目に、ふじさん駿河湾フェリーの松崎新港発着の推進。

そして3番目に、森林環境譲与税を効果的に活用するために。

4番目が、トンネルコンポスト方式によるごみ処理場の視察ということで質問させていただきます。

午前中30分しか時間がございませんので、2つまで質問する予定であります。温泉の件、それからふじさん駿河湾フェリーの件ということで質問させていただきます。

まず最初の質問ですけれども、かねてから町長は各コメントの中で、温泉は町の宝だという話を随所に出していると思います。私もそのように思っております。今回弓ヶ浜の温供給の危機に関する話題がかなり出ているんですけれども、これは1地区だけの問題ではなくて、町全体の問題として捉えるべきだと私は思っております。

先ほどの漆田議員の質問の中でも詳しく話が出たんですけれども、また、切り口を変えて私聞いていきたいと思えます。

その前に、皆さんのほうにお配りしました資料がございます。

これは河津町、松崎町、それから西伊豆町、温泉に運営まで関わっている町の資料であります。これ、まずうちの町は温泉事業というものを町が運営しているわけではないんですけれども、近隣市町がどのように関わっているのか。まずは知るべきではないかと思ひまして、各町の担当課を回ってきました。どこの町もばら色に展開しているというわけではないことがあります。特色もそれぞれでして、結果的に言いますと、一概にいいところだけをまねして運営していけばいいのではないかという結果には僕も行きつかなかったんですけれども。

例えば河津町にしてみると、パンフレットはすばらしい内容であるんですけれども、実際には500世帯契約しているけれども、個人宅がほとんど事業者はいないと。それ専用の温泉用の浴室を造っているのに、やめるにやめられないという状況が続いていると聞いております。実際に解約するときには、敷地内の設備については自分で解体して埋め戻すと。これにやはり数十万かかりますので、それについては、なかなかやるにやれなくて継続しているような話も聞いてきました。そうすると、河津町の例はなかなか参考にならんのかなという結論になりました。プラス一元管理の形をとってありまして、水で希釈する、添加物を入れる、スケールが付きづらいうにするという工夫もしておるということです。

これは西伊豆町でも松崎町でも同じような状況があるという形で、うちの町と似た泉質からしますと、三浦温泉です、松崎町、それから西伊豆町の宇久須の温泉そこは泉質が非常に

似ていると。スケールが付きやすいという形なので、そこが参考になるのかなと思って担当課に聞いた直後に、松崎町の三浦温泉の社長さんが講演会開くという形で、それにも参加してきました。これが1月26日です。実際に三浦温泉さんの事業所も見せていただきました。

その中で、先ほど漆田議員が言われたように、露出管を使ってやはり後々の整備がしやすいようにという形で工夫されていると。そこには管理業者の方も来ておまして、やはり南伊豆の温泉にも関わったことがあるということで、泉質が似ているということも言っていました。今後町が関わっていく、要するに予算化をしていくというところまでは僕は難しいと実際思っています。

ただ、この温泉をどうやってカバーしていくかということは町の課題でもあると思うんですけども、これまず担当課の課長に聞きたいんですけども、露出管を使ってということの利点というのは、やはり後々の修理がしやすい。それから目で見てすぐに判断できるということがあるんですけども、頻繁に通行のある道路に通したときに、修繕のときにも、やはりその通行を止めなければいけない事態にもなると思うんですけども、それ先ほどの答弁とかぶるかもしれませんが、どのような形でこののを考えているのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず、この給湯管につきましては、温泉供給事業者様のものであるということ。それを修理するに当たっていい形というのが、現状ですと洗管をしていくとか、ドリルで口峽をмонでいくというよりは、やはりバイパスを造るということにはなろうかと思えます。事業者様のほうとは露出配管であることということで、今後のメンテナンスの問題であったり、初期に比較的試験配管として安い金額でできそうであるということ、どのルートが一番配管についての占用等を取りやすいかといったような相談も受けておりますので、企画課であったり地域整備課であったりといったところで占用の方法について、要するに上部県庁のほうへも若干確認といいますか、こういった形がいいかというお伺いも立てながら進めているところです。

その中で出てきていることというのが、やはり町も県につきましても、道路というものについて露出配管で今後何十年もかかるものについては、道路 露出配管は無理でしょうという見解です。そうなりますと、町有地であって植え込みであったり、花壇になっている部分であったり、これ河川の縦断占用というのは、ほぼ全国で例はないのですけれども、当然

のことながら川が流れている内側の堤防への占用というのはまず無理でしょうと。事によりますと、人の通行その他に害がないのであれば、堤防の法尻、要するに外側の一番外ですね。そういったところについては検討の余地があるかもしれないという回答はいただいております。ですので、それ以外のルートについてを、これで、地域で、例えばこう決まりましたということで持ってきていただいたとしても、露出配管であった場合、これはということで一旦当然町の窓口では差し止めなければならない状況になろうかと思えます。検討する時間も長くかかるかと思えます。早期で実施を目指していくためには、やはり、しっかり話し合いをした上で、何が一番たどり着きやすいのか。そういったところは確認した上で、次に進みたい、進んでいただきたい、そう思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 課長のお答えよく理解できました。今回、この温泉に関わる業者さんたち、事業者の方たちですね。今回の協議会の方たち、町と敵対するという意識はないと思うんです、僕は。今後うまくやっていくためにどうするかというところで議論しなければいけないことだと思うので、できないことをねじ込もうというところは、やはりこれは建設的な展開は望めないのではないかなと思うんですよね。今言った道路に関しても、なかなか時間もかかるだろうし、実際の後々の処理メンテについてもということであれば、今課長が言われた河川の要は際の部分ですよね。そこになると今度は町の管理というよりも、県のほうになるのかということがあるんですけれども、例えば手っ取り早く言ったら、河川をずっとはわけて温泉管を弓ヶ浜までつないでしまえばいいという単純な考えがあるんですけれども、それをベースにして考えるということは、町のレベルではできないんでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

国・県が管理します河川につきましては、基本的には縦断占用、いわゆる川に沿って縦に上流から下流に向かって延びていく線というのは、占用しているものはまずありません。河川改修等で何らかの打合せがあった上でという昔のものは残っておりますけれども、現行制度の中では出てきません。ただ狩野川等で、やはり河川敷についての有効活用ということについては、モデルケース等の検証が行われていたりもする状況でして、やりようによっては期間を限定した上といったところが前提になります。そして、あくまでもそれが堤防であっ

でも河川管理用道路になっていたり、町道に認定されていて人が通る、車が通る部分については、やはり露出配管は不可能です。

要するに、アスファルトの上に露出配管というのは、まずどこからも許可は出ないと思っていただきたい。そのためには、河川の縦断で一部分をどのように、これから交渉がしているのか。これについては、南伊豆町役場がどうしたいというよりは、やっぱり地域の皆さんがどれだけそれを必要としているかということを確認にするということが大事ではないかなど。そこができないと通常も法制度的には、まず現状では特例というのはない状態ですので、その部分での地域の団結力といいますか、そういったことが試されるという言葉はおかしい、非常に失礼なのですが、そういったことがまずないと、これはちょっと先に進んでいけない。もうその時点でストップしてしまうような計画である、そう考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。企画課の課長としての答弁として私聞きました。

質問の矛先の担当課を変えたいと思います。地域整備課の課長にお聞きします。

河川を利用するということになりますと、今回、私上げていないんですけども、前回まで質問していましたミズベリングの企画に相当するのではないかなと思うんです。河川の新たな利活用という形からしますと、そこに温泉管をはわせるというのは、企画課の答弁としてはなかなか難しいといっても、地域整備課から見た可能性というのはあるんでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

河川の管理という面に関しますと、やはり河川の縦断占用というのは河川堤防、その配管が破損したときなんか結局川の堤防を欠損するというような事象になりますので、なかなかこれは難しい面があるのかなということで考えております。また、ミズベリングの観点からしても、その辺はそこを利用してということは、ちょっと難しいのかなという考えでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。

私が思ったのは、例えば温泉管をずっとはわせて、温泉の管は周りが暖かくなりますよね。その冬の時期に、そこにカバーをかけて座れるようにして長いベンチになって、観光の拠点になるのではないかなという発想があったんです。もしそれができるのであれば、ミズベリングのほうから企画したらどうかなと思ったんですけれども、分かります。今言った内容で非常事態のときに困るといふかたちも分かるんですけれども、1つの案として、そんな形の切り口もいいのかないかなと思ひまして今聞いてみたんですけれども、分かりました。状況は分かりました。

じゃ、町長にお聞きしたいんですけれども、これは町全体の意識としてやっぱり広めていくべきだと僕は思います。どうしても限られた地域の問題という捉え方をしてしまいますと、よその地域が無関心になってしまうのではないかなと思うんです。ただその地域から発生している町の利益、それから人が集う場所とかという形でいくと、やはり大きな影響をこの町に及ぼしていると思うんです。そこはやっぱり手厚く保護していくことというのは、これは町にとっては必要なことではないかなと思います。これは町のほうで運営とか全部背負えという話ではないんですけれども、その点についての意識というのを、ひとつ聞かせていただきたいんです。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、当然町としても私も先ほど述べさせていただいたとおり、この弓ヶ浜温泉というのは大変貴重な大切なものであるというふうに認識しております。ですから、何をやるというよりもやれることをやるというところをしっかりと進めていくべきかなというふうに考えております。当然ですけれども、受給者、受益者の皆さんとそれから配湯事業者の皆さんとそれぞれの皆さんが結果的にはいい形で収まるようなところを一応私も目指しておりますので、そのために役所としてやるべきこと、国、それから県のほうに働きかけも私の仕事と思っておりますので、段階を踏んで進めるべきことは進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。ぜひともこの問題は前向きに進めていただ

きたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入ります。

「ふじさん駿河湾フェリー」の松崎新港発着の推進ということで質問させていただきます。

1月21日、地元の伊豆新聞に載りました。フェリー寄港知事発言に期待感。知事がこの発言をしたことによって、ちょっと地元が沸き立ったというところが僕はあったと思うんですけども、その辺の情報というのは当局側としてはどう捉えているのか。例えば、首長さん同士でこれを進めていこうという話が出ているとか、そういう発言はなかったのかどうか。まず聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨年12月3日に、駿河湾フェリーの運航ルートについて「松崎町などへ着岸できるかどうか検討する」とした静岡県知事のご発言については、私自身も承知をしております。

この知事発言に伴う近隣市町の首長との意見交換などにおいては、今後、確認調査等が進められる中で、「松崎新港へのフェリー着岸には新たな工事が必要となるのではないか」あるいは「関係市町の負担金はどのくらい増額になるか」などの意見が出たと記憶しております。

いずれにいたしましても、各首長とも「調査結果が出るまでは、圏域での具体的な協議が進められないので、しばらくは静観することにしましょう」ということであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 調査結果が出るまでは静観ということでしたけれども、これはこのままスルーしてはいけない問題だと僕は思うんです。実際、伊豆縦貫自動車道路が通ってきてお客さんが入ってくるルートがある。東海岸からは電車で入ってくるルートがあると。西海岸からはこれ船で入ってくるルートがあるとなりますと、伊豆半島の南側、天城から南側の賀茂圏域相当変わってくるのではないかなと思うんですけれども、そこにどうしても負担金のことがあります。通りのフェリーを継続するときにもやっぱり負担金が生じるということで、かなり心配されてことがあると思うんですけれども、それから工事についてもお金がかかるということもあると思うんですけれども、これはこちら側からこれだけのお金を

かければ、これだけ効果があるんだということを積極的に働きかけていくべきではないかなと思うんです。これ知事が不用意に発した言葉でもないと思うんです。フェリーに関しても継続がなかなか難しい中で、それを回避するために、このルートも作っていかうという考えがあったのではないかなと思うんですけれども、これ静観するのもいいんですけれども、その間に何かこちらが動いて企画を作っていくということも必要ではないかなと思うんですけれども、その点いかがですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども申し延べましたが、事業調査等がこれから行われるということでもありますので、現時点で確かな方向性はお示しできませんが、当該調査の結果により、仮に松崎新港を利用するコースが新設されることになれば、行政や観光関係者などが連携し伊豆南部の広域的な地域振興・活性化が図られるものと思料いたします。

本町においては、町内に点在するジオスポットや石廊崎オーシャンパークのほか、4月24日に開園を予定する波勝崎・モンキーベイなどの観光拠点を軸とした広域的周遊コースなどを構築することで、さらなる観光振興が図られ公共交通機能の利便性向上などにおいても、大きな期待が寄せられるところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今の答弁の中のその部分です。うちの町にとっての石廊崎オーシャンパーク、それから新しい波勝崎のモンキーベイ、ここに対しての誘客という形をとれることに期待ができるのではないかなと思うんです。プラスして賀茂圏域全域を回る周遊コースというのは、どうしても今まで縦貫道を降りてからとか、天城北道路を通過して西海岸を通過してからとか、電車で下田駅降りてからとかということだったんですけれども、本当に新しいルートができると思うんです。これに関しましては、今日も傍聴席に来ていらっしゃる方々の中には、やっぱり関係者の方もいらっしゃいます。僕のほうで同世代の議員のほうに賀茂圏域の中で、この話を広めましょうという話をしました。そういう形で新しいお客さんの獲得をしなければいけないということがありますので、ぜひとも、これ市町を越えて、こういうルートできたらいいのではないかなと思うところは作っていてもいいのではないかなと思うんで

すけれども、例えば、それがこの予算がつかなくて無駄になったとしても、こういう周遊ルートがあるんだということになれば、別のときに使えると思うんです。それを例えば各観光関係の人たちのところで広めていただければ、有効的になるのではないかなと思うんですけれども、これは町長ではなくて担当課の方にちょっとお聞きしたいんですけれども、ちょっとそんな話も出してもらいたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

ふじさん駿河湾フェリーにつきましては、環駿河湾の観光活性化協議会という中で、静岡県、静岡市、伊豆市、下田市、西伊豆町、松崎町、南伊豆町というものが一般社団法人を立ち上げた中で、昨年の6月からフェリーを運航というか、受入れでやっているといった中で、当然それ以外の市町の方々にも南へ利活用というか、港が下がってこれば、そういうところへも恩恵が来ると思いますので、そういった中で、理解してもらった中で一堂に会して、活動していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。ちょっとこれ以上聞いてもなかなかしつこい質問になってしまうので、最後に町長にひとつ聞きたいんですけれども、これ知事の発言した裏側に何かあるんですか。僕思い付きで発言しただけとは思えないんですけれども、何かこう考え方があってしたのではないかと。これは賀茂圏域に対してのボールをぽーんと投げて、何か返ってくるボールを期待しているのではないかなと思うんですけれども、そんなことは感じなかったですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

どちらかというと、私もはっきり言ってしまうと、ちょっとびっくりしたなというところはあります。今、清水土肥間で、なかなか昨年台風等の影響もありまして、思うような利用客数が伸びなかったというところの苦肉の策というか、対応策というところもあるのかなというところなんです。私ども首長もそうですし、庁舎内で話す中では、やはり来年のこの3月頃をめどに中部横断道が全線開通になります。そうしますと、信州圏からのお客さんが中部横

断道を利用して清水に来る。清水からフェリーを使って伊豆半島に入ってくるというルートが確立される可能性もあるなというところで、これはその辺のところも踏まえて、ですから、これからの1年、そして1年後に中部横断道が全線開通してからの1年のお客さんの利用度を、一応1年間データをとる中で、そういうお客さんも来るよということであれば、圏央道が通ったがために北関東のナンバーの車が多く入って来ているということは、信州圏のナンバーの車が入ってくるということであれば可能性があるのかなと思いますので、そうすると、また新たな周遊ルートになるのかなというふうなところも庁舎内でも話はしているところですので、いつまでやるか県を初め3市3町の考えもいかにということですのでけれども、県の動きをちょっと注視していきたいなと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

その辺の話がしたかったので、ちょうどいい話が聞けたなと思います。実際これがチャンスになるのかどうか分からない部分ではあると思うんですけども、例えば知事のほうがチャンスを投げたつもりでいるのに地元から返ってこないからというので、スルーしてしまったのでは、これは何もならないなと思いましたので、多分今町長が言われた思惑が知事の中にもあるのではないかなと思う。それを1市5町の首長さんたちが共有していただいて、今後の動きにつなげていただければと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

それでは、2つまでの質問はこれで終わりにしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） それでは質問の途中ですけれども、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

なお、加畑毅君の残りの質問時間は午後を実施したいと思います。

休憩となります。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、加畑毅君の質問を許可いたします。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 午前中の2つの質問に引き続きまして、午後からは森林環境譲与税を効果的に活用するためにというテーマで質問をさせていただきます。

まず、前回から何回か質問させてもらっているんですけども、令和2年度4月以降に自治体に譲与される金額というのが大幅に増えたという情報を聞いたんですけども、前回質問したときに概略の金額は聞きました。そのときには担当課長から聞いたんですけども、前回と比べてどのくらい増えたのかというところを、まずお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

昨年12月20日に閣議決定され、令和2年度の税制改正大綱において、森林環境譲与税の譲与額並びに市町村及び都道府県への譲与割合について見直すこととなりました。

今後においては、関係法令が成立したのち、令和2年度譲与額は今年度の2.1倍となることが見込まれております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

2倍以上ということで、私もその情報を聞きました。たしか前回に担当課長から聞いた金額は、ここ2年ぐらいが500万前後、最終的には1,700万ぐらいというような話聞いたんですけども、松崎町の傍聴したときもやっぱりそのくらいの金額だったんです。それが2倍に増えていきますよという中で、いよいよその基金としてため込んでいくだけではなくて、整備するために使いなさいよという意味で倍増してきたのではないかなと思うんです。これをまた基金としてためておくという形になりますと、国の方針と違いますので使っていこうではないかという話になると思うんですけども、実際に使っていこうという内容は話合われていらっしゃるのでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

令和2年度の予算についてですが、後でまた審議をいただくこととなりますが、うちのほうとしましては、森林環境譲与税前年と同様に湊の黒松林のほうの予防剤注入、それとあと森林整備に欠かせない林道整備ですね。昨年9月に青野八木山線が開通しましたが、ちょっと道路法面のほうの崩壊が著しいところがございますので、そちらのほうの予算を計上させていただきます。ですので、今のところ内部留保するような考えはございません。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、担当課長のほうから実際の使い道のところも聞いたんですけども、本来この森林環境譲与税においての有効的な使い方というのは、今、荒廃している山林を整備することだと僕は思うんです。実際に今、整備されていないので鳥獣被害の原因にもなっていると思いますし、実際これから先、津波のイエローゾーンに認定するという話も町長のほうからありましたけれども、それにおいても、避難地としての整備をすることも山林整備をすることによって避難地の創出にはなると思うんです。それから当然見栄えも良くなりますし、日当たりの日照時間が増えることによって、今祭りの期間中ですけども、お客さんの滞在時間も長くなるのではないかと。これによって幾つもの問題が解消されていくことだと思いますので、僕はこれぜひとも力入れてほしいんですけども。

その中で、資料のほうこれお配りさせていただきましたけれども、地域林政アドバイザー制度、これ林野庁のほうからの資料なんですけれども、これ平成29年度からこの制度が創設されているということで、かなりの割合の補助がこれは国のほうから投与されるという話で聞いたんですけども、この辺は担当課のほうで聞いておりますでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

地域森林アドバイザーについては、林野庁のほう予算を計上した中で、この林業に対するアドバイザーの育成ですとか、そういったものの予算付をした中でアドバイザーを育成しているということは聞いてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） この林野庁のほうの資料の一番下のほうにも書いてあるんですけども、要するに、これ特別交付税とか経費の措置がされることになっておりますということありますので、たしか僕聞いたところによりますと、7割ぐらいは補助されますよという形ですよね。だとしたら、今の松林のところのことと林道の整備のこと、プラス今後荒廃した地域をどうやって処理していくのか、整備していくのかということも、やっぱり専門のアドバイザーを入れたらどうかなと思うんです。まず、これによって担当課の負担というのはかなり減ると思いますし、役場の場合はどうしても人も入れ替わってということがありますので、1つのところにずっと同じ人が関わっていくこともできないでしょうけれども、山林整備、単年度で、一発でできるものではないと思う。長くかかるので、継続的に同じ人が関わっていかなければならないと思うんです。だとすると、アドバイザー制度を導入すべきではないかなと思いますけれども、その内容についてはどの辺まで検討されていますでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地域林政アドバイザー制度については、市町村や都道府県が森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する。あるいは、技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の支援を図ることを目的とした制度であります。

地域林政アドバイザーとなる対象者では、森林総合監理士登録者、林業普及指導員資格試験合格者、技術士（森林部門）、それから林業技士、認定森林施業プランナーなどであり、業務の内容では、その知識・経験をもとに施策の計画立案や所有者への指導といった政策に関わる事務を対象としております。

当町では、特別交付税による財政措置もあり、今後の森林環境譲与税の活用なども踏まえ、継続した森林・林業行政の推進に向けて地域林政アドバイザーの活用なども検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

町長の答弁おっしゃるとおりだと思います。これはやっぱり専門的な知識が必要な場面で

すので、ここはぜひとも専門家を入れたほうが良いと思います。プラスその業者が町内業者だったらなおさら良いと思うんですけども、例えば町内にこのようなアドバイザー的な資格を持った人が何人ぐらいいるとか、どの業者がどういう仕事までできるかというところの把握というのはできていますか、その点。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

今のところ確認はしてございません。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 私のほうでは、ちょっとそういう資格を持っているよという人の情報も入ってきておまして、ざっくりとですけども、どういうことができるかなどという話もしているんです。だとすると、これはせっかく国のほうで倍増してくれた予算ですから、そこは有効的に使ったほうが良いと思います。プラスどうしても山林の整備というのは、今の状況でもなされていないのが現状です。観光客のお客さんたちからしてみても、もう少し整備すればいいのになという声も聞こえてきます。プラス私が議員になったばかりの頃に、旅館のおかみさんたちのほうから、その点についてちょっと言ってくれないかみたいな話があって、請願書を出そうか出すまいかというところまで行ったんですけども、なかなかそこまで大事にするのもねという話だったんです。

山林整備のことは、この制度が出る前から気にはなっていて何回か言っていたんですけども、やはり個人所有の山なので、そこに公金を入れるのはどうかということがあったんですけども、この森林環境譲与税の制度によって、そこに、てこ入れすることができる。プラスこのアドバイザーの制度によって計画的に整備することができると思うので、これはぜひとも、もう計画を進めていただきたいと思うんです。林道整備とか松林のところだけではなくて、全体においてどこをどう着手していけば効果があるのかということも、ぜひ計画段階に入っていたきたいんですけども、まだお話ししていないということだったんですけども、これは方針として町長、今後どうでしょうか。もう話だけでも進めたほうが良いのではないかなと思うんですけども。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地域活性化再生可能エネルギー法によるプラント、ガス化発電ですね。バイオマスガス化発電のプラントが建設されれば、なお一層この森林伐採ということは進むと思います。まずは1年後のそのプラントの開設を目途に様々な方向性も見出していかなければいけないというふうに考えております。当然ですけれども、優先順位がございますので、災害対策に寄与する。それから獣害対策等も含めた中で、様々な面から検討していかなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

そのとおりだと思います。優先順位というのは、どうしてもついてしまうので、きれいな整備をというところよりもやっぱり人命のこと、避難地としてとか、あと獣害対策というのも今一番の問題になっていますので、そこから着手していくことが一番だと思いますので、ぜひともこの話は予算が倍増されたという意味をやっぱりきっちり酌んでもらいまして、進めていってほしいと思います。

この質問は以上になります。

最後に、トンネルコンポスト方式によるごみ処理場の視察ということで質問させていただきます。

1月の末、議会のメンバーと一緒に町長も現地視察を行っていただきました。「バイオマス資源化センターみとよ」ということで、香川県の三豊市について見てきたわけですが、現地を。率直にこれ見てどうでしょうか、やってみようかなという方向で考えていますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、事務レベルによる南伊豆地域広域ごみ処理事業検討会においては、1市3町からの負担金をもって委託をしている焼却炉建設による事業費の算定を進め、並行してトンネルコンポスト方式についても同様の検討を行っております。

また、これら広域事業との経費等を比較するため委託したコンサル事業においては、町単

独での処理体制のパターンの中にトンネルコンポスト方式を加え、事業費の算定を行っている段階であります。

トンネルコンポスト方式の導入については、「燃やさない」という環境に優しい処理方式であり、コストにおいても焼却炉方式より安価ということはお案内のとおりであります。広域、町単独の比較成果が出た段階で、本議会にもお示しし総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 同じ時間に同じものを見たので僕も同感です。実際に三豊市でいきますと、合併した後の8万人規模の町で約1万平米は3,000坪ぐらいの敷地が必要ということで現地を見たんですけれども、実際に山の中の3,000坪というのはそんなに広くはないですよ。だとすると、これは可能なのではないかなと思ひましてCO₂削減の問題に関しましても、これ条件クリアしているということで、やはり、これ導入したほうがいいのではないかという意見はかなり議会側からも出たと思います。だとすると、問題はやはり現地でもあったんですけれども、最終的に出てきた固形燃料、この処理をどうするかということがひとつあると思うんです。ここは誰もそこが成り立たないと結局作り出して、それがたまっていく一方では意味ないよねということあったんですけれども。あれから約1カ月ぐらいですけれども、例えば、これを処理するその先の情報とかという新たな情報はありましたか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

とりあえず先の情報というのは特にはないですけれども、一応私どものほうでも検討しているのは一番大きな課題が、やはりその最終的の固形燃料の処理の方法が一番大きな課題というところであります。当然ですけれども、それに対する答えはまだ出ておりません。しかしながら、小規模ボイラーを使った中で、焼却熱を農業や育てる漁業や様々な方向に可能性があるのではないかという見当はしておりますが、今のところ、これといって方向が確実に決まっているわけではございません。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 多分問題はそこに尽きると思うんですよ。最初僕も固形燃料と聞いて、どこかしらに使えるのではないかと、用途はたくさんあるのではないかと思ったんですけども、そんなに使いやすいというものでもないということも現地へ行って分かりました。ただその答えを見つけなければいけないので、そのルートさえ見つかってくれば、きっちりトリサイクルできていくわけです。まず今のところ、ほぼほぼ関係の町の首長さんたちは見に行ったわけですよ。そこで議会のほうも見ていないところは近々見に行くということになると思うんですけども、これ何町か一遍にやる方向か単独かという話もしていましたけれども、今までだとかこういう話はスケールメリットとして、たくさんのところ他市町が多く集まってやることによってコストが減らせるというような話もあったんですけども、今回の場合、この担当者の説明でもあったんですけども、この会社の。小さい規模でもできますよと、むしろ大都市には向かないという話でしたよね。だとすると、小さい規模でも、ということになると、単独でもやるという方向まで考えているのか。やはりそこは3つの町が集まってということ考えているのか。西伊豆も含めると4つになりますけれども、その点の話合いというのはまだ進んでいないんですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これまで、3市町による検討会でありましたが、昨年7月に新たに西伊豆町が加わったことから、現在、1市3町による南伊豆地域広域ごみ処理事業検討会が行われております。

本会においては、下田市が事務局となり、焼却炉建設による事業費算定を進め、並行してトンネルコンポスト方式も検討しております。

焼却炉方式における事業費については、今年度中に調査委託事業が完了する見込みですが、トンネルコンポスト方式については、処理段階で製造される固形燃料の活用及び処理方法などが課題とされておりますので、その対応を検討している段階にあります。

これらの検討会の進捗状況については、機会を捉えた中で本議会にも逐次ご報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

単独という件では先ほども答弁しましたが、単独のほうも試算してどちらが町の方向性と相まっていくかということも両方検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。

大体これで私の聞きたいことが分かったんですけども、最後1つ確認したいのが、東賀地区のほう東伊豆と河津のほうは、要するに修繕したときにある程度容量がまだ余っている状況だったわけです。前回、このトンネルコンポスト方式の処理をする前は、最悪話がまとまらなければ、そっちに移動してもいいのではないかという話も出たわけです。ただ今回、この方式があると単体でもやっていけるのではないかということがあるんですけども、ちょっとこことは外れますけれども、東賀地区とうまく共存していくとか、例えばこっちのキャパが余っていれば、東賀のごみを入れることもできるよとか、こちらで不具合が起きたときに、そちらを使わせてもらうよとかという協定なんかの話というのはまだ出ていませんか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

何か不具合があったり大規模修繕等のときには近隣の市町が受け入れるという体制はお互いとお互いありますので、そこのところは特に問題はないかと思えます。ただ、東賀の処理場に運ぶというのは確かに今まで検討してきたところでありましてけれども、やはり南伊豆もそうでしたように、よその町のごみを受け入れるということに対して東賀地区の住民の方がどれだけ理解してくれるだろうかというのは一番大きな問題だったと思えますので、今のところ、東賀に持ってくという処理を委託するということは考えておりません。今1市3町か単独か、どういう形でか、広域でやるのか単独でやるのかというところが争点になっていると思えます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

結局、最終的に、その住民感情というところも分かるんですけども、広域連携していこうという動きの中では、やはりお互いさまの部分があると思うんです。確かに逆に言えば、こちらがそういうときには受け入れますよということを発信しておけば、お互いの気持ちと

いうのは収めることができるのかなと思いますので、ぜひこれ進める最終段階の部分ではあると思いますけれども、そういう協定も必要ではないかなと事態が起きてからになるとどうしてもその住民感情の部分がありますので、前もって話し合いをしておけば、うまく収まっていくのではないかなと思いますので、その点も含めてよろしくお願いします。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 加畑毅君の質問を終わります。

◇ 谷 正 君

○議長（清水清一君） 引き続き、一般質問、5番議員、谷正君の質問を許可します。

谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 通告によりまして、3つほど一般質問をさせていただきます。

まず最初に、放置山林、放置竹林とここにはCNFと書いてありますが、詳しくはセルローズ・ナノ・ファイバーの意味でございます。

それで、町長にまず確認させていただきますが、本題に入る前に（2）番目にあるんですが、CFとCNFという形で質問通告書は短く書いてあるんですが、このCFというのはカーボンファイバー、それからCNFというのは先ほど言いましたように、セルローズ・ナノ・ファイバーの意味なんですが、この言葉を最近マスコミとか新聞、それからテレビ等でちょくちょく出るようになったんですが、それについて町長今まで何か聞いたことがあるとか、その意味というのが、どういうものかというような認識はございますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

工業製品においてカーボンファイバーという言葉は聞いたことがございます。直接どういうふうに使われているとかということあまり存じ上げておりませんでした。それからCNFについては、やはりよく存じ上げてはいませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） ありがとうございます。

それを踏まえて質問をさせていただきます。

昨年いただいた令和元年度の町勢要覧資料版ですと、南伊豆町のその総面積が109.94平方キロ、そのうちの山林が70.21、原野が7.8平方キロということで、約町の面積の71%を山林・原野が占めていますと。そういう形の中で、過去戦後30年か35年ぐらい昭和30年から35年ぐらい前は、ブランド化した伊豆木炭、薪、それから今ではほとんど建築にはないんですが、建築の壁の木舞壁というのがあるんですが、その木舞の竹というのが南伊豆の特産で、そういうものを青野川の河口からいわゆる船で日本全国へ出荷配送されたというような歴史がございます。

その中で、当然伊豆木炭だとか、薪の需要があったときには30年から35年のサイクルで、いわゆる森林・山林の伐採が行われて管理がある程度適正に行われて、水害等についても大規模な水害というのが今までは起こっていないというような現状がありました。

しかしながら、戦後のいわゆる化石燃料を主体としたエネルギー革命によりまして、木炭や薪の需要が減少して南伊豆の主だった産業でありました木炭とか薪の生産が衰退の一途をたどりまして、現在では、南伊豆町の山林の主な樹種シイだとかなんかに代表されます常緑広葉樹とか落葉広葉樹や孟宗竹がいわゆる雑木指定されて、あまり利用価値がなくなったと。それについても、労働生産性が低いという形の中で放置されて、先ほどから申していますように、放置山林、放置竹林の原因となって50年近くその管理が放置された中で、昨年も15号、19号の台風、それからの大雨等がございます。近年の豪雨災害や台風や地震災害時には、大規模な土砂災害等が発生して、人命の被害や道路や家屋の崩壊等の原因の一因にもなっているというようなことが現実的にあります。

そういう中で、一部放置竹林、放置山林の利活用の動きがありますが、それらについての現状はどのようになっているのかということ。それから、町内の放置山林や放置竹林の現状把握、面積等、それから木材や竹林の利活用の現状と認識、これをまずお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における放置山林及び竹林の面積については、山林・竹林を合わせ1,254.49ヘクター

ルとされており、議員からご指摘にもありましたが、林材として利用価値も含めて需要がない状況にあると思われま

す。また、これら山林や竹林については、原則的には所有者個人に帰属するものでありますが、近年の大規模化する台風や風水害においては、これらに起因する被害の拡大が予想され、その対策が求められていると考えます。

現状においては、荒廃した山林対策等に即した森林環境税や、森づくり県民税などの財源を活用した森林環境整備なども進行中でありま

すので、その継続的な事業成果に期待を寄せるところであります。一方、平成29年度の調査になりますが、1ヘクタールの山林から約400トンの樹木が伐採されるとい

う結果が示されており、バイオマス・ガス発電においては年間1,000キロワットの発電に1日40トンの木材が必要とされてお

りますので、このことから長期的かつ安定的な供給がなされることにもなります。健全な森林環境の整備において所定の効果が期待されるところであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕
○5番（谷 正君） ありがとうございます。
今、町長のほうで現状とバイオマス等の答弁をいただいたんですが、それらについて、バイオマスで前の同僚議員の質問の中で1年間に50ヘクタールの伐採をするというような答弁もあったんですが、そのサイクルで、この71%の山林等をやった場合は、どの程度のサイクルで行くのか。結局、用材になった場合は30年から50年のサイクルで先ほど言いましたように、木炭だとか、薪なんかの場合はある程度用材としての効率性のものが出てくるわけですよ。そのようなことについては、どのような認識をお持ちなのか。課長で結構ですが。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

1年で約50ヘクタールと申しますのは、大体1,000キロワット級のバイオマス・ガス発電機が稼働した場合になりまして、基本的には1,000キロワットが1つ動いたとしましても、ちょっと町中の広葉樹林について、全てを例えば15年サイクル等で切り切れるものには到達しないです。3つ5つ回してもまだちょっと全部は厳しいのかなというところはございます。今回、初期段階で稼働計画をしておりますものについては、これ賦存量としてそれだけあ

るんですけれども、実質その林業士さんが切り切れるかという問題もありますので、150キロワット程度、1日4トン分ぐらいをまず出せるサイクルができるかということについて、を試みるようになっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） そうした場合、現在、協議会をつくって民間事業者と役場の中ではいろいろな協議、地元の協議をしていると思うんですが、その中で行きますと、現時点の計画、実施計画については、南伊豆町の山林面積の約71%を占めるいわゆる山林竹林資源については、ある程度賄い切れないというか、言葉はきついんですが、伸び放題の場合も出てくるといってよろしいですか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 今回の検討委員会、農山村活性化協議会につきましては、この仕組みが南上エリアでモデルケースとして成立するかどうかの検証でございまして、まだ実質稼働していないわけなんですけど、それができ上がって本当に動けば、随時いろいろなエリアのほうにモデルケースとして広げていくということを考えております。現状では、とても山の木を全部使うという状況には至っておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） そうしますと、現状の認識としまして将来性等については今後の協議検討課題だよと。それから、まず南上地区のものを始末しながら全町的に拡充していくとか広げるとかという、そういう将来的なお考えというのがありますか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 現在設置しております農山村活性化協議会につきましては、基本的には先ほども申し上げましたとおり、南上地区でちょっと試験をやる規模の大きさのものです。今後その状況が良いことになれば広げていきたいという委員さん方の気持ちはございますようでございますようですけども、現状ですと、まだそこまでは協議のほうは至っていないといったところです。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） そうしますと、南伊豆の放置山林、放置竹林について、今、南上地区はともかくとして、他地区のそういう放置竹林だとか山林については別の事業があれば、その将来性の可能性というのは、当然、検討協議の余地というのは行政として残しているという認識でよろしいですか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 現在稼働しております、先ほどから何度もバイオマス農山村活性化協議会の件になりますが、これについては山の木を活用できる1つの方法の検証ですので、全ての山の木を切る事業の検証でないものですから。それは環境税であったりというようなところでまた何系統かで検証しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） しつこいようですが、じゃ、別の事業があれば別の事業にシフトという考えも出てくるという認識でよろしいですね。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

この放置竹林とか放置山林につきましては、皆様からいただいている県民税でそういったところに対応できます。それ以外のところについては、環境森林譲与税を使った中で森林整備をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、課長の答弁の中で、過去に県民税等でやっても南伊豆のその71%の中だと、本当に一山の半分ぐらい、3分の1ぐらいしか実績はないわけだよね。ところが、木のほうは、どんどん現実的には伸びているよと。そういう中で、そういうただ木を切るとか先ほど企画課長から答弁をいただいた、いわゆるバイオマス等だけではなくて、ほかの事業の導入という可能性も当然後からその質問しますけれども、そういうものについての認識というのは将来そういうものがあれば、いや南伊豆はその森林県民税だとか、森林環境

譲与税があるから、ほかのものはやらないんだよという認識なのか。いやいやもっと窓口を広げて、そういうものも受け入れますよという現時点で結構ですが、お考えはあるのか、お聞きしたいです。

○議長（清水清一君） 副町長。

〔副町長 橋本元治君登壇〕

○副町長（橋本元治君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

当然、これは基本的に今一番社会問題になっている部分は災害も含めたり、日常の生活の中で放置されている、あるいは荒廃の状況にあるものを何とかしたいということがあります。その一助として、先ほど地域整備課長も言いましたように、税を使ったりということもあります。それから企画の課長が申しあげましたように、発電にも使っていきたいということがあります。賦存量的にこれは数量的な部分ですが、当然これは解決をするような問題ではないので、何かいい方法があれば、それは町の方針としては受けて、いろいろなものに利活用したいというのはございます。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 分かりました。

それで2番目のカーボンファイバーと先ほど来申しておりますセルロース・ナノ・ファイバーの質問に移らせていただきます。

一部テレビ、それから新聞等ではご存じかと思うんですが、アメリカの航空機メーカーのボーイング社が一番新しいボーイング787という非常に燃費も優れて航続距離も優れた飛行機を製造販売して、日本の航空会社もそれを導入されているという方向がありまして、その胴体機体を使用されている、いわゆるカーボンファイバーにつきましては、日本のその炭素カーボンファイバーメーカーの東レが約36%を製造して、その機体を日本で造ってセントレアからカーゴジェットで運んでいるというようなものが、度々テレビ等であるんですが、それの中で、カーボンファイバーにつきましては、長所というのは軽くて強い。それから、鉄との比較で比重が4分の1、強度が10倍、弾性が7倍、そのほかに耐摩耗性だとか、耐熱性だとか、耐伸縮性だとか耐酸性だとか、熱伝導性にいわゆる鉄よりは優れているというような形の中で、当然そのボーイング社も採用されているというのを聞いています。

一方では、これは単独ではなかなか使用できないということで、いわゆる複合材料として使われているということがあるものですから、製造コストが高くて、ご存じのように炭素織

維というのは加工が困難ということ、それからもう一つは、先ほど来の同僚議員からも出ましたが、国連のSDGsに真逆のいわゆる原材料につきましては、炭素繊維であるよということの中で、いろいろな問題というのではないんですが、そういうことを指摘しているその機関もあるよということでもあります。

それに引き換えて、私が今質問しようかと思っておりますセルロース・ナノ・ファイバーにつきましては、昨年11月、静岡県工業試験場の富士試験場において、この静岡県がセルロース・ナノ・ファイバーの研究をずっと行ってまいりまして成果発表がありました。その中で、いわゆるセルロース・ナノ・ファイバーは、現時点の技術ではなかなかカーボンファイバーには及ばないんですが、鉄の軽さの5分の1とか、強度が5倍以上とか、熱膨張率がガラスの50分の1とかといろいろな形があります。

それで、もう一つは、いわゆる山林というか、木材を原料と主にしてはいるものですから。環境負荷が少なく先ほど来申しておりますSDGsの将来の一端を担うものというようなことがささやかれているんですが、もう既に日本では、そのランニングシューズや水性ボールペン、それから大人用のおむつ等が既に商品化されて販売されていると。

また、これ当然その木材だもんですから、製紙会社のほうが色気を出しまして、王子製紙や日本製紙、中越パルプ、それから先ほど来から同僚議員が質問しました四国のいわゆるトンネルコンポストの関係の使用先であります大王製紙、薬品会社の第一工業とか、ガス会社の大阪ガス、それから先日、先日というか昨年のノーベル賞をもらった吉野先生のところの旭化成等も、もう製品のサンプル出荷をやっているということがあります。昨年のたしか11月だと思うんですが、そのサンプル出荷の中で、自動車会社のトヨタ自動車がこの中で、いわゆる車のボンネットやトランクの部材として研究開発をしたいというような記事がありました。また、それから大手の化粧品メーカー、これはここではちょっとあえてお名前は言いませんが、それからこれが植物由来、自然由来だもんですから。食料品等にも使用されるというようなことがあるんですが、こういうものについて、先ほど来から企画課長の答弁ですと、なかなか全体のものを使用しきれないというような答弁がありましたが、こういうものについて、いわゆる資源としての可能性が大だと思うんですが、それらについて、これ静岡県の富士工業試験場にたしかそういう研究部門であると思うんですが、そういうものについて、南伊豆のその木材なりそういうものを原材料を使ってはどうかというような提案というのが、日本の山林の面積が7割8割75%から80%以上が山林なもんですから。なかなか競争になると思うんですが、そういうお考えがあるのかなのか、お願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

炭素繊維・カーボンファイバーについては、議員からご説明がありましたが、「軽くて強い」とする一方で、製造コストや加工・リサイクルの難しさなどが指摘をされているようでもあります。

また、セルロース・ナノ・ファイバーについては、国でも「セルロース・ナノ・ファイバー産業創造戦略」と銘打ち公表されているものと認識しております。

現状において、これらの産業分野には、日本から世界に発信できる競争力を持つものがあり、世界最先端の技術であることから、食品、医療、化粧品やヘルスケアなどの様々な各分野への利用が期待されております。

また、この分野の研究開発、産業化に関しては、日本製紙、王子製紙、自治体では富士市などが特に力を入れており、電子媒体の急速な普及による製紙の需要減少対策であるところが最大の理由になっておりますが、このことで、樹木の消費量が飛躍的に伸びるということは期待できないようであります。

本町では、平成30年度に再生可能エネルギー利活用農山村活性化協議会を設立し、木材の有効利用の実現に向けて検討を進めてまいりましたが、バイオマス・ガス化発電事業など、様々な角度から木材利用が進むことで山林の再整備が成し遂げられるものと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、町長の答弁いただいて、南伊豆というか山林の大規模消費というのはなかなかという話なんです、俗に言うやっかいものがその最先端技術の原材料になるものですから。それはできればこれは要望ですが、手を挙げていただきたいということで、次の質問に移らせていただきます。

令和元年10月策定公表されました南伊豆町海岸漂着物対策アクションプランの関係でございますが、これについて現在は、地球環境問題温暖化等が世界人類の深刻でかつ主要な共通テーマとなっております、これのもとになりますのは、1997年の12月に京都で開催されました第3回の気候変動枠組条約締結会議、いわゆる地球温暖化防止京都会議、COP3スリーの中で、条約の京都議定書が出発点、始点となって、いわゆる二酸化炭素ガスやメタン、

一酸化窒素等の削減の目標を掲げて、これは将来的に削減を目指すというような形、それから、その後は2015年11月30日から12月12日にフランスのパリで開催された俗に言うC O P 21が国際協定として合意されて、今は京都議定書よりはパリ協定のほうが世界の環境政策の指針となっています。

その中で、昨年の12月2日から15日まで本来は南米のチリで開催されるんですが、政情不安がありまして、スペインのマドリードでC O P 25が開催されたという経緯があり、日本の小泉進次郎環境大臣が出席して、我が国の環境政策を演説したんですが、欧米のマスコミにはある面では見方をしますと袋だたきに遭ったと、日本の場合はいわゆる解決する技術を持っていながら、そういう施策を取らないというような大分厳しい批判を受けたというような現状があります。

また、本年の1月21日から24日で、スイスで開催されました俗に言うダボス会議においても、地球温暖化等が主なテーマになりまして、これは珍しくこのときにはアメリカのトランプ大統領も出席したということで、例年以上に世界から注目されたというふうな記事があります。

今は、この気候変動阻止を掲げる環境問題というのが、先ほど来から出ていますSDG sの中にも当然重要な命題としてありまして、あらゆる面で行動をせざるを得ないと。日本の国会とかそういうものについては、諸外国から見ますと非常に動きが鈍いと。ただ、日本の場合は世界を相手にしているものですから、それをほっかむりすることはできないということで、日本の民間企業のほうが、そういうものについては意識をしながら経済活動を行っているというのが事実みたいです。

そのような中で、日本につきましては「海岸漂着物処理推進法」とか、平成27年には静岡県でも「静岡県海岸漂着物対策地域計画」というのを策定して、それらを踏まえた中で、昨年の「南伊豆町海岸漂着物対策アクションプラン」ができたと考えているんですが、これアクションプランと言われる以上、これについては実施計画よりはアクションプランのほうが、より具体的に事業執行する、それから、しなければならないというような私は認識を持っているんですが、それらについての、今、3月に新年度の予算をやるんですが、この具体策、「南伊豆町海岸漂着物対策アクションプラン」を踏まえた中での具体策。

それから、取りあえず平成2年度の予算措置実施や行動計画、それらについて、まず、どのようになっているのか。平成2年度の予算措置、事業内容の具体策、それから、国・県・海岸管理者・地域住民、民間団体や事業者・市町村が連携・協力となって、このアクション

プランには書いてありますが、それらについてどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に関わる海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）第29条により、政府は海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならないとされており、プラスチックをはじめとする海洋ごみ、いわゆる漂流・漂着・海底ごみの回収・処理のほか、発生抑制等を推進するために地方公共団体に支援を行うとされております。

このため、令和2年度からは、海底・漂流ごみの回収を推進するため、漁業者と連携した回収を支援する補助メニューが新たに追加されました。

また、環境省では令和2年度の予算案として37億円を見込んでおり、本町においても、令和2年度予算として208万4,000円を計上させていただきました。

この内訳では、商工観光課が実施する夏季の海岸清掃、地域整備課では自然災害等により大量に発生した海岸漂着物の運搬処理費用などであります。

また、漁業者と連携した回収支援に係る補助メニューに関連するものとして、情報収集・共有した中で伊豆漁業協同組合南伊豆支所と連携を図りながら、効果的な海洋ごみの削減に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、町長のほうから予算措置と事業計画についてあったんですが、このアクションプランと言われる以上、当然タイムスケジュール、少なくとも令和2年度のタイムスケジュールというのが一般的には作成されていなければならないと思うんですが、それらについての令和2年度のタイムスケジュール、それから、一般的には1年、3年、5年、7年とかというようなそういう短中期に係る計画というのは、つくって、現時点ではありますか。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 10月のアクションプランの策定において、ここに現時点では

各関係機関が実施する計画となっております。関係機関についてちょっと確認を取っていませんが、南伊豆町に関しましては先ほど言った令和2年度の予算措置をしてあります。

具体的なスケジュールについてはちょっと確認を取っていませんので、ここでちょっとお答えできません。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） そうした場合、アクションプランの中で、当然行政だけではなかなかできないわけですよ。民間団体だとか一般住民も巻き込んでの当然行動なり、アクションを起こさないと駄目なんですけど、それらについても難しい面は当然あります。

ただ、いろんな面で、それを南伊豆に当てはめろということじゃないんですが、ごみ拾いツアーだとか海岸清掃ツアーだとかというのを都市部のほうで募集すると、バス1台ぐらいは集まるというような現象も近年出てきているということですが、それらの行動について、当然アクションプランだもんですから、行動というか、頭に入れて今後事業展開していくべきだと思うんですが、それらについて現時点でわかりましたらお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の美しく恵み豊かな海の環境を守り、これを次世代へ引き継ぐために策定した「南伊豆町海岸漂流物対策アクションプラン」においては、海岸漂流物対策として関係機関等による実施事項が明記されております。

具体的には、地域住民・団体等による自主的な清掃活動への支援として回収用のごみ袋の無償提供などのほか、海洋へのごみ流入対策にも繋がる不法投棄の監視強化に向けて、本議会に上程いたしました不法投棄防止条例をもって監視員の立入調査などの権限の強化を図ることで、その抑止効果を期待されるところであります。

ご指摘のとおり広大な海岸線を有する本町でありますので、これらの取組による成果は一朝一夕とはなりませんので、より効果的なアクションプランとするよう、適時見直しを実施していきたいと考えております。

今、議員のおっしゃられたごみ拾いツアーですとか海岸清掃ツアーとかというのは、大変効果があると思います。昨年、下田市の多々戸海岸において黒船祭のサーフィン大会がありまして、そのときに環境省と協力しましてマイクロプラスチックを拾おうということで、小

さなプラスチック片をそこに集まった選手、それからギャラリー、そして我々県のような行政機関の人間とみんなでごみ拾いをしたということがあります。

今、NPO未来塾でも海中クリーン作戦等をして年に1回事業を進めておりますので、今、海に思いを寄せる方々が自分たちも協力して清掃しようという思いもあるようですので、その辺のところはどのようにやったらいいかということは、マリンレジャーを推進しているアクティビティを楽しまれている方たちと、団体と相談しながら、可能であれば進めていきたいなと考えます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、町長に答弁いただいたんですが、今までは当然その該当集落、南伊豆の場合はほとんど海岸線の集落になると思うんですが、集落の有志の方がやる台風の後だとか、弓ヶ浜は区で海藻が漂着したときに自分でビーチレーキみたいなやつを購入して、海水浴のお客さんに不快な思いをさせないような形で、そういうものを除去しているという事実があるんですが、大部分の集落につきましては集落の方のボランティアでやっています。

これについては、御存じのようにほかのところでも過去に質問が出ていますが、なかなか高齢化の中で集落の方も思うように動けないよというような現実があるもんですから、それらについての先ほどのごみ拾いツアーだとか財政的な支援、人的支援というのは行政からの手助けが必ず今後必要になってくると思います。

これは、昔から水は高いところから低いところへ流れるというような比喻もございますし、河川の上流から下流に現在問題になっていますプラスチックごみが流れてくるのは、ある面では仕方がないよというようなご意見もあります。

こういうものについては、僕らもそうなんですが、個々が気をつけていただければある程度減ると、全部は減らないにしても減るということで、それらの啓蒙活動とか、それから、先ほど来から出ています57キロの海岸線を有しているもんですから、こういう海岸漂着物というのはある面ではたちごっこにはなるんですが、これをやらないと単なるごみだけではなくて、午前中同僚議員からも出ました観光地としての、いや、南伊豆は海岸へ行ったらけれども、海岸がごみだらけだよというような風評も出てくる可能性があるもんですから、そういうものについてはせっかくアクションプランができたもんですから、それらに向けて措置

をお願いしたいと思います。これは答弁要らないです。

それで、最後の質問に移りますが、災害時における避難所の役割。

これにつきましては、平成31年・令和元年は、主にマスコミですと気候変動を主たる原因による地球温暖化での全世界的な豪雨災害や台風、タイフーン、ハリケーンが激甚化して、激甚化、大型化が顕著で、各国で被害が顕在化して、年が明けても気候変動が起因と考えられるオーストラリア大陸の大規模災害等が頻繁に続発しているというのが、それは町長、行政当局も御存じだと思います。

その中で、我が国を昨年から振り返ってみますと、地震や豪雨、台風15号や19号は当然まだ記憶に新しいと思うんですが、先日の学者先生に言いますと、今後は日本にも年に2回から3回の俗に言う大型台風でもスーパー台風と言われる台風が日本列島に接近・上陸が予想されますよというようなそういうお話もありました。

また、それに伴いまして豪雨災害等も激甚化されると。私事で申しわけないんですが、この青野川の河川改修をやった計画のときには時間雨量50ミリで設計してあります。今はもう50ミリ以上、南伊豆でも60ミリ、70ミリ近くの時間雨量の雨が降っているのが現実のもんですから、それらを踏まえた中での行政としての考え、それから、行動を起こしていかなければならないと思います。

そこで、南伊豆町の災害時における避難所の問題についてお伺いしますが、その役割や現状について。

まず、南伊豆町の避難所の数。それから、災害時における避難所開設の基準。それから、避難所の機能、設備。それから、これは一つの例としてエンジン発電機の数、寝具等、これはここ2、3年ですと段ボールベッド等の関係がテレビであるんですが、それらについての備品の状態。それから、過去に避難所において、避難された方々が避難所に入ってから健康を害したケースはあるのかないのか。それから、他市町村の避難所を見ますと、主に床だとか、地べたとは言わないんですが、畳の硬いところに薄い寝具をひいて避難所で過ごしているお年寄りの方とか、それから、子供さん連れの方が多く見られるんですが、当町の現在の現状について、まず伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

避難所の数についてであります。防災計画において指定するものは、南崎認定こども園、

南伊豆東中学校、南伊豆東小学校、南中小学校、南上小学校、旧三浜小学校の体育館と三坂地区防災センターの7カ所でありまして、風水害時の対応として南伊豆東小学校を除くこれら6カ所を運用しております。

避難所の開設基準については、南伊豆町避難勧告等に関するガイドラインに基づいて判断し、台風の接近などにおいては、気象庁を含めた関係各機関から公表される進路予想などの情報を基に、気象条件が悪化する前に「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令するなど、早期避難所を開設した中で、早め早めの避難行動につなげております。

避難所等の機能・設備においては、南伊豆東小学校を除く指定避難所6カ所と、救護所に指定する南伊豆中学校に停電時電源切替えシステムを設置するなど、非常時における電源の確保を図っております。

この設備は、発電機により避難スペースである体育館等に照明等の電源を確保するもので、発電機7基を配備しております。

また、本年度において、太陽光パネルを活用した蓄電池式投光器セット8基を配備し、照明機能の補完的確保を図ったところであります。

そのほかには、30ミリ厚の段ボール畳を備えた間仕切りを500セット、毛布1,000枚、簡易トイレ28セット、仮設トイレ28基なども備蓄しております。

近年においては、台風等により年に数回程度、避難所を開設しており、昨年台風19号の接近時には6カ所の指定避難所を開設し、ピーク時に501名の避難者を収容いたしました。

避難者の中には、高齢者も多く体調面が心配されましたが、同じく避難をされていた町内の医師や介護職に従事されている方などにもご協力をいただき、遅滞なく適切な対応がなされました。

このほかには、大きく健康を害した事案はなかったと記憶しております。

避難所開設においては、段ボール畳を備えた間仕切りと毛布を用意し、プライバシーの保護や寒さ対策に備えているところでありますが、先般の台風19号の教訓から、非常時における避難所機能のさらなる充実と機能性を高めるため、介護が容易な高い座面を有した組立て式段ボールベッド30組のほか、持ち運びが容易なワンタッチ間仕切り24組の配備に向けて、令和2年度予算計上させていただきました。

今後も、配備品の更新や計画的な整備を進め、避難所の機能性の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、町長の答弁の中で、段ボールベッドが30基ほどあるということなんですが、そこで提案なんです、最近のテレビ等を見ますと、電動エアベッドの販促番組があります。段ボールベッドに比べて当然単価は高くなると思うんですが、これにつきましては、中間が空気なものですから熱伝導率が低くなるわけですよ。それでベッドが、硬さというのが自由に選べますよね。ある程度、床から高いということで衛生的にもいいんじゃないかというような考えがあります。

そういうものを、段ボールベッドよりは当然単価が高くなるんですが、これらについて、後からお話ししますが、床に、床というか、段ボールベッドもいろんなばたばたしているときに組立てというのは時間がかかりますが、先ほど来、発電機がある程度用意されているということであれば、電動エアベッドの導入というのを今後、一度にとというのはなかなか当然難しいと思うんですが、段ボールベッドをそういう形で予算措置するんですしたら、そういうものも、少なくともお年寄りだとか病気の方だとか子供連れの避難の対象、これは識別がなかなか難しいと思うんですが、それらについて優先的に導入というか手当てをすべきであると思うんですが、それらについてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをさせていただきます。

段ボールの間仕切りについては、これ30ミリ厚の段ボール畳を備えたものは500基ございます。各避難所に備え付けてございます。

そして、令和2年度の当初予算で計上させていただいているのが段ボールのベッドということで、これはなぜかという台風19号のときに避難されてきたご高齢の方、夜おトイレに行くときに立ち上げるときに、例えば30ミリであると立ち上がりにくくて、そこで介助してくださった方、かなりいたんですけれども、大量にそういう方がおられると、そうもいかないので、高さのある段ボールのベッド、こちらを30基程度予算化させてもらっています。

それとあと、その当時、段ボールの間仕切りを搬入するのに風雨が強くなってから、かなりの方が来ましたので職員も右往左往しながら搬入をしました。そういうことから簡易的な間仕切りテント、これ軽いですんで、軽くて置くとすぐぱっと展開するようなやつを導入していくつもりであります。

過去には手動式のエアマットというものがありました。あったんですが、何年かして全部劣化して裂けてしまって空気が漏れてしまうような状況になってしまいましたので、今現在

若干は残っていると思いますけれども、あまり使いものにはならないような形であります。

電動ベッドについてですが、単価も多分かなり高いのかなと思います。そして、エアを膨らませるのが多分コンプレッサーか何かで膨らませると思うんですけれども、例えば台風であるとかという災害の場合については、例えば一昼夜であるとか短時間になりますので、ある程度段ボールのベッドとか間仕切りで我慢をいただくことはできると思うんですけれども、長期間の地震とかのときの避難生活の場合においては、議員言われるようにエアベッドというのは大変有効的なものではないかなと思いますので、少し、例えば静岡県の交付金の対象になるとか、例えば今回イエローゾーンの指定をしたことによって、補助率が3分の2にかさ上げされるとかというような諸般の事情を考慮しながら少し考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、総務課長から答弁いただいたんですが、確かにピンからキリまででありまして、ある程度丈夫でいいものになりますと単価が高くなるということなんですが、これにつきましては、町長も県なり国へ行った中で、いろんな関係部署に要望活動なり陳情をしているんですが、昨年末、国土交通省の副大臣に、たしか青木副大臣だったと思うんですが、現在の防災・減災国土強靱化計画というのは2020年、今年度で終わるよと、160項目の項目があるよという中で総額7兆円を超えるもので、2020年度5兆8,000億ぐらい、この防災・減災で国土計画の中で新年度の予算を盛り込んでいるよということの中で、名称は防災・減災国土強靱化とは名前は違うかもしれないですけども、引き続き日本の現状を見ると、そういうものについて手当てをして国民の生命と財産を守る施策は、これはお約束しますというようなご返事をいただいているものですから、そういうものについては強烈に要望していただいて、今、総務課長が言いましたように県のイエローゾーンとの指定の関係もありますから、そういうものをまず最初に南伊豆の避難所に入れていただきたいということをお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で谷正君の質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長（清水清一君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（清水清一君） 引き続き一般質問、1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 一番眠い時間に一般質問をさせていただきます。

私の質問は3つあります。高齢者移動支援についてと地域循環共生圏の創造による地域づくり、そして鳥獣害総合対策についてということで質問をさせていただきます。

まず最初の高齢者移動支援事業についてですけれども、1月29日付の伊豆新聞に「合法“白タク”で移動支援 来年度にモデル事業実施」という見出しの記事が出ました。その内容の中で、「許可なく旅客を有償で運ぶ“白タク”は道路運送法で禁止だが、2018年に国土交通省通達で謝礼や実費を受け取るのは許可を必要としないとされた。町内では既に近所の人に運転を頼み謝礼を渡すケースがあり、町はこれらをまとめ謝礼や保険のルールをつくって利便・安全性を高める狙いだ。」と出ていました。

この中で、自家用有償旅客運送とはどういうものかというところで、バス、タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣または地方公共団体の長の登録を受けた市町村、NPO等が自家用自動車を使用して有償で運送する仕組みですと、これ法律で認められているということです。

内容は、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業（バス、タクシー事業）の許可が必要。ここの部分は旅客運送事業ということです。

一方で、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保できない場合があります。

このような場合に、生活交通の確保の観点から、市町村バスやNPO法人等による自家用

自動車を使用した有償運送を認める「自家用有償旅客運送の登録制度」を創設、平成18年に法律上明確に位置づけられました。実際の法律が、原本ができたのはもっと早い時期です。このときには通達が出たということです。

自家用有償旅客運送の実施に当たっては、地域公共交通会議において合意が調った上で、国土交通大臣（地方公共団体の長）の登録を受ける必要があります。これは当町で運行するのはな号が該当していると思いますが、今回、町で検討している移動支援事業、平成30年に国交省の通達のあった互助活動として許可・登録の手続が必要ない、移動、外出のための交通手段であると理解しています。

この記事の中にあつた3つの運行方法とはどのようなものか。

また、道路運送車両法の中では許可・登録が必要のない事業であるにもかかわらず「合法、白タク」、白タクという言葉自体がもう違法なことであると自分は認識していますという見出しについて、町長の見解をまずお聞かせ願えればと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今般の事業につきましては、議員ご指摘のとおり、許可・登録を必要としない移動支援事業を目指したものであります。

本年度においては、静岡県と共催した高齢者の移動・外出支援セミナー及び運転ボランティア講習会により、受講者とのグループワークを重ね、南伊豆町にマッチした高齢者の移動・外出支援の方法について検討した中で、3つの案に練られました。

1つ目は、社会福祉法人の車両を活用した移動支援で、町内各地のサロン活動への送迎に合わせた事業で。

2つ目は、現在運行中のコミュニティバス「なのはな号」を活用した移動支援事業。

3つ目は、個人所有の車両による運転ボランティアで構成する移動支援団体などを立ち上げ、当該事業を実施するというものであります。

今後においては、これら3パターンのモデル事業について検討しながらその実現化に向けた研究会を立ち上げ、運営方法なども含めた制度設計を進めてまいりたいと考えます。

また、合法・白タクという新聞等の見出しについては、一般的には違法な行為に対して「白タク」という表現が使われ、悪いイメージを持たれる方がほとんどであると思いますので極めて残念な思いがいたしました。

今回の取組は、明らかに道路運送法の範囲外であり、許可・登録が必要ない事業として移動支援事業を目指しているものでありますので、本事業の趣旨をしっかりとご理解いただき、祖語のない正確な報道に心がけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

そうなんですよね。この見出し自体が非常に当町にとっては残念なもの、また、悪いイメージを外に与えるものであったと自分も憤りを感じました。というのも自分は大型2種免許まで持っていますので、旅客運送事業、旅客運送ができる資格を持っています。そういった中で、資格を取るときにこの白タクというところも試験に出てきます。その中で、自分が勉強したものとは全く違う認識でこういった記事が出た。だから、恐らく役場のほうへも道路旅客運送事業を行う人からのクレームとかが多かったんだらうと自分はそのように推測して、今回この一般質問をしたわけですけれども。

また、次の質問に行きます。

高齢者移動支援事業、今の事業を第1弾として、今後、第2弾として町内循環のコミュニティバスもよりきめ細やかに町内を循環する、そういったコミュニティバスの導入等を考えているかという質問をさせていただきます。

コミュニティバスは、先ほどの有償旅客運送とは法的にも違うもので一般乗合旅客運送事業、これは、ルートは固定、ダイヤは固定されていないもので行うものですけれども、その中で、町内循環、ルートは循環するルートを決める。ダイヤ、運行時間は不定期、ずれるような形で決める。そのほかにもよくあるのが時間は決めても、どこでも乗れるというスタイルのもの。

たまたま、三豊へとバイオマス資源化センター、視察に行った際も三豊市のコミュニティバスをたまたま見てきました。それは、三豊の観光地を循環するようになっているシステムのものでした。ただ、発着場所は隣の琴平町、つまり琴平町からじかに三豊市に旅客を運んで、そこで観光地等をコミュニティバスで循環をする、そういったシステム、また、多分三豊市には電車の駅がないんでしょう。そのために琴平町へと乗り入れていたと。

そういったものを見てきた中で、当町でも下田駅発着で南伊豆町内の歴史文化、そういったものを見てもらうようなコミュニティバス、また、それによって町内の住民の足として、

今朝もこの役場の駐車場で高齢者のアクセルの踏み間違いの事故が発生していました。この役場の庁舎内です。駐車場で事故が発生していました。

そういったことも踏まえた上で、第2弾としてこういったコミュニティバスを考えられるかどうか、導入等を検討いただけるのかという質問をさせていただきます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内で事業者が自主的に運行する公共交通路線バス系統は、補助金による地域自主運行で11系統、委託による地域自主運行で3系統の計14系統となっており、これらに加えて、国が地域と地域を連結することの重要性を認め、交通事業者が営利運行する地域間幹線バス系統は下田・石廊崎線の1系統で、下賀茂地域に交通事業者が常駐させるタクシー運行などによって、南伊豆地域の公共交通が形成させているところであります。

公共交通有償運行に関しましては、原則的に法にのっとった許認可が必要でありまして、当町においても、道路運送法を根拠とする町公共交通法定会議を設置した中で、前年度中に承認を受けた自主運行バス運行計画を陸運局に届け出たうえ、事業を執行する形態を取っております。

また、これら地域自主運行11系統は路線バスで、委託による3系統がなのはな号でありまして、コミュニティバス的な要素の高いものとなっております。

この2種類の路線が競合しないことが許認可の大前提であり、現行法においては、どちらかを選択することとされております。

加えて、「なのはな号」は、バス路線の存在しないエリアに限定され、地域組織単位での要望を受けた中で無償運行試験を実施した後、有償実走しているもので、路線バス・なのはな号の1回当たりの運行経費については、ほぼ同程度であります。

これを町の直営とした場合、車両の購入、有資格運転手、運行管理者等の人件費に加え、各種運行経費などで多額の経費が見込まれることから、現行の路線バス系統の全てを、コミュニティバスに切替え維持管理することは、町の財政事情では極めて厳しい状況にあると考えられます。

これらの地域課題は、進展する過疎化・高齢化による社会問題として国でもその対策を急いでおりますので、自動運転なども含め法改正による規制緩和の進展などに注視しながら、公共交通会議などで慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 今、自主運行バスという話も出たんですけども、この静岡県内で、町も自主運行バスという名前ですけれども、どこを調べてもこの南伊豆町と出てこないです、自主運行バスで調べると。静岡県内10カ所あります。まず、この賀茂郡内だと河津。静岡、浜松、大都市圏でも運行しています。

その中でも静岡市の井川地区自主運行バスは、静岡市葵区井川地区で運行している廃止代替バスであって、静岡市井川地区自主運行バス管理事務所が静鉄タクシーに委託して運行しています。

河津町でも大型バスの進入できない地域の利便性から運行しています。このことにより、家から外に高齢者や交通弱者を出すきっかけにしていく必要があるのではないかと。実際、河津町ではきめ細やかな循環バスの運行によって高齢者または通院者、そういった人たちが家から外に出て町場へ下り、帰りには通常の路線バスで帰ったり、自主運行循環バスで帰ったりという経済効果も発生しています。

なぜ、この当町のが、県のホームページ等々にも自主運行バスとして上がっていないのかというところで、ちょっと調べましたら下田駅から南伊豆町界までは運行委託している運送事業者が路線営業している。つまり営業路線のまま町内に入ってきている。その区間を駅からそのまま南伊豆町に入って、南伊豆町で出している補助金で運行しているのであれば自主運行バスになる。ところが通常営業していて、さらに補助金で動いているというところで自主運行バスとはいえないということになるんだそうです。それだからどこにも載っていないということがわかりました。

それについてどうのこうのと、今公共交通がなくなると非常に困るわけですね。国のほうのシステムを使って南伊豆町の地域経済循環分析というのをやって、その中にもやはり地域経済を活性化させるためには公共投資による公共交通機関の整備等々が必要であると。それはコンパクトシティ、先ほど町長もおっしゃっていたコンパクトシティという中で必要な部分であるというふうに自分は認識しているんで、その自主運行バスのことについては、これ以上は、追及はしませんが、できればちゃんとした自主運行バスにしていってもらえればいいかなと思います。

次の質問に行きます。

地域循環共生圏の創造による持続可能な地域づくりということで、地域循環共生圏とは、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成することである。自立のためには循環型経済の確立などが重要となる。その方針はあるのかということで質問をさせていただきます。

例えば石廊崎の石室神社、石廊権現ともいいますが、昨年オーシャンパークが開業して利便性が非常によくなりました。ですが、旅行雑誌やウェブの観光ガイドを見るぶ、じゃらん、ぐるたびなどでも案内されるほど魅力ある観光資源です。

婦人画報という雑誌では、全国の行きたい神社20選の中にも入っています。毎年大体2月に出る中で20選の中に入っています。全国の名立たる神社と並んで一緒に出ています。

また、海上交通の守り神として全国から参拝者も来ます。

そんな中で、高齢者や体の障害のある方も参拝できるように灯台の手前にちょっとした参拝のできるような場所、そういったものを設けることはできないかと、政教分離という問題もごさいます。ただ、違憲とされるのは玉串料の奉納であるとか神内の無償提供であるとか、または合憲となるのは地鎮祭であるとか忠魂碑の移動、新規建設、そういったものであると。そういった中で、石室神社、石廊権現のほうで、有償で町から借りるのであれば政教分離の憲法違反にはならんというところで、どうなのかなと。

また、近年初詣のお客さんが非常に多いんです。先ほどの町長の方針演説にもあったように非常に多い、来客数が。ですが、神社に電気が行っていないんです。どういうわけで電気が引けないのかわからないですけれども、電気が行っていない。また、あそこには階段とそれと急なスロープがあります。そういったところに明かりがなくて非常に危険であると。

オーシャンパーク開業前もそうでしたけれども、自死者が非常に多い、石廊崎。開業直後にも出ました。そういったときに夕方だともう限界があるんです、船だと、探すのに。20メートル先も船から明かりを照らしても見えない。そういったときに陸上からサーチライト等で照らして早期に発見する、そういったことをする。またはサーチライトがあるだけでも自殺者の抑止になるんじゃないかというふうに考えています。

石廊崎というのは、昔から当町にとっては非常に観光資源としては歴史文化のあるものであり、また、石廊崎に運送事業者の営業所ができるほど観光客の多かったところのごさいます。そういったところを守るためにも、オーシャンパークがあるから守れるかという問題じゃないんだと思います。皆さん石廊崎を目指して来るわけで、そこにたまたまオーシャンパークがあったということも考えられます、観光客数の増というのは。そんなことも考えても

raitai。

また、弓ヶ浜への温泉供給の問題もあります。これも地域資源の活用ですが、入浴する際に入湯税を徴収しています。これは目的税として観光・消防に使われるわけですが、温泉供給事業者などに果たして活用されているのか。今まで弓ヶ浜温泉として観光に寄与してきているわけです。そういった目的税で観光・消防とうたっているわけですから、そういった方たちに配分をされているのか。

それと、現在の徴収税率を幾らかでも上げてもらって、上げた分を温泉組合等に配分、温泉組合は民意の団体ですのであれですが、今度事業者が団体が立ち上がっております。そういったところへの配分、そういったものを持続可能な温泉資源となるようにしていくために活用ができないか。

また、先ほど来より、この弓ヶ浜温泉の問題については、さまざまな質問が出ていましたけれども、いずれも入浴に対する給湯という考え方で質問をなされていたかと思います。それとは違った側面で、農業などへの利用を図ることで価値観の転換を図って、町内経済に結びつけていく、そういったような考え方はできないのか。

例えば手石の和田原、全部耕作放棄地となっています。そうなっているところに農業団地を造り、その農業団地の中へと熱源としての温泉供給、そういったことによって温泉供給事業者が、利用者が、給湯者が増えれば事業が成り立っていくんだと思います。

そういった事業者を側面から支援する考え方をお持ちなのか。

また、先ほど来から森林整備という問題も出ています。CO₂の問題、さまざまな問題から自分はもう前々からバイオマス発電、また、地域通貨の活用、そういったことを訴えてきているわけですがけれども、エネルギーの地産地消を図るなど地域資源を活用して自立・分散型の社会を構築していく、そういったことがこの地域循環共生圏という考え方の中にあるわけです。それが今度の町の第6次総合計画にもものっかっているわけです。

その中には、事業は第5次まではありましたけれども、第6次には入れていませんという説明がありました。みんなでいろんな事業を考えていく、そういった必要があるから省かれているものだと思います。

そういった意味でも、今3つの例を挙げましたけれども、しっかりとこの町の資源を活用、また歴史と文化、そういったものを活用しながら、どうこの町を持続可能な未来へと導いていくかといったことを考えていかなければならないときが来ているんだと思います。

そんな中で、地域循環共生圏創造の中には、先ほど来から出ているSDGsなども含まれ

ています。最近内閣府のほうから出てきているのはE S D (Education for Sustainable Development) 持続可能な開発のための教育ということで、目的は環境の保全、それと経済の開発、そして社会の発展、それによって持続可能な将来の実現できるような行動の変革にもたらすこととどうたわわれています。要はSDG sが、なかなかセミナーとかはやっているけれども、そのこと自体が事業へ進んでいっていない、前に進んでいっていないというところで、どう進めていくかというところから出てきたのが、このE S Dというところです。

まず、自分が聞きたいのは先ほど申し上げた3つの案件について、どういうふうにかこれから考えていくかという町のほうの考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

「地域循環共生圏」につきましては、それぞれの地域が、自然環境等の地域資源を活用した「自立・分散型社会」を形成し、その地域特性に応じて、資源を補完し合うことで、地域の持つ力を最大限に発揮することを目指す考え方であると認識しております。

ご指摘の「循環型経済の確立」については、地域の活性化において非常に重要であると考えますが、RESAS（リーサス）の「地域経済循環マップ」で示されたとおり、本町においては、町内外からの収入の多くが町外に流出し、地域内経済循環率が低い現状が見てとれます。

これは、人口減少による商店等の減少や担い手不足による産業の衰退により、町内に消費する場所が少なくなっていることが大きな要因であると考えられ、ネットショッピングやテレビショッピングなどの普及も地域内経済循環の妨げとなっているものと考えられます。

「循環型経済の確立」については、消費者ニーズに合った魅力的な品ぞろえ、それらを提供する場所、さらには生産・消費を支える「ひと」と「収入」を増加させることが必須であり、加えて、消費者の方々に地域内消費の重要性を理解していただくことが必要となっておりますが、これまでの取組において、一朝一夕になし得るものではないと感じております。

しかしながら、本町には自然景観等をはじめとする十分活用されていない地域資源が数多く存在し、地域の再生可能資源を活用した自立分散型エネルギーシステムの構築などによる地域経済の循環拡大の可能性もあることから、明確な将来目標を設定した中で恵まれた地域の活力を磨き、最大限に発揮することで「地域循環共生圏」の創造による持続可能な循環共生型のまちづくりにつながっていくものと考えますので、全庁を挙げて横断的な取組による

効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

議員がその他質問されました件については、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） それでは、オーシャンパークと申しますか、石廊権現周辺の整備等について、まず、お答えさせていただきたいと思います。

石廊崎に関しましては、議員もご指摘のとおり、もともとが半島の先端としてやはり皆さんが訪れる場所ということもございまして、そこに神社もあるという状況、そしてオーシャンパーク、町有地もそこにあるという状況でございます。その中でなんですけれども、社務所の整備ということに関しましては、やはり先ほども申されましたとおり、政教分離等の問題ございます。

ただ、新年度につきましては、一旦のところをオーシャンパークのほうに管理棟を造る予算を計上させていただいておりますので、また、委員会等でご審議いただければと思います。

さらには現年度、町道部分で足場の悪い部分であったり、灯台への入っていくスロープ、そういったようなところについては随時整備を進めているところではございます。

社務所周りへの電気の配線等についてということになりますと、ちょっとこれについては、その後の電気代とか、安全に電気代を考えてどうするんだということもございましょうが、ランニングコスト等の問題もありますので、指定管理のほうを石廊崎区がやっている状態で、ある意味で石廊崎の神社という部分でもございますので、そこは地域と相談をしながらどういう形がいいのかを検討してまいりたいと思っております。

続きまして、農業の転用等、温泉をさらに幅広く使えないかというご質問でございますけれども、現在のところだと、やはり和田原辺りまで行っている量も非常に少ない、乏しい状態でそれをどうするかというところもあるので、なかなかどちらが先かという状況になります。

また、これについては、やはりまず事業所様の所有物であることというものがございまして、もう少し時間をかけていろいろやっていければなと思います。地域のほうで温泉の供給組織をつくるということで、今動いていただいておりますけれども、そこについては供給組織のほうがいいのではないかといたようなお話もさせていただいているところで、需給と申しますのは、先ほどのご指摘、お話のとおり、契約口数等を維持確保伸ばしていくためのものですので、そういったお話も今こうして進めてはおりますところではござい

す。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

町長の答弁の中にあつた地域循環共生圏のもろもろの話の中で、国のホームページを見るとこれのシステムがあります。そのシステム、ちょっとパソコンのメモリの容量とか、あとはハードの空き容量とか、メモリが4ギガでハードのほうで10ギガぐらい必要とするところがあるんで、すごく面倒くさいんですけども、パソコンに負担をかけるというところもあるんですけども、南伊豆だけ、自分はそのシステム使ってやってみました。この賀茂圏域、広域で見ると賀茂郡市町、全部入れて分析もしてくれます。役場のほうでもぜひちょっとやってみて、その上で、この町の方向性といったところをもう少し考えていってもらえるといいかなというふうに思ったもので質問させていただきました。

もう一つ、第6次総合計画にもやはりこういった分析であるとか、さまざまな持続可能な開発目標であるとかあるわけですけども、その中で、清水町のほうで2月4日に総合計画の策定のためのSDGsと地域循環共生圏の話を、町長を含め役場職員8割が受講しています。午前と午後2回に分けてセミナーを受けています。

そのときの講師が環境大臣官房環境計画課室長になった岡野室長です。彼は今までは自然再生調整官として環境省総合政策統括官、中井統括官の右腕として動いていたんですけども、今その地域環境循環共生圏のほうの担当の室長ということで、清水町にも呼ばれて行ったようです。自分ちょっと懇意にしているもんですから、南伊豆にも来てセミナーをやってくれないかという話をしたら、呼んでくれればいつでも行きますよという返事はもらったんですけども、町のほうの考えを聞いてからじゃないと、勝手に、おいやってくれよというわけにはいかないんで、そういったセミナーをやってみてはいかがかなといったことを質問させていただきます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

「地域循環共生圏」は、農山漁村と都市が互いに補完しながら、地域の活力を最大限に発揮する構想であり、「まち・ひと・しごと創生」に向けた環境省のアプローチとして提唱さ

れているもので、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現につながるものという部分で、第6次総合計画と軌を一にしております。

そうした意味でも、国が推進する本構想を職員が十分理解し、業務に生かしていくことは極めて重要であると考えますので、職員向けセミナー等の開催については実施に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） まず、職員が知って、その上で事業計画をうたっていくということが非常に重要であると。また、職員もこの地域の地域資源についてももう少し地域資源と歴史と文化、そういったものについて、もっと見識を深めた上で持続可能な南伊豆町をつくっていくという観点に立って、セミナー等をやってもらうほうがいいと思います。

一つ町長に苦言ですけれども、今年の年頭の訓示なかったといったところで、町長の年頭の訓示、今年こういった方向で行くよと、みんなしっかりとやってくれよということだと思います。それがないということは、町長自身のリーダーシップが発揮されないというそういった見方も出てしまう。なので、今年はたまたま1月4日、消防団の出初め等もありますけれども、土曜日、5日が日曜日で月曜日が仕事始めになってしまったと、6日が仕事始めになったと。そういったところで、公務も忙しい中で年頭訓示をなさらなかったのかなといったこともありますけれども、ぜひしっかりこの町を、リーダーシップを発揮して、若いリーダーシップを発揮して引っ張っていってくれたらいいかなというふうに思います。

次の質問行きます。

鳥獣害総合対策についてですけれども、被害防止対策と同時に進める捕獲事業があるが、狩猟者の高齢化、減少している中での負担軽減策として、鳥獣害対策、被害管理、生息地管理、個体数管理を面的に行う必要がある。

個体数管理、捕獲事業についてはどうなのかといったところで、今まで町が進めてきた方向は個体数管理に特化してきました。しかしながら、狩猟者は高齢化しています。わなであればできるだけ小まめに見回りという作業があります。サラリーマンでは難しいところがあって、毎日わなの見回りに行くことができないということがあります。また、わなにかかっていなくても車でほぼ毎日山へ行って、またガソリン代という経費がかかる。

国の被害防止対策交付金事業の中でソフト対策として、ICT等の新技術実装による「ス

「マート捕獲」の取組というのがあります。

最近、下田市のほうで、1月になって急遽このICTを活用した通知システムを導入することになって、実証実験をもう始めています。その中で、稲梓地区の鹿の捕獲についてまずやりますと、そのうちの幾つかのわなが当町の一帯と隣接する、要は一帯の裏側になる山、そこにわなが仕掛けられます。そこにそういったわなが大量にかけられた場合、みんな山をひっくり返って一帯へと回ってきてしまうと。

そういった中で、お互い隣接するところ同士が連携を図りながら、野生動物の移動、行動、そういったものを把握しておく必要があるのではないかとといったところと、もう一つは、桜まつりも、もうほとんど花も落ち始めてきた中で、自分、今年開花が早かったんで桜まつり開幕前から写真を撮りに行っていたんですけども、そのときに河川敷へ下りたら穴ぼこだらけだったんです。そこでちょっと足を穴へ落として転げたりなんかして、カメラ持っていたんで上ばかり見ていて自分の足元も見えていなかったもので転げたんですけども、そのときにあった穴、空けた犯人はイノシシだったんです。

道の駅、上流、下流部、整備をされて観光客が下りられる状態になっている。その場所で数カ所、下流側のほうがひどかったんですけども、大きな穴が空いている。これはおかしいなと思って桜まつりが始まってから、今度は上流部、前原橋までの区間を歩いた。今度は河川敷、草刈りしていないんで管理道を歩いたんですけども、下賀茂側も加納側もイノシシの運動場になっているんです。

加納のほうについては、農地のほうへの川からの侵入、または二条川との合流付近、あそこ銀の湯の横にある源泉から排湯、捨てているお湯が川へ流れています。その川の水と混じったところ、イノシシがぬた場をつくって、温泉でぬた場をつくってある、イノシシが温泉へ入る時代になったんですね。人は温泉が来ない、温泉が来ないといって困っているときに。ちょっと青野川異常だな、出初めの準備で12月に伊豆太陽農協南中支店前の河原を、ポンプを置くところを毎年草刈りするんですけども、今年はそこにイノシシの獣道ができていたんです。あれ、おかしいなとは思っていたんですけども、まさか下のほうまで、銀の湯は金がかかるんで、銀の湯じゃなくて捨てているお湯で風呂へ入っていたとは自分も気づきません。

ともかく川が、非常にやぶが深くなっていて、砂の堆積が多い、その砂、もともと本来であれば下流へ下って弓ヶ浜の砂になるわけです。弓ヶ浜の砂が減ったってみんな川へ止まっていますよって、砂は。あの草を刈って、上流部、昨年やってあるところもありますけれど

も、砂をむき出しにして自然に流れるような状態にする。そういったことができないかといって、賀茂支援局の局長が出初め式に来ていたんで、議員だとは言わずに、消防の制服を着ていたんで言ったら、南伊豆からは毎年その要望は来ているけれども、ほかにもお金をかけなきゃならないところがあるから、県はちょっとすぐにはできないですということを言われたんです。県がすぐにできないと言っても要望はできると思うんですよ、町から。

少しでも被害が減るようにしていくためには、隠れた部分までしっかりと担当課が困らないように見る必要もあるのかなといったところで、下田のICTの話も多分担当課は調べたと思うんで、何か答弁いただければ。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

有害鳥獣等の捕獲に従事する狩猟者の高齢化や対象者減少については、個体の捕獲数も毎年増加し、各種被害対策の効果もあまり見られない現状においては、極めて厳しい状況にあると認識しております。

狩猟者の確保に向けては、ご指摘の負担軽減策なども必要であると思いますので、猟友会の皆さんや有害鳥獣捕獲事業にご協力をいただいている方々からもご指導をいただきながら、適切な対応を図りたいと考えているところであります。

また、近年では、各種情報通信技術を活用した中で、どこにいてもわなの作動が確認できる通報システムなどの使用実績が増加していると聞いておりますので、本町においても、これらも含めた各種取組などの成果を確認しながら、今後の活用につなげたいと思います。

議員においては、経験豊富な狩猟者でもありますので、適時ご指導をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

先ほど議員のほうでありました河川のしゅんせつに関しましては、県のほうも地域局長はそうようにお答えしたようですけれども、県のほうでも予算化をしまして、河川の下流のほうから徐々にということを進めているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、先ほど発言がございました年始が多忙ではないかということで、訓示をなさらなかったんじゃないかというご意見いただきましたけれども、行政機関としましては一応4月1日がいわゆる正月に当たるかなということで、4月から始まるということで、賀茂圏域でも年末の挨拶ですとか年始の挨拶をやらないところも徐々に増えてきているということであり

ますけれども、本町も年度初めに訓示を行うということで、お正月は控えさせていただいたということでございます。ご理解ください。

以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

下田市のほうで情報通信技術を活用した通知システムを導入されたということで、今後、賀茂圏域の中でそういった広域連携を含めた中で、その情報通信システムを活用していきたいということで今現在勉強中ございまして、来年度以降取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

私の質問、以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で黒田利貴男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、当定例会2日目は、明日は休会とし、明後日2月27日木曜日午前11時から会議を開きます。

どうも皆さん、お疲れさまでした。

散会 午後 3時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 漆 田 修

令和2年3月定例町議会

(第2日 2月27日)

令和2年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年2月27日(木) 午前11時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	高橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 禎 明 係 長 内 藤 彰 一

開議 午前 11時00分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。今日から2日目です。よろしくお願ひいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和2年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 稲葉勝男君

9番議員 漆田修君

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 比野下文男君

○議長（清水清一君） 3番議員、比野下文男君の質問を許可します。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 改めまして、3番議員、比野下です。よろしくお願いします。

それでは、質問させていただきます。

通告書に従い質問させていただきますが、その前に、先月末1泊2日にて町長含む同僚議員とともに、香川県三豊市に「バイオマス資源化センターみとよ」へごみ処理施設の現状を視察しました。その感想を少し述べさせていただきます。

可燃ごみを燃やさずに資源化するという国内初の新手法で稼働している企業、株式会社エコマスターは生ごみを発酵・分解し、その際に熱する紙とごみなどを乾燥させ、固形燃料として取り出すトンネルコンポスト方式の処理方法を、その方法を二酸化炭素の排出を抑制し、煙やダイオキシン等を発生せず、臭いはフィルターで脱臭され、場内の水は発酵用として循環・消費され、また、焼却しないため、灰の埋立地も要らない。さらに、処理されたごみは固形燃料として販売されるという、まさしく画期的で環境に優しく、ただただ圧巻し、感動するのみでした。各自治体がこの手法を視察され、大変注目されております。

当町も広域連携により敷設を進めておりますが、ごみ処理計画は喫緊の課題です。私はこの手法を最良の選択肢であると感じております。一刻も早い結論がなされることを望んでおります。簡単ですが、私の感じたことをご報告いたしました。

それでは、通告書に従い質問させていただきます。私は大きく2問、質問です。

1つ目は、森林環境譲与税について、2つ目は、人生100年時代を控え、健康寿命延伸のための支援体制について伺います。

1つ目、森林環境譲与税について。

昨年は台風15号、19号の上陸により、強風、豪雨等は伊豆半島から関東一円の広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。本町においても、東海岸線を主に満潮時と重なり、高波、高潮は波返しのコングリートの倒壊や、漁協内施設の崩壊は近年まれに見る被害となり、自然の猛威をまざまざと見せつけられたことは記憶に新しいです。

地球温暖化は年々進化し、自然界を破壊する一因であり、さらなる脅威となっていると感じております。国はそうした地球温暖化防止のため、森林吸収減対策が議論され、山地災害の激甚化等による国民の森林への期待の高まりを受け、森林環境税並びに森林環境譲与税が創設され、平成31年度から前倒しにより、自治体への譲与が開始されたことは周知のとおりです。

本町の総面積の約80%は森林に覆われており、人工林は生育するも野放し状態で、間伐材の整備は担い手不足等により、その負担が所有者に大きいのしかかり、山林の放置は余儀なくされております。そのような現状を鑑みますと、生い茂る森林は保水力の低下を招き、今後起き得る地震、台風、豪雨等で一気に土砂崩れや濁流を招き、民家の崩壊や道路寸断の二次災害に繋がりやすく、極めて危険な状況にあると危惧しております。森林荒廃への環境整備は、町民誰もが必要な安心・安全への唯一の悲願であり、以前から当局に対し、防災、減災への強い要望でした。

ここで質問させていただきます。

森林環境税と森づくり県民税の違いについて伺います。国は森林環境税を令和元年度から1人年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収することになるが、県は既に平成18年度から課税している森づくり県民税400円を財源とした「森の力再生事業」を行っております。しかし、町民には今までの県民税が何に使用され、どう違うのか理解し難いという声をよく聞かれます。今後の役割分担の違いについて、担当課長から分かりやすく説明願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

森林環境税は地域の実情に応じた森林整備のほか、その促進に活用することとされており、間伐、人材育成、担い手確保、木材の利活用や普及啓発による森林整備の促進に加え、森林経営管理法に基づく中で森林整備等に係る市町村独自事業に充当可能とされておるものです。

また、森づくり県民税は、荒廃森林に活用することとされており、南伊豆町森林計画に定めた特に針広混交林化を促進すべき森林や、特に樹種の多様性増進を促進すべき森林に対する森林整備について、「森の力再生事業」として財源を充当するものであります。

静岡県においても、両税を活用して取り組む事業の役割分担を明確にし、県と市町が車の両輪として事業を促進、推進することで、より効果的な森林整備が図られ、災害の防止、水源涵養など、公益的な機能が持続されることから、引き続き連携を強化しながら、さらなる森林整備に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今、ここの中で平成18年度から令和2年までの森づくり県民税を徴

収すると言うが、担当課長の答弁でしたが、その後の徴収はないのですか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） こちらのほうですが、当初10年で計画されておったものが5年間延長されました。ですので、また5年間ぐらい延長されるのではないかとということで期待してございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 今の課長の答弁の中で、私も意味がちょっと分からないんですけども、当町の森林計画に定めた針広混交林化という、それを推進すべくというのはどういう意味なのか、ちょっと具体的に教えてください。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

針葉樹人工林に広葉樹を加えた森林のことでありまして、南伊豆町森林整備計画では1,207.76ヘクタールを整備することになってございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 分かりました。

それでは2番目として、令和2年度における森林環境譲与税の配分と用途について伺います。

平成31年度の歳入予算によると、500万円が森林環境譲与税として計上されております。これは松くい虫予防剤樹幹吸入剤委託料の財源と使用することになってはいますが、年度末までに発注されたのか、契約は幾らなのか伺います。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

つい最近、入札完了しまして、金額としまして445万5,000円で落札されました。こちらのほうにございます前回の当初の日程のときに、主要建設事業等の発注状況について、こちらのほうに4,455万ということで掲載させていただいてありますが、こちらのほうは訂正を後ほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ちょっと私もこの金額大きいじゃないかなと思って、びっくりしたんですけれども、私、予算書をちょっと見たんですよ。予算書を見たら、予算書のほうが634万6,000円が、森林のほうの整備の松くい虫等に予算がつけられたんですよ。なぜこんなに大きいのかなと思ひまして、質問させていただきました。分かりました。理解しました。

また、一昨日の同僚議員からの質問に対し、重複しますが、令和2年度の当初予算について、当局の答弁は令和元年度に比べ2.1倍の譲与額と聞いたが、幾ら配分を見込んでいるのか。また、その使用目的について伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年度においては、湊地区の松林の保護に充当するものでありまして、薬剤注入の時期については、松ヤニが出にくい12月から2月が最適とされておりますので、2月7日に入札を実施し、3月31日までの事業期間として現在実施中であります。

令和2年度の譲与額であります。昨年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正の大綱をもって、森林環境譲与税の譲与額並びに市町村及び都道府県への譲与割合について見直すことが盛り込まれました。このため、令和2年度譲与額は本年度の約2.1倍となることが見込まれておりますので、新年度予算には1,050万円を計上いたしました。

これら財源をもって、引き続き高度公益機能森林である松林の整備に加え、森林整備に必須とされる林道整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 分かりました。

この配分金は町内に7路線林道があるというが、ほとんどは、これは青野八木山線のみか、それとも、ほかのほうにも整備されるのか伺いたいです。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

こちらのほうの林道整備でございますが、こちらのほうは青野八木山線開通いたしました
が、至るところが、ちょっと山崩れ等が発生いたしておりますので、その辺で林道整備のほ
うをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） この中で、私も文章を読んでいまして、ちょっとどういう整備かな
ということ思ったんですけども、高度公益機能森林の整備とは、これは松くい虫などの
被害を拡大させない整備ということですか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 高度公益機能森林についてお答えいたします。

こちらのほうは17種類の保安林がございます。湊の松林は、津波やまたは高潮に際して、
主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空中の海水塩分を捕捉して塩
害の防止に努める、潮害防備保安林機能を有してございます。また、森林の持つレクリエー
ション等の保健、休養の場としての機能を持つ保健保安林に指定されている。このことから、
複数の公益機能を有する森林が高度公益機能森林ということになってございます。

南伊豆町では、弓ヶ浜の黒松林が該当となりますので、議員がおっしゃるとおり湊の松の
樹幹注入、予防剤注入に充てたいというふうに考えてございます。

予算につきましては、この後、35号のほうで審議していただきますので、よろしくお願
いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 分かりました。

それでは次に移ります。

森林環境譲与税の配分方法と、都市部における用途について伺います。

森林環境譲与税の配分は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口による按分と聞いてお
りますが、どうなのか。また、中山間地域は、温室効果ガス削減や災害防止のための森林整
備に必要となる財源であるが、都市部の場合は、その財源をどのような森林整備に充ててい
くのか伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えをいたします。

森林環境譲与税の基本は、市町村譲与額の10分の5に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林面積で案分し、市町村譲与額の10分の2に相当する額を各市町村の林業就業者数で按分、市町村譲与額の10分の3に相当する額を各市町村の人口で按分するものとされております。

都市部の譲与税については、令和元年9月に公表された資料によりますと、公有林の整備、木造公共建築物の整備、森林・林業・木材の普及啓発などとなっております。自治体連携による事業などが主なものになっているようであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

今、町長からのお示しだと、森林の面積50%、就業者数が20%ですか、そして人口が30%按分であるということをお聞きいたしました。南伊豆町の場合、この場合は、森林面積は広くて、人口は少ない。そういう状況で都市部との按分を見ると、前回同僚議員からも質問がその中でありましたけれども、都市部のほうの人工林の按分を減らすとか、勝手な言い方ですけれども、森林面積を増やして按分にするとか、そういうことは、こういうことはできないんですか。どうなんです。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

こちらのほうは法律にのっとった配分になってございますので、その辺はやはり難しいかと。うちのほうからの意見ではちょっと難しいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 要するに、これは全国一律の按分ですということですね。分かりました。

次に、令和3年度以降の環境譲与税の長期展望について伺います。

近年における自然災害は局所的で、豪雨や発達しながら上陸する台風等により甚大な被害をもたらしております。本町も手入れの行き届かない森林は住家裏を覆っており、危険箇所が大変多く目につくようになりました。その一つに、庁舎前の商店街の裏山を見てもそのとおりです。人的被害があつてからでは遅いです。財政上は大変厳しいことは私も重々分かります。しかし、人命尊重は最優先され、森林環境譲与税を広く画期的に活用することを町民は望んでおります。町長はこのような状況を今後の展望としてどう捉えているのかお伺いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えをいたします。

近年の台風等自然災害においては、町の全域で倒木が発生し、道路など一時的に寸断されるなど、小規模な被害は発生いたしましたが、土石流や流木等による河川の氾濫、大規模な浸水被害などはありませんでした。

このように、今後も台風の大型化が懸念される中、幸いなことに人的被害には至っておりませんが、被害が起きてからでは遅いと危惧するところであります。

今後、森林整備においては、森林環境譲与税、森の力再生事業を最大限に活用しながら、災害予防に特化した計画的な取り組みを進める中で、静岡県との連携強化をもって、急がれる危険箇所等の早期解消に向けた事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

これからの我が町は住みよく整備され、より安心・安全なまちづくりに変貌することを期待しております。

それでは、2つ目に入ります。

人生100年時代を控え、健康寿命延伸のため、健診事業の重要性とその支援体制について伺います。

最近、人生100年時代という言葉をあちこちで聞くようになりました。

当町においても令和2年1月1日現在、99歳以上の方が26名いられると聞いております。

ほんの少し前までは考えられない人数でした。当町の高齢化率は、平成31年4月1日現在で

45.6%です。ほぼ2人に1人が65歳以上の住民となっております。超高齢化を迎えている本町ですが、医療保険や介護保険を使わず、健康で安心した生活ができるようになりたいのは、本人だけではなく家族を含め誰でもが思うところです。人生100年時代を迎えるに当たり、健康寿命の延伸は命題であり、対処医療ではなく、生活習慣の改善や予防接種等の一次予防のほか、各種がん検診、定期健診や人間ドック等の個別健診による二次予防等、保健事業を充実させることが求められております。特に二次予防の定期健診や各種がん検診等は、傷病の早期治療に効果的であり、傷病の重症化に伴う医療費抑制においても極めて重要であると思料するものであります。

ここで質問させていただきます。人間ドックの助成事業についてです。

町では、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者を対象に特定健康診断を実施しておりますが、それとは別に、40歳以上の国民健康保険の被保険者を対象とした人間ドックの補助事業を保健事業の一環として実施し、疾病の予防、早期発見、早期治療等々、被保険者の健康管理の一助として、平成27年度から実施していると思います。当町における過去2年間の人間ドックの助成事業の実績は、平成29年度の予算額250万円に対し57名、金額にして138万2,000円、平成30年度も同予算額に対して57名、132万6,000円と、同人数、ほぼ同金額の決算となっておりますが、令和元年度の人間ドックの利用者数は直近で何人か、診断されたのか伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和2年1月末現在の申請者数は63名となっております。内訳では、下田メディカルセンター27名、伊豆今井浜病院13名、中伊豆温泉病院12名、聖隷沼津健康診断センター7名、その他で4名となっております。

現時点での未請求分もありますので、申請者の全てを把握した助成額ではございませんが、予算の執行状況では1月末現在で128万1,000円となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。

2つ目として質問させていただきます。

今年度は少し利用者数が増加していますが、健康状態の経過観察という意味もあり、同一の住民が申請しているのではと、私なりに推察しております。当然、国民健康保険の被保険者が人間ドックの助成を受けるには、様々な要件を満たす必要があります。上限2万5,000円の補助金は、助成を受けている住民にとって費用が軽減することができ、大変心強く思っております。

私が思うに、まだまだ町民にこの人間ドックの助成制度が認知されていないのではと思います。当局はこの制度をもっと広く周知する必要があるのだと思っております。この人間ドックの助成制度について、当局はどのような啓発活動を行っているのか。また、今後の利用状況について、どのような対応策を考えているのか伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

人間ドックの利用促進に係る周知方法等につきましては、広報「みなみいず」への掲載が主なものとなっておりますが、その他詳細な対応策については事務的なこととなりますので、担当の健康増進課長から答弁をさせます。

以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

本年度は、6月の広報「みなみいず」で、人間ドックの助成制度を周知させていただきました。

国民健康保険の40歳から64歳までの被保険者は特定健診の対象となっており、血液検査等も含め500円で受診することができます。20から30代の若年者につきましては、医療保険にかかわらず、自己負担1,500円で特定健診と同内容のヘルスアップ健診というものが実施されております。

また、特定健診の受診率は、県特別交付金の保険者努力支援分に反映されるため、人間ドックの助成対象者については、条件として診断結果を提出していただき、その結果を反映させることにより、特定健診の受診者数にカウントされております。

さらなる周知方法ですが、賀茂医療圏の人間ドックを実施している医療施設につきましては、病院内でポスター等を掲示して啓発に努めております。また、特定健診の受診率向上の件もありますので、今時点ではさらなる周知については考えておりませんが、必要であれば

柔軟に対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 分かりました。

この人間ドックの助成については、国保の被保険者が対象とのことでしたが、では、協会けんぽの被保険者に対しても、同様な助成を考えることはできないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

この人間ドックの助成金は、国民健康保険の特別会計から支出しております。ですので、国民健康保険の被保険者が対象となっております。

協会けんぽの被保険者は、生活習慣予防健診という特定健診と、胃・肺のX線健診を同時実施する健診を実施しております。また、その被扶養者につきましては、特定健診を実施しております。

また、企業等による健康保険組合等につきましては、独自の助成事業を実施しております。

本町の国民健康保険の被保険者につきましては、特定健診の個別健診等の実施もなく、健診の機会にも恵まれていないため、人間ドックを助成することにより、その機会を増やし、健康増進を図るという目的もあります。現在のところ、国保の被保険者以外の助成は考えておりません。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 分かりました。

これからも柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

それでは次に、脳ドックの助成について質問させていただきます。

賀茂医療圏の三次救急体制は、救命救急センターである順天堂大学医学部附属静岡病院、イコール、伊豆長岡病院と沼津市立病院が担っていると認識しております。当町で搬送する患者がいる場合、ドクターヘリ等で対応しておりますが、夜間や悪天候の場合は運行できないという問題もあります。命の道とされる伊豆縦貫道の全線開通にはまだまだ時間を要する

ことから、脳血管、循環器系の疾病を予防する必要があると思います。

日本人の死因は、上位にがん、急性心筋梗塞、脳卒中が挙がっており、それらは三大疾病と呼ばれております。その中の脳卒中は脳血管障害と言われており、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血は、脳の血管に何かしらの障害が起こり発症する危険な病気です。日常、自覚症状もなく、突然発症するイメージですが、実は発症するリスクは年月をかけて次第に高まっている場合が多いと言われております。イメージ的には高年齢層の病気と思われませんが、最近の統計によりますと、30代から40代の若い世代も発症し、50代以上になると増加傾向と言われております。近隣に救急救命センターがない当町において、自らの健康は自らが常に把握し、定期的な健診等を実施し、早期発見、早期治療に備えることは健康寿命延伸のために大事なことでないでしょうか。

ここで質問させていただきます。

現在、賀茂圏域内の人間ドック及び脳ドックの助成状況について伺います。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

賀茂圏域では、全市町で人間ドックの助成を行っております。現在のところ、下田市、河津町、西伊豆町が人間ドックのみ、東伊豆町、松崎町が人間ドック及び脳ドックの助成を行っております。

助成額ですが、下田市は健診費用の7割、上限2万5,000円、河津町は上限1万円、西伊豆町は上限2万5,000円となっております。また、東伊豆町は人間ドック、脳ドックともに自己負担額1万円を控除した額で、上限3万円、松崎町は日帰りドック2万5,000円、1泊ドック3万円、脳ドック1万5,000円を助成しております。東伊豆町、松崎町は、年1回いずれかを利用することができることとなっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番（比野下文男君） もう一度確認です。現在、人間ドックのみの助成金は上限で下田市は2万5,000円、河津町は1万円、西伊豆町は2万5,000円、当町は、2万5,000円は分かりました。

そこで私、自分の聞き間違えだと思っておりますが、ちょっと課長にお聞きします。

東伊豆町の場合は、人間ドックも脳ドックも自己負担1万円を控除した額で上限3万円と

言っていましたが、合わせてこれは6万円ということですか。それとも違います。ちょっと伺います。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

東伊豆町につきましては、どちらかのみ助成対象になります。だから、1年で人間ドック、脳ドックともに受診することはできません。人間ドックあるいは脳ドックのいずれかを受診し、それが助成対象になるということです。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 理解いたしました。

それで、松崎町の場合は、日帰り人間ドック2万5,000円、脳ドッグ1万5,000円の上限は、これは4万円で正しいですか。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えします。

松崎町においても、いずれか1つのみ助成の対象となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 分かりました。私の間違いでした。賀茂圏域の人間ドックの助成状況について理解いたしました。

それでは、次に移ります。

第三次救急の基幹である救命救急センターから遠い当町において、予防医療の充実は重要であると考えております。特に発症後一刻を争う脳疾患の患者については、平時から自分自身の健康状態の把握が重要となってきております。また、その状態を把握することにより、より一層生活習慣の改善に努めるのだと思います。

ところが、当町の人間ドック助成では、脳ドックは助成対象にされておられません。私に住民から、脳ドックを受診したいと思っているが、助成対象に何とかならないかという声を数人から聞かれるようになりました。脳ドックの助成が難しいなら、人間ドックの頭部MRI・MRAのオプションについて、脳ドックの助成を考えてはいかがと思いますが、どうで

しょう。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における平成30年度の脳出血による入院件数は17件で、県下で24位、脳梗塞の入院件数は26件で、県下28位となっております。

また、県下において、賀茂圏域の方々は血圧が高いという地域特性も見られることから、このような結果になっているのではないかと推測しております。

本町においては、町民の皆様が健康で長寿のまちづくりを目指しておりますので、重大疾病を未然に防ぐという意味からも、人間ドック助成制度の見直し、拡大を検討するよう、担当課長に命じたところであります。

助成内容等詳細な説明については、健康増進課長から答弁をさせます。

以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

人間ドックの助成拡大内容についてご説明いたします。

今回、人間ドックの受診者に対し、頭部MRI・MRAの追加検査の費用を助成対象にしたいと考えております。頭部MRI・MRAについては検査費用の5割、1万円を上限としたいと考えております。これにつきましては、国保特別会計の当初予算案に計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

この頭部MRI・MRA検査を実施することにより、脳ドックと同様の検査ができると考えております。

また、脳ドック単体での助成は考えておりません。これは、人間ドックの受診者を特定健診の受診者数にカウントしたいためであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） よく分かりました。町の財政状況は大変厳しいことは私も十分理解しております。町民の皆さんが健康で明るいまちづくりを一層充実させるためにも、人間ドックの受診を好機と捉え、さらなる助成制度の拡充をぜひともお願ひしたいと思っております。

す。

今、課長からのお話がありましたように、脳ドックだけの単体は考えていないということは、人間ドック 2 万 5,000 円、脳の追加検査 1 万円を上限としたセットで 3 万 5,000 円以内ということですね。どうでしょう。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えします。

最大で 3 万 5,000 円の助成額となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 比野下文男君。

〔3 番 比野下文男君登壇〕

○3 番（比野下文男君） よく分かりました。

大変強い答弁をありがとうございました。ぜひ令和 2 年度の当初予算に計上されることを期待しております。賀茂地区内では、東伊豆、松崎町に次ぐ取り組みになると思いますが、本事業の制度拡充をもって、町民の皆さんの健診意欲が促進され、予防医療等に関心を寄せる機運がさらに高まることを期待しております。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 比野下文男君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（清水清一君） 引き続き一般質問を行います。

2 番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。同僚議員と同様の質問をすることがありましても、答弁をよろしく願いいたします。

それでは初めに、強風による電線被害防止ということで、倒木による停電対策についてお伺いいたします。

昨年の12月議会でも伺いましたが、台風15号、19号の強風により倒木した樹木が配電線にかかり、90%近くの住宅の停電が発生したことは記憶に新しいところでございます。2月25日、昨日、一昨日ですかに、今年の夏は太平洋高気圧が強く張り出し、暑い夏になるとの気象庁の発表がありました。去年と同じような感じがしています。また、今後も地球温暖化の影響等により大型の台風の接近、上陸が大いに考えられます。また、町民の安心・安全な暮らしを守るため、去年と同じ轍を踏まないよう一日も早く予防的な伐採強化をしなければならないと考えます。今後の予防的伐採強化計画等がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年の台風の大型化などから、倒木が原因とされる停電が各地で発生しており、極めて深刻な社会問題となっております。

また、電気は我々の生活に欠くことのできない社会インフラでありますので、今後の災害対策において適正な山林等の管理は急務であると認識をしております。

一方で、道路管理者という立場においては、平常時での道路機能に支障を及ぼさない場合は、土地権利者に善管義務があり、電線等においては、適切な管理義務を負う電力会社に支障木や枝等の伐採をお願いしている現状にあります。

今年度から「町道等支障木伐採事業補助金」をもって、地区と主要道路を繋ぐ生活必需道路などの伐採経費に対する全額補助も実施しておりますので、これら制度の普及を図りながら、予防的伐採の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 明快なご答弁ありがとうございます。

12月、これで2回目になるんですけれども、この支障木に対して、停電対策ということで、

それはなぜかと言うと、去年もそうですけれども、先ほど町長がおっしゃったように、電気がなければ、要するに社会インフラほとんどのものが動かないんです。電源が必要なもの、例えば、この議場の電気もそうですし、カメラもそうですし、マイクもそうです。カメラはバッテリーで動きますが、あれも一応電気なんです。こういうものは絶対的必需品というんですかね、そういうものになっておりますので、パソコンもそうですけれども、仕事にも関係がある。そしてまた、南伊豆の基幹産業である観光のところにも大変影響がありますので、この辺は速やかにもっと強力な対策をお願いしたいと思います。

次にまいります。

次に、県と東電と地元協力会社との関係についてということで、1月21日の伊豆新聞によりますと、県と東京電力パワーグリッドが共同して予防伐採作業を伊豆市湯ヶ島の国道414号で始めましたと。これまでの範囲を超えて予防的な伐採に取り組むことにより、災害時の緊急車両の通行確保や停電防止を図る目的がある。これまで、道路管理者は道路構造令に定める建築限界内の枝葉まで、電線類管理者は架線に直接影響する枝葉の伐採が原則でございました。しかし、昨年の台風により発生した道路上の崩土、倒木は、多くが電力線の損傷を伴い、安全面から道路管理者だけでは復旧工事が行えず、交通開放が遅れ、被災地域への迅速な復旧支援の支障となったということです。共同で取り組むことにより交通規制時間の短縮、また、交通整理の人手不足の解消、リスク情報の相互共有、東京電力所有のチップ化車両活用による処分費の削減などの利点もあると。県の酒井浩行危機管理対策課長は、「風が吹いても電線に木が架かからなければ停電は発生しない。関係自治体や電力事業者と一緒に取り組みたい」と、こう話していました。

今後、予防的な伐採に関して、県と東京電力パワーグリッドとの協力、または地元協力会社との関係強化を大きく進めていかなければならないと考えますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今年には東京オリンピック・パラリンピックの年であり、県内においては伊豆市小山町でも自転車競技が開催されます。

また、これら世界規模の大会に合わせて、伊豆半島を周遊する主な国・県道や市道においては良好な景観を確保するための看板等の整理、撤去など、各種規制が強化されたほか、支

障木伐採という取り組みなども昨年から本格的に実施されたところであります。これら取り組みは、伊豆南部においても波及する取り組みでありますので、本町においても、下田土木事務所など関係機関や諸団体との連携強化を図り、早期事業化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今おっしゃった早期事業化といいますのは、これ、すぐにというか、来年度から始めるという認識というか、その考えでよろしいでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

昨日、下田土木に確認したところ、来年度そういった予算がつきそうだということを知っておりますので、その情報を聞きながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） こっちからも、こういう件があるよということをどんどん言っていたいて、早期、できれば来年度予算をつけて、もうすぐにでも、台風来ますのでね、すぐに、そういうことも考えて行動していただきたいと要望しておきます。

次にまいります。

観光と温泉ということでお聞きしたいと思います。

観光振興に対する温泉の位置づけということでお聞きします。

定住人口の減少を背景として、地域活性化の推進力として、観光振興に対する注目が集まっております。すなわち、観光振興には観光客を外から増加させることによって、定住人口の減少の影響を軽減することが期待されております。

しかしながら、我が国全体の人口が減少していることは、国内旅行の総量が減少する可能性が高いことを意味しています。近年、国民1人当たりの旅行回数や宿泊数は減少傾向にあります。また、旅行者1人当たりの旅行単価、これも低下傾向にあります。このため、結果としてです。国民1人当たりの旅行消費額も減少傾向にあると言えます。ということはですよ、観光を基幹産業としている南伊豆町を初め、総体として縮小傾向にある観光の市場にお

いて厳しい競争に直面し続けているということになります。この競争を勝ち抜くには、その魅力を最大限に高めるとともに、集客に結びつけるため、取り組みを行っていくことが求められているというふうに思います。

旅行に来て、景色を目で見て感じ、温泉に入り肌で感じ、食事をして香りやうまみを感じることなどが癒しのときではないでしょうか。観光振興と温泉の組み合わせは、重要かつ強力で、切っても切れないすばらしいものではないでしょうか。町としての観光振興に対する温泉の位置づけをお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、本町における行政課題としまして、地域活性化の推進が挙げられ、この解決策の一つとして町外からより多くの方々に訪れていただく観光振興は極めて重要であると考えます。

また、観光の定義としては、「自由時間の中で生活の変化を求める人間の基本的な欲求を満たすための行為のうち、日常生活圏を離れて異なった環境の下で行われる行動」であり、観光の「観」は見る、「光」はその地の優れたものとされており、その優れたものとは温泉や景観など、「自然」や「歴史」、「新たな観光施設」などがこれに該当するもので、とりわけ温泉は訪れる人々に対し癒しを提供し、本町の観光における魅力向上素材の一つであると認識をしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

今、早い話が、観光自体がもう縮小傾向にあると。それも日本全国、そうでないところと、縮小傾向にある、二極化というんですかね、そういう感じがしていると。

ましてや今、新型コロナウイルスですか、このことによって、人は出歩かないようになる。ましてや政府から人を集客しないようにと、集まらないようにということで、いろんなスポーツ会から何から、お客さんを入れないでそういう試合等をやっているという話も聞いております。そこで、こちらに呼び寄せる。静岡県で新型コロナウイルス出たということ、話は聞いていません、私はね。それも一つのチャンスなのかなと。この地域でそういうものが発生していませんよということで、安心して来てもらえるのかなという感じがしています。

それで、この振興なんですけれども、温泉と振興、先ほど町長おっしゃったように、見て、それから優れたもの、その中に温泉があるよと、確かにそのとおりだと思います。日本全国、火山国ですからね、いろんな温泉があります。私も結構行っています。ですけれども、ここは塩湯と言って、昔から肌ですか、皮膚病といいたいでしょうかね、それによく効きますよという話を聞いています。特に私が聞いたのはアトピー性皮膚炎ですか、あれに、そういう方が塩湯に入ると、要するに緩和されるというんですかね、「治る」と言うと薬事法にちょっと引っかかるものですからね、緩和されるということを知っています。それで、そういう方々もそうですけれども、この土地から離れられないと、怖くてね。要するに、また発生するんじゃないかということで、離れられないという話も聞いています。そういう面も一つの売りになるんじゃないかということを思っています。ですからその温泉、これからものすごい大事なものであるということでございますので、それを町長がおっしゃったことを踏まえて、次の質問に入りたいと思います。

次の温泉施設、配管を含む等の維持管理についてです。

入湯税、ふるさと納税を基とした、仮称ですけれども、温泉施設維持管理基金創設等の考えはということでお聞きしたいと思います。

温泉設備の維持管理は、温泉利用件数が減少することにより収益も減少傾向にあり、維持管理が大変な重荷になってきていると思います。温泉スケールにより配管が詰まり、温泉の出が悪く、温度低下など、また、温泉が止まる場所も出ていていると聞いております。今、弓ヶ浜温泉が大変な危機にあるということで、この地域はホテルを初め民宿などが多く、宿泊される方々も多いため、この地域が衰退すると、雇用、納品業者、建物の維持管理業者など、多方面に影響があります。いわゆる経済的な裾野が広いことを意味していると感じます。

地元では温泉存続への一般社団法人を設立して、将来的に全面付け替えと、配湯事業の継承を目指す動きが本格化し、温泉存続の道筋が見え始めたところでございます。計画では、既存配管の詰まりが激しいと考えられる源泉ポンプから湯けむり橋の約400メートルですか、これをまず最初にバイパス管を敷設すると聞いております。その後、湯けむり橋から弓ヶ浜大橋の間の配管付け替えを目指す考えであると。総工費は2億円から3億円の見込みであると。最終的に契約者1口当たり50万円程度の出資が必要ではないかと、新聞報道にこう記載されております。また、関係者からもそのように聞いております。去年の12月末に4,000人近い署名が町へ渡されました。それを踏まえて、入湯税やふるさと納税等を利用した基金創設等の考えはないかお尋ねしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、当町では財政調整基金を初め公共施設整備基金、ふるさと応援基金など、15項目、18億円程度の基金運用を実施しており、うち12の項目は特定目的基金となっております。

この特定目的基金の中に「町営温泉施設整備基金」というものがありますが、これは銀の湯会館のほか、源泉銀の湯等の長寿命化のために設立しているものであります。

賀茂圏域における温泉、源泉に対する考え方は、あくまでも個人の財産であるため、個人で管理、運用すべきものという方向性で統一されており、個々の財産管理、運用を目的とした公的基金の設立は明らかに無理があると考えられます。

本年1月に湊地区に温泉供給に係る任意団体が設立をされ、現行の温泉事業者との協議により、湯量減少の原因と疑われる箇所温泉部分改修に着手するとのことですので、まずは道路や河川などの占用手続がスムーズに進められるよう、適切な対応を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、町長、民間事業者云々というお話でしたけれども、この民間事業者が行政の財政支援を求めている、これ、静岡新聞なんですけれども、ということで、県立大の経営情報学部の教授がこう述べているんです。「特定の業者を優遇するなどの問題がなければ、自治体が民間事業へ税金投入しても法律上は構わない。一番大事なのは合意プロセスが極めて重要で、よく議論を重ね、妥当性を判断すべき」、こういう指摘があります。近年では過疎地の公共バス路線を維持するために、自治体が民間交通事業者の赤字を負担するケースが増加していると。うちでもそうですよね。町でも負担しております。これは公共のものでありますけれども、要するに、民間、個人の会社にはできないけれども、みんなが使うものに対しては補填等ができますよということではないかと思うんですけれども、大変財政も厳しい。それは分かります。私は弓ヶ浜温泉だけじゃないと思うんですよ。仮に下賀茂でも温泉があります。ホテルもあります。裾野も広い。経済的にね。弓ヶ浜温泉だけじゃない。全部の温泉、宝ですよ。町の宝です、温泉は。それを要するに守るため、銀の湯だけじゃないよと。みんな少しずつでもそういうものをつくって、いざというときに民間業者が

撤退するかもしれません。そういうときには町がバックアップしますよと、そういう気持ちというものはないのでしょうか。

それと、私思いますのに、そのの上座のほうに町の町章があります。議長のちょうど頭の上なんですけれども、そこにあるんですけれども、これは皆さんご存じのように明治22年町村制の施行により、南崎村、竹麻村、南中村、南上村、三坂村、三浜村のいわゆる南賀6ヶ村がそこで誕生したんですけれども、昭和30年7月、町村合併促進法に基づいてその6ヶ村が合併して、今の南伊豆町があります。

要するに、どういうことを言いたいかという、あそこにあるのは6ヶ村の6つの村がありますよと、円のところ。V字は何かというと、町の限りなき発展を表している。要するに6ヶ村が1つになったことを表している。体でいえば、傷がつかしましたと。病気になりましたと。そうすると、体の細胞というのはどういう動きをするかという、生命維持のために必ずそこに全力で治しに行きます。けがでも病気でも必ず治しに行きます。なぜか。それは生きるため、生かすために行くわけです。そこが一番大事なことであって、この6ヶ村、どこの地域でもそうです。どこかが悪いよとなったら、みんなで助け合う。みんなで直しに行くという私は目的というか、そういう意味があるんじゃないかと、こう思っています。

今後もしろんなことがあると思います。ですけれども、ワンチーム、みんなでやればどうにかなるんじゃないかという考えでいますので、町長も民間云々、確かにそのとおりです。

ですけれども、手立てがないわけでもないと思いますので、今後もひとつ応援のほうを要望していいですか。ここのところで、何かあったら。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員のお気持ちは重々理解させていただきました。今の要望の中で、いろいろみんなで助け合うということは全くそのとおりだと思います。しかしながら、まず、自助、共助、公助のよく災害でも言われますけれども、その精神にのっとっていただきたいなというところと、大学の先生が過疎地域の公共バスについての例えもされたように、公金を投入しているというお話ありましたけれども、また、それとは意味合いが違うのかなというふうに私は感じております。公共バスというのが町民全体の、町の中で走っているバスですので、そのところは、また、公金を投入するというのは違うのかなというふうに私は感じます。

そして、全く町が何も支援をしないとかいうことではなくて、今の時点でまだ形が決まっ

ていないので、どのように幾ら支援をするかということは、まだ町でも今検討しているというか、その手前の段階であります。実際に配管に2億かかる、3億かかるということが報道ではございますけれども、しっかりとした見積りですとか、工事の内容、それから様々なことが、数字が明らかになっていないので、今の時点でどういう、町が金銭的な支援というのは言える立場にはないということをご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

私は、「何もしていない」とか、そういうことを一切言っていないので、一番大事なのはワンチームで、一つのスクラムというんですかね、それを組んで、いろんなことに対処していただきたいということでございます。

また、今後も温泉でもそうです。観光でもそうです。力を注いでいただきたいと思います。お願いします。

次にいきます。

次は、空き家対策ということでお聞きしたいと思います。

この空き家に附属した農地、要するに小さい農地つき空き家、一緒のものでございますけれども、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

近年、空き家が大変多くなってきています。雇用がないなど、Uターンができないなどの諸事情から、親から子へ物件の移譲ができなく、空き家になっていることが大変多い。また、所有する物件を一括で売りたいと思っても、農地が附属しているため買い手がつかないと聞いております。そのため、家が立ち腐れになり、見た目も悪く、景観にも影響しております。そのとき、強風などによりトタンが飛び、危険である。そして、犯罪の温床になるのではないかと心配の声も聞いております。購入者も一括で物件を買いたい、農地が付いているため、農地法により仮登記はできても本登記ができなく、購入を断念するとも聞いております。

農林水産省では、移住・定住の促進と新規就農者の育成に向けた取り組みを行っております。それはこのホームページに出ておりますので。地域農業の担い手の高齢化や後継者不足が進行する中、農業及び関連地域産業の衰退を防ぐため、地方自治体や農協が新規就農者を育成する組織を設立し、意欲ある若者を全国から受け入れ、担い手の確保と移住・定住を促

進する取り組みが行われていると。また、田舎暮らしを希望してUターン、Iターン、Jターンする都市住民たちに空き家をおっせんし、地域社会の活力を取り戻すとともに、外部人材の力を生かして、観光資源や特産品の開発に取り組んでいると。大分県宇佐市では空き家に明かりがともれば町が変わる、そのような思いで行動して、県内外から100世帯以上が移住しているというんです。

また、平成30年3月ですけれども、国土交通省土地・建設産業局、住宅局から、農地つき空き家の手引書が出されました。その中に、田園回帰というものがあるんですけれども、その田園回帰、総務省が平成28年度に行った田園回帰に関する調査研究、これによりますと、過疎地域における人口移動について、若い世代で地方への移住の動きが見られると。内閣府による東京移住者の今後の移住に関する意向調査、約4割の人が移住を希望する旨の意向が示されたと。特に20代から30代の相談件数の増加が顕著だということです。

一方、自治体を中心とした空き家、また、空き地バンク、南伊豆もやっております。取り組みが広がっております。平成25年に約820万戸あった空き家の総数は、平成35年ですけれども、令和4年ぐらいになるんでしょうかね、約1,400万戸に増加するという推計もあります。こうした中、全国の中には都会からの移住者に対し、空き家に隣接する、付随する遊休農地をセットで提供することなどの事例もあると。空き家はうまく使えば地域の資源ともなる。地域の合意形成の中で、こうした資源を活用していくことで、地方創成や地域の活力の維持・向上に繋がると期待されているんです。要するに、農林水産省ですか、経営局と国交省、これがコラボしてこういうものを行っている。上部団体がやっているということになるわけですよ。そのことに関して、町の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

農地つき空き家等の売買において、これら構築物と農地などの所有物件を一括して処分したいという事例が介在することは認識をしております。

一般の方の農地売買については、農地法第3条の規定から、農業委員会の許可が必要であり、農地法第3条第2項第5号の規定から、許可基準となる下限面積要件も設定されております。同号の規定は農地の取得要件の一つであり、農地を買ったり借りたりするときの下限面積を定めたもので、本町では農林水産省令の基準に従い、面積を20アールとしております。

ご指摘の基準緩和については、県内で2市町しか実施しておりませんが、全国の自治体に

において、空き家バンク登録と関連した下限面積緩和措置が進められておりますので、本町において農地利活用拡大の影響も踏まえ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） おっしゃるとおりでございます。農地法第3条、これに農地の売買、贈与、賃借等の許可、これは南伊豆町農業委員会で決められると。確かに下限面積は20アールです。

そこで、ご提案があるんですけども、10年後の姿を考えたときに、町が人口減少するのは目に見えております。このようになると不在地主が増えて、耕作放棄地が増えるものと考えられ、ましてや今皆さん困っているイノシシ、また、鹿の被害にも大変手を焼くのではないかと考えております。一番大事なものは下限面積なんです。ほかで、静岡県で2か所ということですけども、全国的にはかなりのところで1平方メートル、1メートル掛ける1メートルです。なぜかという、1というのは一番少ない数なんです。ということは、20アール、要するに、2,000平方メートルじゃないと売買できないよということなんですけれども、それではハードルが高過ぎて、あまりにも高過ぎて、いきなり、「じゃあ、やってください」と、「農業をやってください」と言われても、これはできる代物じゃないよと。それだったら、1,999平方メートルから1までの間を網羅できる、この1平方メートルにしてはいかがかと思っておりますけれども、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

そちらのほうの規定につきましては今後いろいろ、100平米からとかという地区もございますので、その辺を就農の関係ですね、農業の経営が成り立つか成り立たないか、その辺も加味しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 要するに、100平方メートルですけども、100平方メートルあればいいんです。あればいいんですけども、100平方メートルじゃないよと。10平方メートルしかないよとか、それ以下だよと。だけれども農地だよと。地目が農地だよとなると、売買も

何もできないわけですよ。ただ、要するに、空き家バンクに登録してもらった、空き家バンクに登録した宅地といいたいまいしょうかね、家の附属する農地ですから、1平方メートルの土地ですよ、それでもって農業委員会にかけるといしょうけれども、先ほど言ったように1,999から1まで全て網羅できるということは、その間を全部救済できるという考えでいたほうがよろしいかと思います。

それで、5平方メートルしかないところもあるんです。そういうところはやっぱり除外されるわけですよ、結局は。そうすると農地だから、その物件を買いたいよ、都会から来た人が買いたいよとなると、買えないわけですよ。私は救済目的なんですよ。売買云々よりも、売買して、南伊豆の人間が売りたいよ、都会の人がそれを買いたいよ。一番ネックなのが農地だよという話なんです。だから、その農地のハードルです。それを低くしてあげて、新規就農者、これが大事なことなんです。新規就農者の一つの入り口として、ハードルを下げていかかかということなんです、その辺いかかかでしょうか、課長。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

宮田議員がおっしゃるように、新規就農者、当然増やしていきたい。これは農業行政として必要なことだと。また、耕作放棄地の解消についても、これは必要なことだというふうに考えてございます。

しかしながら、やはり農地を買ったからといって、1平米で買いました。それでは、その農地を使えるか。使っていただかないとやはりいけませんので、なかなか1平米で、それじゃあ、農業が成り立つかという、なかなか成り立たないものですから、その辺を考慮した中で今後煮詰めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 1平米やっているところたくさんあります。なぜかという、さっき言ったように全て、1というのが一番少ない数だから、ゼロというの是要するに少ない数じゃないんですよ、あれは。ないということだから。数という、1というのが一番少ない数であって、それを基にして、それで農業ができるかどうかという話よりも、救済なんです、これ。農業は農業で、日本の農業は大事ですよ、これ。命のもとですから、それはすごい大事。それは分かります。

ただ、私言っているのは、空き家についての、附属した農地なんですよ。だから、空き家バンクに登録する。これは町でやっていますよね。だから、町が認めたところだけなんですよ、私が言いたいのはね。そこで、1平方メートルからいいよということになれば、あるかどうかは別として、5でも10でも15でも、要するに救済できるではないかということなんですよ。その辺を考えていただきたい。

また、さっき言った農地法の3条、分かるんです、これも、下限面積。これは、農地法の下限面積を決めるのは農業委員。これも分かるんです。ただ、そういう方々がいらっしゃると。売りたいくても売れないよという方がいらっしゃる。

前に私、7年前になりますかね、二條でそういう話を聞いたんです。町長の住宅のすぐ近くなんですけども、家があって、農地があって、その隣にまた宅地があるんですけども、その方は癌だったんです。癌で、要するに農地を管理するのに草も生えます。周りに迷惑かけちゃいけないよということで草刈りとかをしても、辛いんです。それで、子供たちはどこにいるかという、都会にいて帰ってこないよと。その管理が大変で、私はもうこれを売ってアパートへ住みたいと。それをやりたいんだけど、ある業者に頼んで売りに出しました。だけれども、結局その農地がネックになって売れなかった。とうとうその方は亡くなってしまいました。

だけれども、そういうことがありますので、確かに農地は大事で誰かに頼めばいい。だけれども、今、やる方がそんなにいない。だから新規就農者、これの早い話が育成ですか。だから、ここに農水省からも書いているじゃないですか。地域社会の活力を戻すとともに。外部人材の力を生かして農業を強くしたいよと。それと、先ほど言った国交省からもそういうことがあります。できれば、この町で1平方メートルからやれば、それだけの人が来れば、また町の活性化にもなる。また、地域創成のほうでもよろしいんじゃないかと思うんですよ。その辺のことを勘案して、今後進んでいただければと思います。

町長、どうですか。これは要望なんですけれども、あくまで要望なんですけれども、農業委員会のほうに要望書として、1平方メートルからでどうだろうかということをお願いできませんでしょうか。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

私のほうからで大変申し訳ありませんが、議員も農地法がなぜあるかというところは当然ご承知のことですよ。その中で、当然これは国土の中で自給自足というものが大義的なも

のがあるという中で当然法律をつくって、その判断をするために農業委員会もございます。議員がおっしゃるように、それが本当にすぐに何かやらなければいけないというようなことであれば、元から法律を変えていただくのが一番いいと思うんですよ。ところが、それができない現状にもある。

しきりに新規就農、新規就農と言いますけれども、農業を営むのに、先ほど担当課長も言いました、1平方メートルで新規就農という呼び名がいいのかということもあろうかと思えます。先ほど町長の答弁でも、その部分については農業委員会のほうに、町長の権限で何かを変えるということは、これは当然できませんけれども、ぜひそういうところは前向きに取り組みたいという回答を先ほど来させていただいていると思えますので、あまり1平方メートルにこだわることはないのかなというふうに思えますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

こだわったのは先ほどの、要するにそういう方々がいたよということで、その方はもう亡くなったんだけど、そういう方を救うために、救済するための一つの方法かなと思いましたので、そういう言葉になってしまいました。

もう一つ私が思うのに、ダーウィンの進化論を知っていますよね。強い者が生きるわけでもない。賢い者が生き残るわけでもない。変化に順応した者だけが生き残ると。その流れを見切って、今後に生かしていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで14時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（清水清一君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 11番、横嶋隆二でございます。

私は、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、現瞬間は中国から発症した新型コロナウイルスがその威力を増して、世界中、そして日本も死者が増えている状態であります。政府におかれましては、財政出動をしっかりと、その対策、危機感を持った対応を強く求めるものであります。

さて、今回の質問については項目をたくさん挙げました。1番目は、世界経済と国内・地域経済に対する認識、2つ目は、第6次南伊豆町総合計画について、3つ目は、国連・持続可能な開発目標（SDGs）と行政の認識・取り組み、4番目は、Society5.0教育と教育の在り方について、5つ目は、燃やさないごみ処理計画の推進を、であります。

これまで、3年前に発足した岡部町政、岡部町長に対しては、町民のバックアップする施策を、具体的に数々提案をして、この間、小中学校のエアコン設置とか、あるいは高校生バス通学費助成とか、出産祝い金など、町民生活をバックアップする施策が積み重なってきました。なぜそういうことを優先して、今この理念的な質問かということでもありますけれども、施政方針及び予算編成方針の3ページの下に、本町においても第5次南伊豆町総合計画を作成してから10年が経過し、一層の進行が見込まれる人口減少、少子高齢化という厳しい現実や、ライフスタイルの多様性、厳しさを増す財政など、社会経済の潮流が大きく変化を見せておりますと言われております。

今、まだ南伊豆町の年頭の大きな桜まつりという経済活動が最中であります。しかしながら、町内を年明けから、新年から回ってきますと、もちろん暮れもそうですけれども、今の経済状態、生活を何とかしてくれと。特に自営業者からのすがるような強い訴えには身じろぎもするような思いがあります。そうした状態を町内の中で、自らも一緒になって住民の皆さんに心を寄せながらきている。そうした中で、一体今の我々が置かれている、南伊豆町だけでなく、国内の経済や世界はどうなんだろうかという、やはり高所大所に立って、俯瞰的にものを見るという視点を自分自身も取り戻さなければいけないなど。

ふと客観的な情勢で、1月30、31で三豊市のトンネルコンポストの視察に行きました。関

西のほうまで行って、いわゆる仕事として行くのは久しぶりですけども、車窓から見る風景を含めて、降り立って、三豊の隣町で降り立ったわけですけども、その光景を見まして、後で話しますけれども、いや、今回は町長も一緒に同行してくれましたが、町長は伊豆半島ジオパークの宣伝を含めて、静岡県や伊豆半島の首長の一員として、東南アジアにも出張されていると。そこで、その目で見た実感、こうしたものに関してぜひこの場で披露をして、どういう感覚を持たれているのか率直な思いをまずお聞きしたいと。その上で、今のその状態に関して、私聞くのは初めてですから、事前のあれはありませんけれども、それに対して私からの思いを、対していこうかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町長就任以来はや2年半が経過いたしました。この間、公務、政務という形で国内外の様々な場所を訪問させていただきました。

国外では、ベトナムの経済成長の著しさは特に印象的でありました。訪台時には、旅行等の主体は団体からグループ、個人の時代に移りつつある中、本町の観光形態に照らし合わせて、ますます期待できる交流先と実感をいたしております。タイ、マレーシアでは驚くほどの経済成長は実感できませんでしたが、首都近辺はかなり発展しており、経済進出で中国に後れはとっているものの、日本に極めて友好的な国民性であることから、今後の交流先として大いに期待できる印象を持ちました。

また、国内においても各地を訪問することができましたが、各所において感じたことは、厳しい地域間格差ではないかと思えます。都市部への一極集中の流れと、頑張っているも止まらない地方の衰退、それから閉塞感ということを強く感じました。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 東南アジアの様相と国内各地、特に国内各地では地域内格差、国内ではいろんな細かいところにも目が行くと思えますけれども、私は共通して行った三豊の視察の琴平町、琴平町は人口8,095人、面積は8.47平米。平地で、山があるとか、そういうところではありません。予算額は47億、町税収入は9億8,000。こんぴらさんがあって、平成19年度には313万人の観光客が訪れるところであります。

行ったときにやはり驚いたのは、コロナがこれほど報道はされておりましたが、視察が終わった昼食後のこんぴらさんの参道にはほとんど、金曜日でしたけれども観光客がいないと。もちろん中国の春節での移動が多少警告されていた時期でしたけれども、なかったと。そういう状況がありました。南伊豆町も苦戦しているんですけども、町長が今言われたように、国内各所での地域間格差、そうした点の現れが、やはり私たちだけのところだけではないと。全国各地、あるいは地球上のいわゆる首都以外のところでもそれが広まっているのではないかと。

それで、様々な問題意識を持ってそれ以来読んだのが、クリントン政権時に労働長官をやったロバート・ライシュさん、2008年に出したのが「暴走する資本主義」で、2015年に「格差と民主主義」、この著書を出しました。「暴走する資本主義」では、これが後に映画になっております。

先ほど俯瞰的な見方という話をしましたが、やはり客観的な自分たちの位置をしっかりと見るうえで、今後の展望を指し示す、考えるという点で、改めてこの中にも出ている、最近池上彰さんなんかも、「高校生からわかる『資本論』」という本を新潮文庫で出しております。40年ぶりに「資本論」を開けてみましたけれども、こうした資本主義を分析する仕組みそのものの分析です。イデオロギーではなくて。

こうした点を詰めていったところ、2001年にノーベル経済学賞を受賞したジョセフ・E・スティグリッツ氏は、2019年、去年の暮れのインタビューです。かつてないほど格差が拡大して、世界があると。一部の富裕層が富を独占し、中流の暮らしは崩壊しつつあり、将来に対する不安にさいなまれていると。現在の市場の状態に関して4点、その大きな過ちとしてこれを挙げております。スティグリッツさん、近代経済学者であります。第1の過ちは、格差の拡大がこれほどになるとは理解していなかった。第2に長期的な思考の重要性を認識していなかった。3つ目に共同行動の必要性。公正で持続可能な成長を実現するには、政府がこれを調整しなければいけないということ。4つ目には、技術革新やあるいは生産活動、経済を推進しながら、知識の重要性やテクノロジーの技術の基礎となる基礎研究の重要性を理解していなかった。それが現状の格差の拡大につながったということを行っているのであります。

ロバート・ライシュ氏によれば、現状では、いわゆる資本主義の今のそういう仕組みを制御することができなくなっているということを述べて、クリントン政権時に労働長官をやった人が述べているわけであります。

行政報告の初めにも財政見通しの国の方針が述べられておりましたが、2月10日に内閣府が発表した昨年10月から12月期のGDP速報値では6.3%のマイナス、消費税が8%に増税された2014年の4月ではマイナス7.4%であったんですが、これほど経済が落ち込むというのは一般的にあり得ないというのが、政府関係者やあるいは経済学者を含めた見解でありましたが、実際にはそうなってしまった。日本は1988年時点ではGDPは世界で2位でしたが、2018年では26位であります。

町長、今こうした状態、客観的には非常に国民が、いわゆるGDPの6割と言われる個人消費、おおよそその中に入っているわけでありまして。この消費が減って、それが地域経済や国家経済にも大きな影響を及ぼして、GDPがマイナスになっている。こうした点を、数字をどう認識して、やはり町政、地域経済に対応していくかということが今後求められるのではないかとありますが、町長の今後の町政に対する意欲、いろんな厳しさがあってもその見解を伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘の世界経済や国内などの地域経済の動向分析等踏まえた中で、本議会初日に施政方針、予算編成方針において、私の所信を申し述べたところであります。

繰り返しになりますが、これからの町づくりの指針となる第6次南伊豆町総合計画に掲げる施策はもとより、過疎計画、総合戦略などの着実な履行をもって、町民の皆様にご賛同いただける町づくりを職員一丸となって目指し、着実にその歩みを進めてまいります。

本年最初の広報「みなみいず」1月号にも掲載いたしました。子育て支援、観光と地域産業の振興、福祉、防災の充実を柱として、町民ファーストを念頭に着実な町政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 先ほどの追加でありますけれども、この間、消費税導入されてから31年、最初の消費税導入から31年がたちました。消費税収は397兆円なんです。同時期に法人3税の税収は298兆円。法人税収は減っております。所得税、住民税の税収も275兆円減っております。こうした実態が日本経済に影を落としているということでありまして。アメリカ

も似たようなもので、1%のためでなく、99%のための政治を求める声が、トランプさんのアメリカでも底辺で沸き起こっているということでありまして、そうした中で、計画とともに、しっかりと町民の皆さんの足元の声に基づいた南伊豆町の歩みを進める必要があると思います。

こうした点で、次の第6次南伊豆町総合計画に入っていくわけですが、2020年から今後10年を見据えた総合計画の基本的指針についてどう考えているか。計画がスタートする今日的な位置づけをどう据えているのか。計画の特徴、独自性についてはどんなものか。これについてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では第5次総合計画が策定されてから10年が経過し、町を取り巻く社会経済の潮流が大きく変化する中で、地域における総合的かつ計画的な行政運営を継続していくために、総合計画を引き続き策定する必要があると判断し、令和2年度から10年間の計画期間とする次期総合計画の策定に取り組んでまいりました。

本総合計画では、これからのまちづくりにおける基本的な理念と方向性を示すとともに、住民と行政の協働による将来像の実現に向けた4つの指針を示し、その役割についてまとめております。

1つ目の「まちづくりの方向性を示す総合的な指針」は、住民を初め、多様な主体によるまちづくり推進に必要な施策間の調整と連携を図ることについて、また、2つ目の「計画的な行政運営を進める総合的な指針」では、施策の厳選と、実行するために必要な行財政体を確立していくための行政の役割についてそれぞれ示し、3つ目の「住民参画と協働の基本的な指針」では、「住民と行政」がそれぞれの役割と責任を自覚し、協力し合ってまちづくりを推進するための役割を、4つ目の「国・県、周辺市町との連携や調整をしていく基本的な指針」では、国や県の施策と調整や、周辺自治体との連携による「広域的なまちづくり」の推進のための役割を示しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

もろもろ答弁していただきましたけれども、私は別な視点から、今日も質問に入れてありますけれども、2025年、国連で確認をされたSDGsのことを次の質問に入れてありますけれども、こうしたこと、また、今気候変動の問題、台風の被害の対策の問題も議会で度々質問、議題に上がっておりますけれども、今、地球環境の問題でも非常に重要な時期に差しかかっていると。

もう1つは、その様々な問題、今の現瞬間まだ歯止めがかかっていない新型コロナウイルスも含めて、これが実際、防疫、医療、福祉に関する将来的な保全も含めて、同時にこうしたことが長引けば、経済、そして食料の問題にも関わってくるものであります。現に倒産している事業体も出始めております。

私はこうした点で、基本的な考えは町長が述べたとおりでいいと思うんですが、国連は2019年から家族農業の10年というのを位置づけて、SDGsにこれを位置づけております。これは自然災害、地震から生命、命を守る上で、食料をしっかりと確保する観点というのは極めて重要だというふうに思い、やはり先ほど冒頭でも述べた今日的な観点からも、私たちはそうした食料がなければ生きていけない。このことをしっかりと位置づけて、そして、計画の中でも膨らませていかなければならないのではないかということが、私が1点ここで確認しておきたかったことでございます。

2月20日には、気候非常事態宣言の決議を目指す超党派の議員連盟ができました。これは自民党から共産党まで全ての党派であります。こうした議員連盟が政府に対してもっと働きかけをしていこうということで、今国会中の決議を目指しているということ。ここには気候変動の現瞬間の現れだけではなく、先々の危機を想像し得る、そうした点から出されているものだというふうに思います。この点の認識、農業をしっかりと、地域農業を位置づけて、食料を確保する観点を放してならないという、そういう思いがありますが、その点いかがですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当然ですけれども、地域農業を初め、地域の産業は大変重要であると考えます。今のところ、南伊豆町においては食料に対する不安というのはあまりないかなと思うんですけれども、やはりこれから今の農業生産者等が高齢化するがために、後の担い手の不足という点におきましては、先ほどの議員さんの質問にもありましたように、やはり農地の有効活用というこ

とはしっかりと考えなくてはいけないと思いますので、その辺からもやはり地域の農業というのは重要であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そうですね。単なる危機をあおるとかという、そういうつもりは全くないんですけども、やはり自分の域内で、生活圏の中で食料を可能な限り自給する体制というのはとっておく。例えば、これは岡部町長の前ではありませんでしたけれども、今の菜の花畑、ヒマワリにもなる水田には、青市から水を引く導水路ができています。これは万が一のときにはあそこでも水田が作れるということで、青市から引ける体制になっておりますけれども、これは余談であります、こうしたことを、今後の気候変動を含めた我々が生きていく上では考えておかなければいけないというふうに思います。

3番目の質問の国連・持続可能な開発目標（SDGs）と行政の認識・取り組みであります。

この国連の取り組みは今に始まったことではありません、地球環境の問題はかなり早くから、ロバート・ライシュさんとかが、クリントンの労働長官を務めたのは1993年から97年ですけれども、その前、経済が右肩上がりにぐっと伸びていった1972年、高度経済成長のさなかにストックホルム会議で地球環境と経済生産の問題が議論されました。

その後、1987年には環境と開発に関する世界委員会が国連の中でできました。これは84年にできた会議が環境と開発に関する世界委員会です、1984年に。この委員会がまとめた行動指針、SD、サステナブルディベロップメントが我ら共有の未来ということで、7つの目標を掲げました。これは今のSDGsの17項目よりも内容的には深いものであります。

しかし、こうしたものが実効を伴うことがなく、92年、リオデジャネイロでいわゆる地球サミット、アジェンダ21という言葉で多く宣伝されて、地球環境の問題が広く一般に危機意識も含めて高まってきました。しかしながら、これを実行して、各国で足並みをそろえる、ここまでいかない。

それから、2000年、2002年には、これはこの後の質問に関わりますけれども、ESD教育、ESD教育というのは言い方がおかしいですけども、ESD、エデュケーションフォーサステナブルディベロップメントですけども、これが提唱されて、私も10年前くらいから、小澤教育長のときに質問させて、今定着しておりますけれども、その後、それをまたいで20

14年までミレニアム開発目標、これが国連で確認されて、2015年にようやくSDGs、これはもう政府が責任というよりは、企業にこれを、市場に出すという形で出されてきております。

それでも私はこうした観点をしっかりと踏まえて取り組みを、いいものはこれを深めていくことが必要であると思いますが、その中でも、これ全部確認すると大変ですが、私は日本で意識をしなければならないのは、この1に書いたジェンダー平等のジェンダーフリーの認識と取り組みであります。

世界経済フォーラムが昨年暮れ公表したグローバルジェンダーギャップ指数で、日本は153か国中121位で、これまでで最低であります。ジェンダーフリーの理念、考え方は深いものがありますけれども、このジェンダーフリーの認識に関して、町長は今後どのようにこれを位置づけていくか。この点をお答えしていただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成11年、国は男女共同社会の実現を21世紀の我が国像に決定づける最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。これは男女の性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会の構築を目指すものであります。

また、性別には生物的性別と社会的性別の2つの概念が存在しますが、生物的性別は役割等による個体的特徴の別であり、社会的性別は人社会が形成される長い歴史の中で、文化・伝統的に形作られた社会制度、慣行などによる役割の分担の取り決めの別であり、後者を英語でジェンダーと表現されるとされております。

日本の文化においては、これまで男性中心社会で進んできたことから、女性の社会進出が後れたという実態を踏まえた中で、子育てなどの各種負荷・負担から女性が就労や社会進出を諦めざるを得ないという状況を回避するためにも、認定こども園や放課後児童クラブのさらなる充実、通学支援などの効果的な政策を推し進めることが極めて重要であると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

先ほど、私がSDGsの経過について長々と述べてしまいましたけれども、そのジェンダーの問題では1979年に女性差別撤廃条約が成立をします。1993年の国連総会では、女性に対する暴力撤廃宣言が全会一致で採択をされます。国連ではその後1995年北京で開かれた第4回世界女性会議の行動で、ジェンダーの視点を掲げたことが契機となって、ミレニアム開発目標の一つにジェンダーが掲げられてきました。町長、改めてこうした点を、政府は企業に向けてこうしたものを提唱しておりますけれども、政治家が先頭になって、隗より始めようではありませんが、こうしたことの取り組み、あるいは教育を初めとしたこと、もちろん大人が教育されるべきではないかというふうな認識を持っているんですけれども、こうした認識が必要だと思いますが、その点いかがですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

確かに、まず大人の社会でこのような認識がされれば、自然と子供たちの社会ではそれは必然的に継承されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 2つ目の質問の視点は、貧困の根絶であります。

昨今、子供の貧困が取り上げられております。GDPの話等々もしてきましたけれども、実は各国の子供の貧困率という統計があります。メキシコ、アメリカ、イギリスに次いで日本が4番目に、OECD、経済協力開発機構の中で4番目です。14.3%の貧困率、OECDの平均値12.1%を上回っております。

この間、冒頭に述べた様々な施策で、町民の生活をバックアップする施策を先に積み上げて進めてきていただいたとかということの背景には、こうしたことを少しでも早くバックアップをしなければいけないと。それまでも町政は続いているんだが、やはりそうした観点に、住民の身近な生活のところに観点がいかないと、これができない。そうした点あります。改めてこの点に関してどのように見られておりますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

戦後、国全体がある一定以上の豊かさを取り戻して久しい中で、貧困などの格差社会が問題視されております。

このため、男女の格差はもとより、家庭の収入状況等による教育の格差など、様々な分野で格差是正が叫ばれ、平成25年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などの制定に至っております。

また、今日においてもなお20代女性の15%以上が国民所得平均の2分の1以下の「貧困」分類に入り、65歳以上の高齢者に至っては、この分類に25%以上が入っているものと言われております。

これに対し、全国知事会では、行政がこの事態を把握し切れていないことこそがその原因であり、実態調査をし、全貌を掌握することが急務であるとする提言を平成26年に発表しております。

本町においては、地域コミュニティが根強く残る環境下であり、行政面においても、民生あるいは包括支援等に力を入れていることはもとより、行政協力員制度のもと、常に地域に気配りをするという文化も継続されておりますので、これら状況を確実に掌握しながら、格差解消に向けた支援体制や適切な施策の展開に向けて誠意取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひこの観点、総合計画を推進する上でも、SDGsいろいろありますけれども、ジェンダー、貧困の根絶の問題はしかと、これがやはり社会の発展のベースだというふうな認識で取り組んでいただきたいと。

先に進みます。

4番目のSociety5.0教育と教育の在り方であります。

今、盛んに経済産業省、なぜ経済産業省か、文科省が競ってSociety5.0教育を推進する。教育に民間の導入とか言っております。しかし、先ほどSociety5.0、ちょっと横文字でやるんですが、Society1は狩猟社会、Society2が農耕社会、Society3が工業社会、Society4が情報社会、その次に来るのがSociety5で、政府の第5期科学技術基本計画、IoT、インターネットオブシングスからAI、アーティフィシヤルインテリジェンスによって、経済発展と社会課題の解決をするということで、鳴り物ですが、この中で教育の分野にこれが入ろうと、ちょっと入っているんですね。別にICT教育等々を悪く言うわけじゃありません。

んが、一方のベースで児童の貧困の問題があると。これは就業援助がたしか南伊豆町増えているんじゃないかというふうに思いますが、こうした問題等々ありながら、このSociety5.0教育に関してもやはりしっかりした観点と、これに手をつける上では、本当に慎重さが必要ではないかと。

私、先ほど話したように10年ほど前からいわゆるE S D、持続可能な開発のための教育の提案をして、こうしたことは今定着して、若年層が町内に回帰している傾向というのは、一定そういうものがあるのかなという思いをある意味ですとか、平成25年度からは南伊豆分校でも新たな校風が広がっていると。応募者が少ないのがちょっと残念ですけども、今、長いこと日本は偏差値で輪切りにされた教育、気持ちも体も分断されて、そういう中で私も育ってきましたが、それぞれが児童・生徒、みんな人間が持っているそれぞれのよさをどう生かすか。大体人間の脳は死ぬまでになんかなり使われていないと。考えるのではなくて、慣らされるほうに使われてしまうと。一番が教育で、責任を言っているわけではないんですが、社会的にこういうパソコン、I Tだ、何だ言っているところで、その機械に慣らされてしまう。こうしたことではなく、考える力を育てる教育こそ重視すべきではないかと。私もこの間の偏差値だ、何だ、そういうことも言われたことがあります。しかし、いわゆる置かれた場所で、生活の糧も含めて地域をどうするか、課題をどうするか。ここはマニュアル、教科書なんていうのはあるわけではありません。まして、この俯瞰的に日本なり地球なり、そういうところを見たときに、どうこの地域でなすべきか。持続可能と言われてはいますけれども、人によってはこのS Dを維持可能な開発というように訳している人もありますけれども、今まさにそういう時勢のときに、考える教育が必要ではないかというふうに思いますが、教育長の答弁、認識をお答えしていただきたいと思います。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

現在、日本においてもA IやI o T、ビッグデータなどの第4次産業革命が進行しており、現代の情報社会に続き、仮想空間と現実空間が高度に融合したSociety5.0が訪れると提唱されております。

文部科学省においては、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」という報告書を令和元年6月に公表しておりまして、その中で、新時代に求められる教育として、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現を掲げております。

A I 等の技術革新が進んでいく新たな時代においては、人間ならではの強みを生かし、飛躍的な知の発見、創造などで、社会を牽引する能力が求められ、その前提として、読解力や計算力、数学的思考力などの基礎的な学力の確実な習得も必要であるとしております。

また、令和2年度より順次全面実施される新学習指導要領においても、Society5.0を見据え、情報活用能力を同様に学習の基盤と位置づけております。

同報告書の中で、A I などの技術革新が進むSociety5.0という新たな時代に対応するためには、学校教育も変化していかなければならないとしております。本町においても、次代の担い手となるような人材の育成に尽力していきたいと考えます。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ここでもう一つ、教育の考える力ということを話しましたけれども、将来の日本を支える子供たちをつくる非常に大事な場所であります。同時に社会問題等々が、よく多様化と言われますけれども、日本ではかなり変えなければいけない、乗り越えなければいけない課題があります。

こうした中で、一方では世界一学力が高いフィンランド、550万人しかいないところでありますが、このフィンランドの教育は、中身はここでは言いませんが、ここではジェンダー指数は、世界経済フォーラムの発表でも上から3番目の水準であります。今、34歳の首相が務めておりますが、教育の分野でジェンダーフリーの取り組み等々はどのような位置づけでやられているか。もし、町長の通告にはありませんでしたけれども、ご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

学校内において、いわゆる義務教育内におけるジェンダーフリーというのは、もう大変進んでおまして、ただ、中学校に行きますと、さすがに思春期でございますので、性教育は確かなものを行わなければなりません。ただ、その後、社会に出てからどういう形でジェンダーフリーが進められていくかという教育については、まだまだこの先、高校、大学と進む中で学び取っていく必要がありますし、また、そういった中で自分をどう生かしていくかということを学んで、外へ出なければならぬとは思っています。ですので、義務教育内におかれましては、ジェンダーフリー教育、非常にいい形で進んでいるのではないかと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ユネスコの国際セクシュアリティ教育が世界の性教育のスタンダードになっておりますけれども、ここに3つの基本理念があります。1つは性の権利、2つ目がセクシュアリティジェンダー平等と多様性、3つ目は包括的性教育。先ほど町長が答弁された中にも含まれているんじゃないかと思いますが、②のセクシュアリティジェンダー平等と多様性の点では、性をセクシュアリティとして捉えて、その多様性、個別性を基盤とする。男女を2分とすることが前提となる男女平等ではなくて、家族、体、価値観、行動など、性の多様性を含むジェンダー平等の視点を重視するという、これ、先ほど答弁されているんですけども、やはりこうしたこと、私は先ほど子供たちの教育より大人が先じゃないかという話をしたんですけども、やはりこうした意識を根づかせていくことが必要であると思うし、この場では答弁を求めませんが、やはりこうしたもとで苦しい思いをしている子供や方々がいたら、いじめの問題もそうなんですけれども、やはり率直に相談ができる、プライバシーを守って相談ができる、こうしたところもしっかりと位置づけていく、設置をしていく。完全にプライバシーを守って、しかも改善していく。そういうことも今後求められていくんじゃないかというふうに思います。ぜひこの点は期待をしていきたいというふうに思います。

5番目、燃やさないごみ処理計画の推進であります。

香川県三豊市の日本で初めてのごみを燃やさず処理するトンネルコンポスト方式、この議会でも同僚議員が質問されております。改めて町長の認識、これは広域でも取り組んで、この視点を加味して、入れていただいたということは非常に重要だというふうに思っております。この処理方式そのものについてどのように認識されたか、ご答弁していただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先般視察いたしました香川県三豊市の生ごみ処理施設につきましては、私も同行いたしましたが、

同施設においては日本初となるリサイクル技術によって生ごみを全て資源化するもので、焼却に係るリスク、臭気の軽減、建設及び運営コストにおいても大幅な削減が可能となるな

ど、画期的な施設であると認識を新たにしたところでもあります。

現在、1市3町による南伊豆地域広域ごみ処理事業検討会においては、焼却炉建設による事業費の算定を進めており、並行する形で当該トンネルコンポスト方式についても検討をしております。

また、町単独による処理体制においても、トンネルコンポスト方式に加えた事業費算定も進めておりますが、同方式により処理段階で製造される固形燃料の利活用などが課題とされておりますので、その対応を検討している段階にあります。

今後は、広域による検討会で示される検討資料や、町単独での検証資料などをご提示し、本議会にお諮りした中で、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 私は無理を言って補正予算を計上して、この視察に行かせていただきましたが、やはり青天の霹靂というか、これまで様々なものを見て考えるというのはありますけれども、南伊豆町でも、かつての、今稼働している清掃センター、このいわゆる焼却残渣をどうするかということで、平成13年度にこれを町内、あの場所にプール式のを造って埋め立てる。そういう方式で、もちろんこれは没になったんですが、石川県の山中温泉郷に視察に行きました。現在は群馬県の中之条町に露天に埋めているということでもあります。

燃やす方式を続けていく場合に、毎年3千数百万、数千万の維持管理費がかかる。しかも、更新すると数十億。これをどうするかというのをつい3年前まで、民間委託も含めて、方式としては燃やして、それをどうするか。これが平成29年度から稼働を始めたという三豊市のトンネルコンポストですが、目からうろこというか、本当によく単純な施設でこれを造ってきたなということを思います。

大手は予算に盛り込んでそれを取るだけ。大手の焼却炉メーカーいっぱいありますけれども、時期が来れば、更新時期じゃないかということで貴重な税を持っていくと。先ほど話した、私たちの自治体はもちろん三割自治なのかと言われておりますけれども、当たり前の日本国民が生活できる水準、それでもぎりぎり、その生活を維持するための交付税をきちんと支給されてやっている。ここで無駄な税を事業に使うわけにいきません。こうした点考えたときに、賀茂郡の人口と同じ6万5,000のところでは16億であるトンネルコンポスト、しかも維持管理がほとんどかからない。機器の故障もほとんどない。もちろん機器そのものがありま

せんから、こうしたことは青天の霹靂であります。

全員協や今の答弁でもございましたけれども、出てくる固形物、これが課題だということがありました。町長、今、バイオプラスチックや何か、ビニール袋の排出を抑制するというので、バイオマスプラスチックができてきて、トウモロコシ繊維が何だ、植物を使ってやっている。ただ、それには石油由来のものもかなりあるということで、これは完全に海水中だ、何だ行って、分解するというわけでもない。土壌でも分解するわけではないけれども、完全に生分解できる生分解プラスチックも存在はします。技術革新が進んでいけば、こうしたものが普及する。

今、よくバイオマス等々いろいろありますけれども、先ほどのSDGsじゃありませんけれども、地球の温度が今のままだともう3度上がっちゃうと。そうでなくても南極で16.8度で、1週間で20%の氷が解けちゃったという、これは本当に深刻な状態で、こんなことをやっていたら夏の台風も含めてどんなことになるんだろう。人類の生存、SD、サステナブルディベロップメントと言うけれども、維持ができない状態、まさに目の前に来ていて、私は生分解プラスチックなどの展望を見れば、もう単独の自治体で、しかもビニール類なども今後生成することをしない、全てそういうふうになれば、全てこれがある意味では堆肥化もできる。そこまで来ているのではないかと。私は持ち出しも含めて、運搬のリスクがあるものであれば、現状単独でこれをやって、それを普及してもいいと思う。

様々、今、広域行政という下でいろいろやられていると思います。私はその中で、南伊豆町の水道だ、何だ、コストがかかるだなんていうことを盛んに言われていますけれども、そのコストは住民の皆さんに高い水道料を払ってもらって、私たちが生きるためにやっているんで、県やよそからコストがかかるということは言われたくないんです。この半島先端で国が営林署を削減してきて、野生獣の対策も県に来たけれども、ろくな対策もしないで山中からイノシシや鹿が今市中にあふれ返っている。こんなリスクを抱えて、そういうコストこそ、県が全部人を雇ってやっていただきたい。農業をやろうにもやれない、駆除しなきゃ。こんな町が、こういう状態に置かれている町は静岡県でも南伊豆町だけです。こういうコストを静岡県が払っていただきたい。

私はごみ処理の問題では、単独でこの方式を進化させたものをして、域内に広げて、将来様々な今日も述べたことを克服していく中で、南伊豆町は将来にわたっても豊かな自然の中で、子供の情操も生きる力も、歴史の先を行く子供たちを育てられる地域になるというふうに確信をしておりますし、みんなで力を合わせてこの地域を守り、発展させていく。その

ために6次総合計画を豊かにして、力を注いでいく決意を最後に述べて、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 漆 田 修

令和2年3月定例町議会

(第3日 2月28日)

令和2年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年2月28日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 1号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議第 2号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議第 3号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議第 4号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議第 5号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議第 6号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議第 7号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議第 8号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第 9号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第10号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第11号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第12号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

- いて
- 日程第14 議第13号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第14号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第15号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議第16号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議第17号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議第18号 南伊豆町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議第19号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第21 議第20号 静岡県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第22 議第21号 弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第23 議第22号 南伊豆町不法投棄等防止条例制定について
- 日程第24 議第23号 南伊豆町高度公益機能森林整備事業分担金徴収条例制定について
- 日程第25 議第24号 南伊豆町景観まちづくり条例制定について
- 日程第26 議第25号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約制定について
- 日程第27 議第26号 指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）
- 日程第28 議第27号 第6次南伊豆町総合計画の策定について
- 日程第29 議第28号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第30 議第29号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議第30号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議第31号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議第32号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議第33号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議第34号 令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第36 議第35号 令和2年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第37 議第36号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第38 議第37号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第39 議第38号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 議第39号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第41 議第40号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第42 議第41号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第43 議第42号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第44 議第43号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第45 議第44号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第46 議第45号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第47 議第46号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第48 議第47号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第49 議第48号 令和2年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	高橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	係長	内藤彰一
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、令和2年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日目の会議を開きます。

会議に先立ち、教育長が昨日の安倍首相からの全国小・中学校への臨時休校の要請を受け、対応のため欠席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 稲葉勝男君

9番議員 漆田修君

◎議第1号～議第7号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

議第1号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第2号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第3号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第4号 南伊豆

町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第5号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第6号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて及び議第7号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 本議案は、南崎財産区管理会委員の任期が令和2年3月31日で満了となるため、委員7名の選任議案を一括で上程するものであります。

同委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町南崎財産区管理会条例第3条の規定に基づき選任され、同財産区の管理・運営を行うものであります。

つきましては、南崎財産区の管理・運営に精通する

石廊崎108番地の1 渡邊二三夫、石廊崎319番地 白崎恭一、大瀬474番地 菊池源美、大瀬488番地 渡邊一男、大瀬732番地 白井寛志、下流106番地 平山一仁、下流53番地の1 肥田並始の7名を委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示して質疑してください。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第1号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについての原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第2号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第3号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第4号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第5号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第6号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第7号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を
求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第1号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第2号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第3号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第4号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第5号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第6号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第7号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第8号～議第14号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第8号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第9号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第10号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第11号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第12号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議第13号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて及び議第14号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 本議案は、三坂財産区管理会委員の任期が令和2年3月31日で満了となるため、委員7名の選任議案を一括で上程するものであります。

同委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町三坂財産区管理会条例第3条の規定に基づき選任され、同財産区の管理・運営を行うものであります。

つきましては、三坂財産区の管理・運営に精通する

入間395番地の1 外岡満治、入間898番地 外岡茂徳、入間934番地 山本重治、入間1301番地の1 高野馨、入間1190番地の1 高野譲、蝶ヶ野41番地の1 渡邊昇、一色819番地の3 鈴木稔の7名を委員として選任いたしたくご提案申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議第8号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第9号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第10号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を
求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第11号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を
求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第12号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を
求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第13号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を
求めることについて、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第14号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を
求めることについて、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第8号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第9号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第10号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第11号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第12号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第13号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第14号議案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第15号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定
についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、成年被後見人に係る法律の施行に伴い、総務省の「印鑑登録証明事務処理要領」
の改正を受け、南伊豆町印鑑条例の一部を改正するもので、改正の内容は、条例第2条で定
める印鑑の登録資格について、第2項第2号で規定する成年被後見人を「意思能力を有しな
い者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第16号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）に規定された特別職非常勤職員の要件厳格化に対応する条例の一部改正であります。

改正内容としては、別表第1から、私人に移行する「交通指導員」及び「行政協力員」、並びに会計年度任用職員に移行する「地域おこし協力隊」を削除するものであります。

また、この一部改正に併せて、時間短縮で実施する場合の投票所及び期日前投票所の投票管理者、投票立会人並びに指定病院等における不在者投票外部立会人の報酬額根拠規定を追加、活用実績のない「認定こども園長」を削除するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第17号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和元年5月31日公布の子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の引用法律、附則等の条ずれ及び字句の修正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第18号 南伊豆町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成29年6月2日公布された民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）に伴い、令和2年4月1日から民法における債権関係の規定の見直しが行われることによる南伊豆町営住宅条例の一部改正であります。

改正の主なものは、入居資格の変更、町営住宅及び共同施設の整備基準の追加、民間物件の買取り又は借上げによる町営住宅の追加、及びみなし特定公共賃貸住宅として活用するための条文を追加するもので、併せて当該法令の改正に伴う条項等のずれを解消するのであります。

詳細については地域整備課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 議第18号の内容説明を申し上げます。

主には、先ほど町長が申しましたとおり、令和2年4月1日から民法における債権関係の規定の見直しが行われることにより、南伊豆町営住宅の一部改正でございます。

お手元でございます新旧対照表によりご説明を申し上げます。

左欄が新しいものとなっており、右欄が古いものとなっており、また、下線が改正した項目となっております。

では、目次でございます。

第4章に、新設としまして、法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）を追加したものでございます。

第1章第2条、用語の定義でございます。

買取り又は借上げを追加したものでございます。また、転借を追加したものでございます。第5項としまして、南伊豆町営住宅管理委員会を定めたものでございます。

第5条におきまして、第3項で公営住宅に借り上げる契約の終了を追加したものでございます。第5項といたしまして、法律に基づく防災街区整備事業を追加したものでございます。

次に、第6条でございますが、公営住宅の趣旨から、町内に住居又は勤務場所を有する者であることを削除いたしました。

次に、第8条でございますが、3項としまして、町長は借り上げにかかる町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借り上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨の通知をしなければならないことを規定いたしました。

第9条でございます。

新設といたしまして、前項の場合において、住宅困窮順位の定め難いものについては、公開抽選により入居者を決定する旨を規定いたしました。

第11条、住宅入居者の手続。

1項で連帯保証人2名の連名した町営住宅賃貸借契約を提出することと定めました。

18条をご覧ください。

新設としまして、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の返済に充てることができる旨を記載いたしました。

第19条でございます。

資金の運用等について定めさせていただきました。

第28条でございますが、10条の規定により定めた金額を定めさせていただきました。

次、41条でございます。

新たに町営住宅の借上げの期間が満了するときを新しく定めさせていただきました。第5項としまして、町長は町営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6か月前までに当該入居者にその旨を通知しなければならないことを定めさせていただきました。第6項では、町長は町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸借人に代わって入居者に借地借家法第34条1項の通知をすることができる旨を定めさせていただきました。

49条でございます。使用の許可について定めさせていただきました。

第50条では、特定優良賃貸借住宅制度に基づく管理について定めさせていただきました。

第51条では、入居資格について定めさせていただきました。

第52条では、家賃について定めさせていただきました。

第53条では、準用を定めさせていただきました。

次に、表のほうでございますが、最後に「別表」から「別表第1」に変更いたしまして、下小野住宅のほうを昨年廃止したものですから、そちらのほうを削除させていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

加畑議員。

○4番（加畑 毅君） 4番、加畑です。

一つだけ確認したいんですけども、議案書のほうの第18条の2項、2のところです。

敷金の扱いについてですけども、国債・地方債または社債の取得、預金、土地の取得費に充てるということで運用しなければならないということがあるんですけども、ちょっと僕の勉強不足かもしれませんが、今までもこれはこういう規定だったんですか。というのは、敷金というのは退去のときに返すお金という認識でしたので、民間の感覚からいくと土地の取得費に充てるなんていうのは、ちょっと表現がすごいなと思ったので。今までもこういう形で運用していたんでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 今までは、敷金につきましては補修等、あと、お金が入らない場合には、そちらのほうに充てていましたが、今回はこういった規定を設けさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑議員。

○4番（加畑 毅君） じゃ、別に、表現というか法としては問題ないですよ。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

問題はございません。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかにもございませんか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第19号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係条例について所要の改正を一括で行うものであります。

改正内容としては、現在、附属機関として設置している職を、会計年度任用職員へ移行させること。

会計年度任用職員は、一般職の定数外の職員として定めること。

会計年度任用職員の給与及び勤務時間、休暇等に関しては、別に条例及び規則で定めると。

臨時的任用職員の給与等に関する条例を廃止することなどが主な改正であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第20号 静岡縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、浅羽地域湛水防除施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第21号 弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、弓ヶ浜温泉公衆浴場の運営管理方法の変更に伴い、弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置

及び管理に関する条例（平成4年条例第13号）を廃止するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○7番（稲葉勝男君） 廃止することはいいんですけども、前回の全員協議会のとき……
〔「マイクの向きを」と言う人あり〕

○7番（稲葉勝男君） ごめんなさい。

湊地区と後の管理運営について協議しているというようなことを言っていましたが、その辺の経緯は現在どのようになっているか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

みなと湯のその後というか、管理についての協議ですけども、一応、湊区の役員会のほうに出向いた中で説明をさせていただいておまして、今、区のほうで協議というか受入れというんですか、その後のことについては協力的というのか、前向きに考えてもらっているという状況にあります。

以上です。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 補足で申し訳ありません。

このみなと湯の関係につきましては、当然、これは議員も、町長の行政報告にもありましてとおり、前身はあくまでも湊区のももとの温泉だったということがあります。そういう経緯も踏まえて、今回、あいにく温泉補償の関係がどうしても切れるということもありまして、今回廃止をすると。

この条例があることによって、逆に区のほうで運営をするのに対して、料金設定だとか全て入っておりますので、かえって妨げになるというようなこともございまして、本議案についてはあくまでも廃止の条例ということでございまして、そちらのほうの交渉については粛々と進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第22号 南伊豆町不法投棄等防止条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案は、町民等、事業者及び町が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進するため、廃棄物の投棄及び散乱の防止等に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第22号の内容説明を申し上げます。

本議案は、全15条建ての構成となっており、逐条でのご説明をさせていただきます。

まず、第1条において、本条例の目的である清潔で美しいまちづくりの推進、廃棄物の投棄及び散乱の防止、地域の環境美化、豊かな自然環境と良好で快適な自然環境の保持を規定し、第2条においては、用語の定義を規定しております。

第3条及び第4条においては、町と町民等及び事業者の責務。第5条、第6条で、投棄と散乱の禁止。第7条、町内の土地所有者に対する土地の適正管理。第8条、公共の場所の土地管理者に対する土地の適正管理をそれぞれ規定しております。

第9条では、不法投棄監視員を規定し、第10条において、職員と不法投棄監視員に不法投棄がされたと認められる土地への立入調査の権限を規定しております。

第11条、第12条では、町長の指導または勧告、措置命令の権限を規定し、第13条において、措置命令に従わない者の公表について規定しております。

第14条においては、職員等が行う当該廃棄物の回収を、第15条は委任事項を規定しております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第22号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第23号 南伊豆町高度公益機能森林整備事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は、高度公益機能森林の指定を受ける弓ヶ浜沿いの松林を適正に管理するため、これら森林整備に関する財源の確保を目途に、新たに南伊豆町高度公益機能森林整備事業分担金徴収条例を創設するものであります。

詳細については地域整備課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 議第23号の内容説明を申し上げます。

本議案は、全10条建ての構成となっております。

第1条では、本条例の趣旨である高度公益機能森林の整備に係る財源に充てるため、受益者から分担金を徴収することについて定めてございます。

第2条では、本条例の用語、定義について定めてございます。森林と受益者について定義してございます。

第3条では、分担金の徴収範囲を定めております。

第4条では、分担金の額、算出根拠及び分担割合について定めてございます。

第5条では、分担金の納付について定めております。

第6条では、分担金の還付等について定めさせていただいております。

第7条では、延滞金等について定めてございます。

第8条では、分担金の徴収の例外規定について定めたものでございます。

第9条では、分担金の賦課に係る審査請求を定めさせていただいております。

第10条では、委任事務を定めてございます。

本条例は、令和2年4月1日から施行を予定してございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第24号 南伊豆町景観まちづくり条例制定についてを議題と

します。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、本町の良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項を定めるものであります。

詳細については、地域整備課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 議第24号の内容説明を申し上げます。

本議案は、全9章32条建ての構成となっております。

第1章、総則となります。

第1条では、条例の策定の目的であります良好な景観形成に関する必要な事項を定めると、景観計画を景観法に基づいて運用するために、景観法の委任事項について定めたことを規定してございます。

第2条では、景観まちづくりとは、町に係る全ての者が協働し、良好な景観を保全、継承、活用及び創出することであることを定めてございます。また、町民と事業者について定義してございます。

第3条では、町の責務について定めております。

第4条では、町民の責務について定めてございます。

第5条では、事業者の責務について定めてございます。

第2章、景観計画の策定等になります。

第6条では、町が景観計画を定めること、景観計画で定めるべき内容、あるいは景観計画を変更する際、景観法に基づく手続に加え、景観審議会の意見を聞かなければならないと追加手続に定めてございます。

第7条では、町内で特に景観形成を進めるべき一定の区域を景観まちづくり特別地区（以

下、特別地区という)を位置づけ、当該地区において景観法に基づく景観計画を策定できることを定めております。また、特別地区を定めたときは、良好な景観形成のために必要な施策を実施することを定めております。

第8条では、景観法第12条の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ南伊豆町景観審議会の意見を聴くことができることを定めてございます。

第3章、景観計画区域内における行為の制限となります。

第9条では、土地の区画の形質の変更等届出の必要とする行為について定めてございます。

第10条では、届出を必要としない行為について定めてございます。

第11条では、建築等は、景観計画に定められた建築物または工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対して、当該制限に適合させるため、必要な限度において、当該行為者に関し設計の変更、その他の必要な措置を取ることを命ずることができることを規定してございます。

第12条では、景観条例及び景観計画に基づき、届出が必要な行為について、事前に町に届出の申請をすることができることを定めております。

第13条では、景観条例及び景観計画に基づく届出対象行為は、景観計画に定める景観形成方針及び景観形成基準に適合するよう努める義務があることを定めてございます。

第14条では、景観条例及び景観計画に基づく届出行為に該当する建築行為などは、工事が完了した際は、速やかに完了届を提出することができることを定めてございます。

第15条では、届出した建築計画等について、町が景観計画に適合しないと判断するときは、町は必要な措置を講ずるよう助言し、指導することができることを定めてございます。

第16条では、景観計画に適合しないと判断し、16条第3項の規定による勧告、第17条1項もしくは第5項の規定による変更命令をする場合は、措置の客観性を高めるために、南伊豆町景観審議会の意見を聴かなければならないとされております。

第17条では、町が勧告したにもかかわらず、勧告に従わない場合の措置を定めてございます。

第4章、景観重要建築物及び景観重要樹木について定めてございます。

18条では、景観重要建築物、景観重要樹木を指定する場合は、南伊豆町景観審議会の意見を聴かなければならないと定めてございます。

次、第19条でございます。重要建物、重要樹木の指定を解除する際には、景観審議会の意

見を聴くことと定めてございます。

第5章、景観重要公共施設となります。

20条では、景観重要公共物の整備をする場合は、事前に、町とその整備方法について協議することをうたってございます。

第21条では、重要公共施設の占用の許可をした場合について定めてございます。

第6章、景観地区及び景観協定について定めてございます。

第22条では、法に基づく手続に加え、南伊豆町景観審議会の意見を聴くことと定めてございます。

第23条では、景観協定を許可する際には、南伊豆町景観審議会の意見を聴くことを定めてございます。

第7章、町民等の景観まちづくりに関する活動について記載させていただいてございます。

第24条では、良好な景観資源、建物ですとか眺望点等になりますが、そちらのほうの景観資源については、南伊豆町景観審議会の意見を聴いた上で、南伊豆町景観資源として指定又は解除ができるものを規定してございます。

第25条では、景観資源について指定をした際は、町は積極的に周知を図るとともに、保全、活用に努める義務があることを規定してございます。

第26条では、良好な景観まちづくりを推進するために、具体的な活動を展開する個人や団体、あるいは重要建物等の所有者に対して、町は技術的な助言、必要な支援をすることができることを定めてございます。

第27条では、良好な景観まちづくりに寄与する団体等について認定し、技術的支援を行うことができることを定めております。

第28条では、良好な景観形成に寄与している建築物の所有者、設計者、施行者または団体を表彰できることが定めてございます。

第8章、南伊豆町景観審議会となります。

29条では、南伊豆町景観審議会について定めてございます。

第30条では、景観整備機構を指定する場合、法に加えて、南伊豆町景観審議会の意見が聴けることを定めてございます。

31条では、景観協議会を設立する場合、法で定める手続に加え、南伊豆町景観審議会の意見を聴くことを定めてございます。

第9章、雑則となります。

32条では、この条例の施行に際し、必要な事項について規則で定めることを規定しております。

以上、内容説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を、第2常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第24号議案は第2常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第25号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、地域生活支援拠点事業を賀茂地区の市町で共同実施するための規約を制定するものであります。

当該事業は、障害者及び障害児の入所施設等からの地域移行を進めるとともに、障害者の重症化・高齢化等を見据え、障害者の地域生活支援の強化を図ることを目的とするものであ

ります。

詳細については福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） それでは、第25号について内容説明を申し上げます。

本規約につきましては、全19条建てで構成されております。

第1条には、目的を規定しており、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、地域生活支援拠点事業を賀茂地区の市町で共同実施することにより、障害者及び障害児の入所施設等からの地域移行を進めるとともに、障害者の重症化・高齢化等を見据え、障害者の地域生活支援の強化を図ることを目的とするものでございます。

第2条、第3条につきましては協議会の名称、構成市町、第4条は協議会の担任する事務を、第5条は事務所の所在について、第6条から8条は役員並びに役員の職務について、第9条は協議会の会議における原則事項を定めております。

第10条は事務局について定めております。

第11条から第17条は、財務に関する事項を定めております。

第18条に解散の場合の措置、第19条には本規約のほか、必要な規定を設けることができるとしております。

最後に附則ですが、この規約は、令和2年4月1日から施行し、第2項及び第3項は条文のとおり読替えをいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○9番（漆田 修君） 9番、漆田。

実は、課長、広域連携の議会が県のほうで、下田の出先機関で今、議論しています。時々KTVの画面を見ますが、町長以下企画課長、常に同席されておりますが、この議論というのは、実は質問は2つあるんですよ。具体的なそういう障害者の施設というと、それが何で

あるのか、それが1点です。

それから、あと広域連携の中で分科会というのが当然あると思うんです。教育分野とか福祉関係とか、その中ではどのような位置づけになっているのか、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（清水清一君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） この施設につきましては、賀茂地区の福祉施設等の集まりの協議会がございまして、賀茂地区の福祉計画のほうに基づいて共同設置がふさわしいという中で協議をしましてまいりました。

その中で、なかなか手が挙がらない中、1施設のほうで手を挙げていただきまして、そこにこの機能を持った事業を行えるということがほぼ決まりましたので、予算を伴うことから、この規約のほうを各市町同時に上程をさせていただいているという状況でございます。

施設名は松崎町のオリブになります。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 広域連携会議についてご説明させていただきます。

本会議につきましては、1市5町首長よりなるものでございまして、その下部組織と申しますか、実行組織といたしまして各部会が存在いたします。これにつきましては、教育部会、税政部会、福祉部会とございますけれども、その中で、今回につきましては福祉部会のほうで話を進めてまとめ上げたものでございます。

その他につきましては、例えばですが、教育部会等では、指導主事の共同配置と、また、税務部会等では税の徴収等につきましての発足といったようなことをしているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

○9番（漆田 修君） 明確なご答弁ありがとうございました。

障害が、知的、精神とか身体、3つの障害の中で、例えば、かつてつくし学園ございましたね、知的障害施設。それは1組で対応したという経緯があるんですが、実際はそれが消えまして、関係者の団体による運営という、補助金絡みですが、そういう形になっていたと思うんですよ。

ですから、今回は、各松崎在住の人だけが入所でなくて、賀茂圏域の対象者が入所してい

るために、広域の一つの組織体としてのそれをチェックする意味での協議会ですね。そういうものという捉え方でよろしいですか。

課長、それは賀茂圏域の、松崎だけではないでしょう、入所者は。それもちょっと併せてお答えください。

○議長（清水清一君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） 今回の協議会の設置につきましては、賀茂地区全域を対象としたものとなります。

以上です。

○議長（清水清一君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、10時50分まで休憩とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（清水清一君） それでは、休憩前を閉じ会議を再開いたします。

◎議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第26号 指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

本議案は、「南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、南伊豆町営温泉銀の湯会館の指定管理者として、「株式会社共立メンテナンス」を指定したいものであります。

同会館においては、「南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の指定管理者を選定するに当たり、「南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条に基づく指定管理者の公募を経て、指定管理者として「株式会社共立メンテナンス」を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○5番（谷 正君） 5番。

幾つか確認と質問をさせていただきます。

まず、これにつきましては、今までのいろんなこういうものについては、プロポーザルで当然事業を進めていると思うんですが、それらについての経過をまずお伺いしたいと思いま

す。

○議長（清水清一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

町営温泉銀の湯会館につきましては、町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、昨年の12月26日に選定委員会を設置した中で、指定管理者の公募の規定に基づいて1月7日に当初募集をかけたというところで、1月20日締切りということで1回目やらせていただいたということでございまして、そのときには募集がなかったということで、改めまして1月22日に再募集をかけさせていただいて、1月30日締めで共立メンテナンスさんを含む2社が申込みがあったという経過でございます。

以上です。

○5番（谷 正君） その中で、この共立メンテさんがどうだとか、こうだとかということではないんですが、このプロポーザルの提案の中で、町のほうの提案と、それから会社のほうのプロポーザルの中で、町の提案と、それからこの指定管理者の希望の事業者との意見とか提案のぶつけ合いというのが当然あったと思うんですが、その中で、この共立メンテさんというのは、一部上場だからいいとか悪いとかということではないんですが、現実的には一部上場の会社で、いわゆるリゾート事業とホテル事業、主に、形態から見ますとビジネスホテルではないかと思うんですが、共立リゾートということと、それから、ホテル事業についてはドーミーインという、いわゆるビジネスホテルを全国的に、北海道から鹿児島ぐらまで展開している会社だと思うんですが、それらについて町のほうから、プロポーザルの席でもいいですし、ドーミーインに決まった後でもいいですが、町の、例えば桜祭りのポスターだとか、それから町の宣伝の媒体をホテルへ提示しろとか、食堂だとかフロントへ提示しろだとかというような形の提案をしたのかしないのかということと、それからプロポーザルの、いわゆる評価の点数のアップの中で、もしそういうものを応募企業が用意があるということであって、現実的にそれが一つの指定管理の条件ということであれば、プロポーザルのいわゆる点数をプラスする場合であれば、企業意欲も出るのではないかと思うんですが、その辺の見解というのは、課長でも町長でもいいですが、答弁お願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

私、この選定についての委員長ということでございますので、その立場からご案内をさせていただきます。

当然、これは指定管理者の選定に係るものでございまして、基本的には私どものほうでお示しをした仕様書に対して、どういう対応を取るかということをお求めというのがプロポーザル形式と申しますか、相手方のほうのご提案をいただくという形になります。

ですから、議員のおっしゃるように、その他の部分のところ、私のところはこういう法人なのでこういうことができるというようなことをご提案をしたものはなかったと思います、私の記憶では。

ただ、今回当然、委員の中の点数が一番高くて、共立さんに決定をいたしましたので、なおかつ関連会社が手広くそのようなことをやっているということになれば、これは当然の形でございまして、お願いをしたいというふうに考えております。もう既に点数も決して、こちらに決定をしたということですので、その内容の中にそういうものも含めたもののご提案というものはなかったということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） そうした場合、後づけにはなるんですが、現実的に企業さんはそういうものの提案を公共団体なり団体からすれば、なかなか嫌だとは言えないようなことになろうかと思っておりますので、その辺はぜひ、いわゆるポスターあたりを食堂というかレストランとかフロントに提供願いたいというようなことをこちらから、できれば今後、こういう事業があった場合は申し込んでいただければなと思うんですが、その辺の、いわゆる将来的なものなんですが。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

ありがとうございます。

私たちがそこまでは考え方が至らなかったんですが、議員のおっしゃるように、誠にもっともだなというふうに思います。当然やっていただけるものと思いますので、ぜひ協力をお願いを強くしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第27号 第6次南伊豆町総合計画の策定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町総合計画の策定等に関する条例第3条に基づき策定した「第6次南伊豆町総合計画」について、同条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細については地方創生室長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地方創生室長。

〔地方創生室長 勝田智史君登壇〕

○地方創生室長（勝田智史君） それでは、議第27号の内容説明をさせていただきます。

平成23年の地方自治法改正により、市町村への総合計画策定の義務づけ規定が廃止されましたが、本町では、今後におきましても引き続き総合計画を策定し、これに基づく行政運営を行っていくこととして、「南伊豆町総合計画の策定等に関する条例」を制定し、計画策定を継続していくことといたしました。

また、計画策定に当たっては、町長の諮問機関として「南伊豆町総合計画等審議会」を設置し、当該審議会に諮った上で計画策定を進めていくこととしており、「産・官・学・金・労・言・士」の各分野における専門的人材のほか、住民からの公募による代表25名の委員及び町と関係の深い大学の先生方7名をアドバイザーとして迎え、これまで5回の審議会及びアドバイザーでもある東京大学名誉教授の大森彌先生による講演会の開催をもってまとめられた計画案を答申していただきました。

計画案の詳細につきましては、先般の全員協議会でご説明をさせていただいたとおりでございます。また、「南伊豆町総合計画の策定等に関する条例」第5条に基づき、議会の議決を賜りたく上程させていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○9番（漆田 修君） 9番、漆田。

議運において、本件は委員会付託予定でありますので、当然、第1常任委員長、私自身は委員長ですから、その場においては質問ができません。ですから、この質疑のところでも少しだけ担当課長に質問させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

自治法の改正によりまして、総合戦略そのものが策定が不要になったということは私も承知しておりますが、実はこの案の中の後段で、地方創生法のまち・ひと・しごとの理念法なんです。その中で義務づけられた地域再生計画法とありますね。これは事業法です。ですから、その中で、実は自らを課金というか約束を、何人増やしますよとかというようなことで、K P Iを設定しているんですね。ですから、そのK P Iの根拠は単純なつかみであるのかどうか。ちゃんとした関数を用いた計算方法が実はあるんですよ。複数の余計を複合させ

て関数の計算結果こうなりますよという計算式がございますが、単純につかみでやっているのかどうか、それを1点です。

それから、本来の総合計画、これは自治体の羅針盤ともいわれておりますが、その中で、実は大きな、基本的にはコンセプトです。3つの要素がありますが、それに基づいた基本目標、そして基本計画、実施計画ということですが、実施計画はこの冊子の中の個別計画なんです。個別計画は1、2の3で平成2年からではないんです。福祉関係については法律が変わるたびに向こう5年、もしくは向こう2年間というような、そういうサイクルでの個別計画法なんです。

ですから、それを実はちょっと理解しきれないと、全体としての総合計画の大きな全体像が見えてこないんですよ。ですから、それを担当者1人が分かっているだけでも困るんですよ。ほかの関連部門の課長さんとか、それから長2役の方々も理解しなければいけないと思うんですが、この場でこの本をぶつけられて、はい、議員さん頼みますよといったって、はい、そうですかとって手を挙げるわけにはいかないんです。

ですから、その辺はどういう場で、今後熟知せしめるのかということをお答えください。最初はK P I、そして今の話です。担当課長、いいですか。お願いします。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

まず最初に、総合戦略における地域再生計画、K P Iの関係でございますが、この数値につきましては、最終的な到達地点を目標設定した中で年度ごとのK P Iを定めているというところでございます。

2点目の総合計画の中の施策の関係ですけれども、今回の総合計画のつくりといたしまして、前回までは細かな施策まで割と載せていたところですが、やはり議員のおっしゃるように社会的な変化も大きいという中で、いろんな、そこにあんまり細かいことを持ち込んでしまうと計画自体がおかしいことになってしまいますので、その辺は細かいところは盛らず、大きな基本目標4つを設定した中で、今回の計画とさせていただきます。

細かいことについては、先ほど議員のご指摘があったとおり、個別計画、それから町全体の個別計画を統括的に、横口を差して取り組むべき総合戦略、そちらのほうでしっかりとまとめたいなというところで考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

○9番（漆田 修君） これは、この議案が通ってしまえば、あとはもう行政側から議会に対する、何というんですか、いろんな資料提出、それはないということですか。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

この計画は、あくまでも大まかな、先ほど申し上げたように計画ですので、この後、実施計画というのが、10年間を2年、4年、4年に分けた形の実施計画をつくってまいりますので、それが出来上がった都度、ご説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

実は、過疎指定でありまして、過疎計画法に基づく過疎計画も当然ローリングしながら、基本計画に絡ませながら向こう5年、5年でいくと思うんですよ。ですから、それとの関係は、議会として従来どおりの認識でいいんでしょうか。それが一つ。

もう一つ、実はまち・ひと・しごと創生法は、あくまでも人口戦略の展開なんです。要するに、東京一極集中と各自治体で人口を増やすことは無理なんです。いかに抑えながらという、まちづくりをつくるかという、本来のまち・ひと・しごと創生法の目的がありますので、それは僕はこだわらなくてもいいと思うんですよ。

ですから今回、事業としてはほとんどの各事業が、向こう5年です。今年度から2024年までの5年間は事業が再掲なんです。再び掲げたという。ですから、私は一般質問で前に言った南伊豆町の温泉大学構想はどうなりましたかと、土地の取得の断念イコールその計画の廃止ではないんです。ですから、その辺の含みを残しながら、町長はそういう答弁をされたと思うんです。一般質問の中では。

ですから、その創生法に関する認識と、さっき言ったこと、2つお答えください。それで私、終わりますから。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） 1点目のご質問につきましては、議員のお見込みのとおりと考えております。

それから、総合戦略の関係は、やはり議員がおっしゃったように人口減少対策をメインとしたいろんな事業の組立てということになっておりまして、いわゆる再掲となったところというのは、やはり全国的のそうなんです。やはり思った以上に地方への移住というのは簡

単なものではないということで、改めて、新しい考え方で次の計画の中で取り組んでいこう
といったところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

○9番（漆田 修君） そうしますと、ちょっとこれが一番大事なんです、これは変更は、
今の段階ではほぼ九分九厘できないということですか。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） この案につきましては、諮問機関である審議会のほうで答申
されたものに基づくものでありますので、これをもって議案として提出させていただくとい
うところをご理解いただきたいと考えております。

○議長（清水清一君） そのほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第27号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第28号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を
議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億2,422万7,000円を減額し、予算の総額を、それぞれ51億1,380万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費から1億4,133万8,000円、商工費から4,052万9,000円、災害復旧費から6,353万8,000円などを減額するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、国庫支出金4,107万9,000円、寄附金3,000万円、基金繰入金1億5,628万2,000円、町債5,500万円などを減額するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第28号の内容説明を申し上げさせていただきます。

補正予算書の1ページ目をご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から3億2,422万7,000円を減額し、予算の総額を51億1,380万4,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の32ページから35ページにかけてをご覧くださいと思います。

2款総務費の1項8目企画費の企画調整事務については、64局、65局及び67局を対象に整備しております光ファイバー網の整備工事が終盤を迎え、事業費がほぼ確定したことに伴いまして、施工事業者に交付する補助金を7,395万4,000円減額するものでございます。また、同項12目地域づくり推進費のふるさと寄附金事業でございますが、令和元年12月末現在の寄付額は1億5,000万円強でありました。今後、この1月から3月に寄附される額は、税額控除の対象期間も過ぎたため、例年2,000万円程度でありますので、今年度もほぼ同額と推計をいたしまして、最終寄付額を1億7,000万円程度と見込み、事業費を3,000万円減額するものであります。

次に、48、49ページをご覧くださいと思います。

6款の商工費の1項7目プレミアム付商品券事業費では、1月31日をもってプレミアム付商品券の販売が終了し、事業費の見込みがついたため、3,817万3,000円を減額するものでござ

ざいます。

次に、58ページから61ページをご覧いただきたいと思います。

10款の災害復旧費でございますが、6,353万8,000円を減額いたしました。これは、災害査定によりまして事業箇所、事業費が確定したことなどによるものでございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をしたいと思います。

戻っていただきまして、24ページから25ページをご覧いただきたいと思います。

15款1項の国庫負担金の3目災害復旧費国庫負担金993万7,000円、2項国庫補助金の12目商工費国庫補助金を1,017万3,000円減額いたしました。

次に、26ページ、27ページをご覧いただきたいと思います。

18款1項寄附金の3目ふるさと寄附金については、最終寄附額を1億7,000万円と予測し、3,000万円ほど減額をさせていただきます。

次に、28ページ、29ページをご覧ください。

19款2項1目の基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金1億108万5,000円、ふるさと応援基金繰入金を5,519万7,000円減額し、基金繰入金の総額を2億5,971万4,000円といたしました。

最後に、30ページ、31ページをご覧いただきたいと思います。

22款1項町債の9目災害復旧債を4,010万円減額いたしました。

以上、歳入の減額につきましては、事業費の確定によるもの及び減額補正を受けての財源調整でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 7番、稲葉です。

ちょっとお聞きしたいんですけども、3月補正というのは、総務課長も申し上げていたとおり、事業確定による、言わば決算みたいなものだという事は私も分かっておりますし、そういう観点から若干質問させていただきます。

説明もありましたが、ページ34の2款総務費の1項12目地域づくり推進事業、69事業です。これについて、年度当初の説明ですと、これは南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略に

基づいた事業だということ、そして成果の目標としたら、人口動態における社会増の維持、短期お試し移住利用者の増、そして中間、それから空き家バンク登録物件数の増だとかというふうに掲げてあります。

それで、この中で3,204万5,000円の減額を今回しているわけなんですけれども、この事業が遂行されたのか、途中でいろいろな事情から事業が終わらなかったのか、ましてや、一番最後に移住就業支援事業、これは当初予算500万のところが全額500万で減額されております。ここらの理由というのは、先日も同僚議員が言っていましたけれども、要するに今、田園回帰という現象が非常に高まってきて、その中でも、静岡県は田園回帰の中で全国でも7、8番目の位置に値するぐらいのいい県だということを出ているものですから、南伊豆がそれに準じて同じようなのかというと、ちょっと無理なんですけれども、そういう結果の中でこれがそのまま減額されたということ、ちょっとこの辺の理由も聞きたいと思います。

それから、ページ44のじんかい処理事業の中で、焼却灰等処理事業業務委託料、これが400万の減額になっております。昨年度の予算は確か2,000万ぐらいで、今回、約500万増額したんです、今年度。それで、焼却灰が増えるから、その辺の、ちょっと私記憶ないんですけども、焼却灰の増を見て当初予算を500万、前年度よりアップしたのか、実績から基づいた中であつたのか、その辺ちょっと分からないですけども、この500万近く増になっているのが、またここで400万減額されている。

これは単純に考えて、ごみの量が減ったのか。毎年三千何百トン出ているのが、熱尺減量13から14にしても、三百幾つぐらいのトン数の焼却灰が出ていると思うんですよ。だから、それがごみの量が減ってきたのか、これいい傾向ですから、どうか、その辺もお聞きしたい。

それから、また次はページ58の、先ほど話がありました災害復旧費、これは昨年9月でしたか、10月でしたか、専決処分で確か予算化したんです。それは台風15号、それから19号、それへの対応だということで専決処分した。

専決処分は、もちろん当局のほうはご存じのように、不要と言ったらおかしいけれども、突如として予算を必要とするとき、議会を開くあれがないから専決処分にしたという。それだけの重要性を持ったもので予算化したのが今回、漁港施設災害復旧の予算の中でも5,000万というのは半分以上、50%以上が減額になったと。

それで、これは先ほど査定を受けた結果だということなんですけれども、予算化をするとき技術さんが、要するに災害復旧は原形復旧ですから、原形復旧に基づいた形でやるから、改良工事ではないので割と算出しやすいと思うんですよ、そういう意味では。それがこれだけ不要

というか減額するようになったというのは、その辺の何というのか、見積りの甘さ、それが
あるのではないかなと私は感じたものですから、そこらをもう一度お聞きしたい。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（清水清一君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） それでは、私からは69事業、地方創生事業に関する説明をさ
せていただきます。

議員のご指摘がありました3,200万円の補正減ということではありますが、これは先般の一
般質問の中でもお話いたしましたとおり、生涯活躍まちづくり事業の中で計画しておりました
共立湊病院跡地での拠点施設整備、これが中止になったということによるものでございま
す。

それと、人口減少対策といたしましては、その拠点施設部分での人口減少対策という部
分では減少したというところではありますが、これまで取り組んできた一般的なお試し移住で
ありますとか、空き家バンクの事業については、引き続き継続して行っているところでござ
います。

それから3点目、一番最後の移住就業支援事業補助金、これですが、国の進める事業であ
りまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで進めている事業に対し
て、応募者がいなかったということで、全額の削減ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、焼却灰等処理業務委託料の減額について説明させ
ていただきます。

まず、前にもちょっと全員協でもご説明しましたけれども、年々人口は減っているのにご
みの量が減っていないのが現状です。年々ちょっと増えている状況の中と、消費税の増税も
見込んで増額をしたんですけれども、そのほかに他市町から、東河とか依頼される分があり
ます。その分の焼却灰も、当然受けた場合は他市町からその手数料をいただいていますけれ
ども、その分収入で入ってきております。その分、ちょっと増量を見込んで予算立てしたと
思いますけれども、そこで、ちょっとそこまでいかなかったという状況であります。

以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 私のほうから60ページ、61ページの漁港災害復旧工事につ

いてご説明させていただきます。

本事業につきましては、当初、起重機船を入れないと台風災害で港内のほうに大分壊されたものが飛んでおりましたので、起重機船を入れなければならないということで考えまして、当初見積りをしたわけですが、実際、水深調査をしたところ、陸からできるような施工方法が見つかりましたので、その辺で削減させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第28号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第29号 令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第29号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費の歳出調整並びに県支出金の歳入調整及び国民健康保険税の収納実績を勘案した歳入調整などが主なもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ760万円を減額し、予算の総額を14億5,903万円としたいものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を750万円減額し、歳入では、県支出金を968万3,000円、繰入金645万3,000円、国民健康保険税588万9,000円などを減額するほか、繰越金を1,444万8,000円総額したいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第29号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第30号 令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,290万円を減額し、予算の総額を12億7,266万円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款総務費を90万5,000円、2款保険給付費を3,724万円、4款地域支援事業費204万2,000円を減額し、5款基金積立金を212万9,000円、7款諸支出金2,515万8,000円を増額するものであります。

また、これら財源となる歳入の主なものは、4款国庫支出金を827万5,000円、5款支払基金交付金2,608万6,000円、6款県支出金1,091万5,000円のほか、9款繰入金を500万円減額し、10款繰越金を3,816万2,000円増額したいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第30号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第31号 令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出の調整及び後期高齢者医療保険料並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主なもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ21万2,000円を増額し、予算の総額を1億3,001万2,000円としたいものです。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を21万2,000円総額し、歳入では、後期高齢者医療保険料を18万4,000円、諸収入の延滞金11万2,000円を増額し、保険基盤安定繰入金を8万4,000円減額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第31号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第32号 令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ147万4,000円を追加し、予算の総額を3,600万6,000円としたいものであります。

詳細については教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） 議第32号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に147万4,000円を追加し、予算の総額を3,600万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目からご説明させていただきます。

予算書の12、13ページをご覧ください。

補正予算のメインは、1款総務費の1項1目一般管理費、23節償還金利子及び割引料で、共同設置町負担金返還金を147万5,000円増額するものでございます。

これは、本町9月定例議会において平成30年度本会計決算が認定され、本年度への繰越金額が確定したことから、30年度の負担割合に応じて負担金を返還するものであります。

続きまして、歳入に係る補正項目についてご説明を申し上げます。

ページ戻っていただきまして、10、11ページをお願いいたします。

この歳出に対応する財源といたしまして、2款1項1目繰越金を147万4,000円増額するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第32号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第33号 令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費確定等による調整が主な内容となっており、歳入歳出予算の総額から、それぞれ129万円を減額し、予算の総額を2億3,082万2,000円とするものであります。

歳出では、2款業務費を129万円減額し、歳入では、1款分担金及び負担金を28万8,000円、2款使用料及び手数料を337万9,000円減額し、5款繰入金を237万7,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第33号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第34号 令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業収益の総額を3億3,295万2,000円、水道事業費用の総額を3億3,175万8,000円とし、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を5,519万2,000円、資本的支出の総額を1億8,910万2,000円とするものであります。

詳細については生活環境課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） 令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）につい

て説明を申し上げます。

予算書の参考資料13、14ページに記載の令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書をご覧ください。

収益的収入及び支出の補正となります。

まず、支出についてであります。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費を225万3,000円減額するもので、この内訳では、水質検査、設備点検等の委託等精算による減額でございます。

3目総係費では、221万1,000円を増額するもので、内訳として、3節賞与引当金繰入額を33万5,000円減額、6節法定福利費を4万円増額し、7節法定福利引当金繰入額を6万6,000円減額、12節委託料を257万2,000円増額いたします。

この委託料の内訳については、委託会社の台風被害を含む事故対応等の増額でございます。

このほか、5目減価償却費を410万1,000円増額し、6目資産減耗費を126万4,000円減額いたします。

2項の営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費を17万8,000円増額し、3目消費税を248万円減額いたします。

また、収入についてであります。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益を330万円減額し、2項営業外収益、6目長期前受金戻入れ10万7,000円を増額するもので、水道事業収益全体では、319万3,000円減額となり、総額を3億3,295万2,000円とするものであります。

引き続き15、16ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の補正となります。

まず、収入においては、1款資本的収入、5項建設改良工事負担金300万円減額し、5,519万2,000円とするものです。

支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道施設改良費に1万円を増額するもので、内訳では、3節賞与引当金繰入額を7,000円、7節法定福利引当金繰入額を3,000円増額するものです。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第35号 令和2年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

本議案については、予算編成方針で申し述べたとおりでありますので、各科目別の内容については、総務課長から説明をさせます。

また、この後に提出議案である議第36号から議第48号までの各特別会計予算及び水道事業会計予算についても同様でありますので、それぞれの担当課長から説明をさせます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第35号令和2年度南伊豆町一般会計予算（案）についての内容説明を申し上げます。

それでは、一般会計特別会計予算書1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出の総額を49億6,000万円といたしました。

また、第2条は、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を定めたもので、予算書6ページにお示しの第2表債務負担行為のとおりでございます。

第3条で定めます地方債は、予算書7ページの第3表によるものとし、起債の目的、限度額、利率、償還方法等は記載のとおりでございまして、総額4億6,650万円を予定してございます。

また、4条によりまして一時借入金の限度額を6億円といたしました。

次に、一般会計歳入歳出予算の概要について申し上げます。

予算書34、35ページの歳出からご覧いただきたいと思います。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、6,244万8,000円を計上いたしました。

次ページ36ページから61ページまでの第2款総務費につきましては、7億8,183万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、ふるさと寄附金返礼品等記念品代で6,000万円、石廊崎オーシャンパークの管理棟整備工事費3,400万円、路線バス維持事業補助金4,947万7,000円のほか、地方創生事業に3,875万3,000円を計上いたしております。

続きまして、62ページから79ページまでをご覧くださいと思います。

第3款の民生費につきましては、12億5,420万4,000円を計上いたしました。

その主なものは、障害者福祉事業に係る自立支援介護給付費で1億3,530万5,000円、在宅高齢者等食事サービス事業委託料をはじめとします老人福祉事業に1,988万9,000円、国民健康保険費に1億1,497万9,000円、後期高齢者医療事務に1億6,654万1,000円、児童福祉施設運営事務に2億1,368万3,000円、南伊豆認定こども園園庭・駐車場造成工事に4,153万6,000円、子育て支援費に1億2,965万1,000円のほか、介護保険への繰出金1億9,214万9,000円な

どでございます。

80ページから89ページをご覧くださいと思います。

第4款の衛生費につきましては、5億2,899万9,000円を計上いたしました。

その主なものは、各種予防接種委託料等の感染症予防事務に1,752万2,000円、健康増進事業2,369万1,000円、下田メディカルセンター負担金ほかで6,975万5,000円、清掃センター包括運転管理業務委託料等1億2,971万5,000円、ごみ収集事務をはじめとするじんかい処理費7,503万4,000円及び南豆衛生プラント組合負担金5,672万2,000円などを見込んでございます。

90ページから99ページをご覧くださいと思います。

第5款の農林水産業費につきましては、2億1042万4,000円を計上いたしました。

その主なものは、有害鳥獣対策事業を含む農業振興費に3,444万8,000円、森林病虫害対策事業をはじめとする林業振興費に1,511万9,000円のほか、漁業集落排水事業費には、入間排水処理場廃止に向けた浄化槽整備事業費補助金を含め8,280万5,000円を見込んでございます。

次に、次ページから107ページまでですが、第6款の商工費でありまして、こちら2億2,112万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、観光振興事業における宣伝委託料など5,974万5,000円、観光協会補助金のほか、各種事業負担金等で2,855万円、町営温泉施設指定管理料として600万円等でございます。

108ページから117ページをご覧くださいと思います。

第7款土木費につきましては、6億6,711万9,000円を計上いたしました。

その主なものは、道路改良事業に8,176万円、橋梁長寿命化修繕事業2億6,300万円、港湾管理事務に1,977万9,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億8,637万5,000円などを予定してございます。

この117ページの次ページから123ページをご覧くださいと思います。

第8款消防費では、4億6,363万6,000円を計上いたしました。

その主なものは、広域消防組合負担金1億8,426万7,000円、消防団などの非常備消防事務に2,725万9,000円、消防施設管理事務費3,752万円、デジタル同報系防災行政無線整備工事を含む防災施設管理事務に1億9,913万9,000円などを予定してございます。

次ページから147ページになりますが、第9款教育費につきましては、3億5,649万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、学校給食調理業務委託料を含む事務局事務で1億1,634万8,000円、J E

Tプログラムを活用する英語教育事業に1,934万6,000円、小学校管理費及び同教育振興費で9,491万5,000円、中学校管理費及び同教育振興費で6,266万円のほか、図書館運営業務委託料及び図書購入費などの図書館費に2,534万5,000円を計上してございます。

また、148ページ、149ページにかけてございます第10款災害復旧費には、104万9,000円を計上し、次ページの第11款公債費を4億266万8,000円としたほか、12款予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円とさせていただきます。

続きまして、お戻りいただきまして、予算書12、13ページをご覧いただきたいと思います。

1款町税につきましては、前年度比1,519万3,000円の減収を見込み、48億3,488万6,000円を計上させていただきます。

16ページの12款地方交付税につきましては、4,000万円の増収を見込み、特別交付税1億7,000万円を含む総額で19億4,000万円を計上してございます。

また、20ページから23ページの16款国庫支出金では、事業量の変動に伴いまして7,531万円増の3億7,745万8,000円を見込むとともに、17款県支出金は、6,851万4,000円増の3億4,330万4,000円としまして、28、29ページの19款寄附金におきましては、ふるさと寄附金を2億円見込んでございます。

20款繰入金につきましては、2億1,137万2,000円を予定してございまして、21款繰越金は前年度と同額の1億7,000万円とさせていただきます。

予算書の10ページ、11ページなのですが、歳入歳出予算事項別明細書におけます歳出の款別一覧表をご覧いただきたいと思います。

一般会計歳出予算の総額は49億6,000万円でございます、前年度と比較いたしまして2,000万円の減となっております。

また、予算の財源内訳でお示しのとおり、特定財源の合計額13億7,636万2,000円を除いた一般財源を35億8,363万8,000円としたいものでございます。

内容説明は以上でございます、別添といたしまして令和2年度当初予算説明資料を付してございますので、併せてご確認をいただきたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第35号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（清水清一君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 議第36号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第36号の内容説明を申し上げます。

まず初めに、歳出の主なものからご説明いたしますので、予算書182、183ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費には368万2,000円を計上しました。

主なものは、12節委託料で、国保連合会協同電算処理事務委託料105万9,000円のほか、基

幹電算システムのバッチ処理委託料126万3,000円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費では、被保険者の構成の変化や医療費の動向を勘案し、保険給付費を計上いたしました。1目一般被保険者療養給付費で8億5,100万円。次ページをご覧になっていただき、2目退職被保険者等療養給付費では100万円を負担金補助及び交付金として計上いたしました。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費を1億4,000万円、2目退職被保険者等高額療養費を50万円計上しました。いずれも18節の負担金補助及び交付金であります。

退職被保険者等の療養給付費等は、被保険者が遡及適用になった場合のみの費用となっております。

次の3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭費については、それぞれ記載のとおりの金額を計上いたしました。

186、187ページをご覧ください。

3款国保事業費納付金につきましては、国保の広域化に伴い、静岡県が市町ごとの医療水準や所得水準に応じて決定する納付金でございます。1項医療給付費分を2億2,477万4,000円、2項後期高齢者支援金分を7,174万円、介護納付金分を2,684万3,000円計上いたしました。

続きまして、188、189ページをご覧ください。

6款保険事業費、1目特定健康診査事業費1,343万9,000円の主なものは、12節の特定健康診査委託料1,198万6,000円でございます。

次に、2項保健事業費、1目保健衛生普及費796万5,000円の主なものは、次ページをご覧になっていただき、18節の成人病検診補助金103万3,000円、人間ドック受診費補助金300万円でありまして、国保被保険者へのがん検診、人間ドック受診に対する補助でございます。また、この人間ドックの受診費補助金については、頭部MRI・MRAの追加検査分についても含まれております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

176、177ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税には2億1,744万9,000円を計上いたしました。内訳では、1節医療給付分現年課税分1億4,166万2,000円、2節後期高齢者支援金等分現年課税分5,309万9,000円、3節介護給付金分現年課税分1,528万8,000円などでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税では6,000円を計上し、内訳は記載のとおりでございます。なお、退職被保険者等国民健康保険税については、該当者がいなくなり、遡及適応があった場合のことを考慮し、このような予算を計上いたしました。

178、179ページをご覧ください。

4款療養給付費負担金、5款療養給付費交付金については、令和元年度の当初予算で廃目整理をいたしました。

次に、6款県支出金には、1目保険給付費等交付金を10億2,935万3,000円計上し、内訳では、1節保険給付費等交付金普通交付金10億267万6,000円、2節保険給付費等交付金特別交付金2,667万7,000円といたしました。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金には、9,454万5,000円を計上し、内訳では、1節保険基盤安定繰入金6,715万5,000円ほか記載のとおりでございます。

9款1項繰越金には1,923万9,000円を計上しました。

174ページ、175ページの下段をご覧ください。

以上のことから、歳出合計を13億7,158万9,000円としたいもので、財源内訳については、特定財源として国県支出金10億2,935万3,000円、その他1,829万5,000円とするほか、一般財源を3億2,394万1,000円と見込んでおります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第36号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第37号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第37号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明いたします。

210ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。392万2,000円を計上いたしました。

主なものは、12節委託料のバッチ処理委託料155万円及び18節負担金、補助及び交付金の賀茂郡介護認定審査会負担金116万6,000円でございます。

続いて、2項介護認定審査会費、2目認定調査等費542万6,000円ですが、主なものは、1節報酬で、認定調査の会計年度任用職員1名分の報酬155万4,000円、11節役務費、主治医意見書作成料308万円でございます。

次に、212ページ、213ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費ですが、4億150万円を計上いたしました。18節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金が主なものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費1億2,199万円ですが、これも18節負担金、補助及び交付金でありまして、認知症対応型の共同生活介護や通所介護、小規模事業所の通所介護に対するものでございます。

5目施設介護サービス給付費ですが、5億4,800万円を計上いたしました。特別養護老人ホーム、老人保健施設等、施設サービス利用に対するものでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費ですが、5,609万9,000円を計上いたしました。要介護認定者へのケアプラン作成料でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、要支援認定者が対象となりますが、907万5,000円を計上いたしました。

次に、214ページ下段をご覧ください。

1項1目高額介護サービス費に4,000万円を計上いたしました。要介護認定者の一定条件を超えた自己負担金に対する支給でございます。

次に、216ページの上段をご覧ください。

5項1目特定入所介護サービス費に5,239万5,000円を計上いたしました。これは、施設や短期入所サービス利用者の食費・居住費に対するものでございます。

下段の4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費であります、1,997万円を計上いたしました。

主なものは、12節委託料の介護予防食事サービス事業委託料638万9,000円、18節負担金、補助及び交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の第1事業費負担金636万円です。

次に、218ページ、219ページをお開きください。

2項1目一般介護予防事業費219万7,000円ですが、これは一般高齢者を対象とする事業で、18節の負担金、補助及び交付金の126万円が主なものとなります。これは、高齢者サロン活動運営費補助であります。

3項包括的支援事業・任意事業、1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,963万8,000円で、これは主に地域包括支援センター職員3名分の人件費でございます。

次に、220、221ページをお開きください。

下段の3目在宅医療・介護連携推進事業費124万4,000円ですが、主なものは、12節委託料118万7,000円でありまして、1市5町で賀茂圏域の拠点となる医療機関に、医療・介護連携推進事業に関する委託をするものであります。

次に、222ページ、223ページをお開きください。

7目生活支援体制整備事業費112万8,000円ですが、主なものは、12節委託料でありまして、南伊豆町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター事業を委託する102万円でございます。

次に、224、225ページをお開きください。

8款1項1目予備費ですが、急な給付費上昇による負担金を考え、500万円を計上いたしました。

以上が歳出の主なものです。

次に、歳入をご説明申し上げます。

204、205ページをお開きください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 被保険者保険料ですが、2 億7,077万4,000円を見込みました。1 節現年度分保険料として、特別徴収保険料 2 億5,308万1,000円、普通徴収保険料1,769万3,000円となっております。

続きまして、4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金ですが、1 節現年度分として 2 億1,766万5,000円を計上いたしました。2 項国庫補助金、1 目調整交付金ですが、1 節現年度分として7,197万3,000円を計上いたしました。

続いて、5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、これは第 2 号被保険者分となりますが、3 億3,505万を、6 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金は 1 億8,563万5,000円です。それぞれ現年分として計上をいたしております。

次に、206ページ、207ページをお開きください。

中段の 9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金を 1 億5,511万5,000円、2 目地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援事業分を277万2,000円、3 目の地域支援事業繰入金の包括支援事業等分を403万4,000円、それぞれ現年分として計上いたしました。

次に、4 目その他の一般会計繰入金3,022万4,000円ではありますが、1 節事務費等繰入金で、内訳は、事務費等繰入金931万8,000円、低所得者保険料軽減負担金繰入金2,090万6,000円となっております。

次に、208ページ、209ページをお開きください。

歳入の最後となりますが、11 款諸収入、3 項 5 目雑入ですが、290万円で、内容については説明欄に記載のとおり、各種介護予防事業の利用者負担金を計上いたしました。

以上、歳入の主なものであります。

それでは、戻りまして、202ページ、203ページの下段をご覧ください。

歳出合計本年度予算額13億383万2,000円、前年度予算額12億7,184万4,000円、比較3,198万8,000円の増で、本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金 4 億9,569万2,000円、その他 5 億588万9,000円、一般財源 3 億225万1,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第37号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第38号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

[健康増進課長 山田日好君登壇]

○健康増進課長（山田日好君） 議第38号の内容説明を申し上げます。

歳出の主なものからご説明いたしますので、244、245ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、124万3,000円を計上しました。

主なものは、12節委託料の後期高齢者システム保守委託料66万円、13節使用料及び賃借料のパソコン賃借料31万8,000円でございます。

次に、2項1目徴収費ですが、96万4,000円を計上しました。

主なものは、12節委託料のバッチ処理委託料78万4,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億3,115万9,000円を計上いたしました。内訳は、18節負担金、補助及び交付金の保険料負担金が1億2,516万5,000円、事務費負担金が599万4,000円でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

240、241ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料ですが、8,938万6,000円を計上いたしました。内訳は、1 節現年分保険料の特別徴収保険料が6,772万7,000円、普通徴収保険料が2,103万7,000円、2 節滞納繰越分保険料が62万2,000円となっております。

次に、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金を818万8,000円、2 目保険基盤安定繰入金を3,574万9,000円、それぞれ計上いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

238、239ページの下段をご覧ください。

歳出合計でございますが、本年度予算額 1 億3,367万7,000円、前年度予算額 1 億2,903万9,000円、比較いたしますと、463万8,000円の増でございます。

本年度予算額の財源内訳であります。特定財源として、その他が819万8,000円、一般財源が 1 億2,547万9,000円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第38号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第39号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第39号の内容説明を申し上げます。

予算書の249ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計予算案でございますが、歳入歳出の総額を、それぞれ22万2,000円としたいものでございます。

歳出につきましては、258ページ、259ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に22万2,000円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、256、257ページをご覧ください。

1款1項2目利子及び配当金の財政調整基金利子に1,000円、2款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金として15万1,000円のほか、3款1項1目繰越金に7万円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出をそれぞれ22万2,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第39号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第40号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第40号の内容説明を申し上げます。

予算書の263ページの令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計案をご覧くださいと思います。

歳入歳出の総額を、それぞれ41万円としたいものでございます。

歳出につきましては、272、273ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に41万円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、270ページ、271ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目繰越金で7万円、3款1項1目財産貸付収入として33万9,000円を見込み、2目利子及び配当金には、財政調整基金利子1,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出をそれぞれ41万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第40号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第41号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第41号の内容説明を申し上げます。

予算書277ページの令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算案をご覧くださいと思います。

歳入歳出の総額を、それぞれ587万2,000としたいものでございます。

歳出につきましては、予算書の286、287ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に587万2,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、284、285ページをご覧ください。

1款1項1目財産貸付収入として579万円を見込み、2目利子及び配当金に7,000円のほか、3款1項1目繰越金に7万5,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ587万2,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第41号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第42号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第42号の内容説明を申し上げます。

予算書291ページの令和2年度南伊豆町土地取得特別会計予算案をご覧ください。

歳入歳出の総額を、それぞれ1,000円としたいものでございます。

予算書300、301ページをご覧ください。

歳出については、繰出金1,000円のみでございます。

また、歳入につきましては、298、299ページをご覧ください。

1款1項3目利子及び配当金を1,000円といたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第42号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第43号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君） 議第43号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

312、313ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、3,280万4,000円を計上いたしました。本特別会計の全歳出であります。

主なものは、賀茂地区指導主事3人分の人件費で、2節給料の一般職給1,436万円、3節職員手当等の941万3,000円、4節共済費の488万2,000円となっております。

人件費以外のものでは、8節旅費の普通旅費144万円、10節需用費の消耗品費34万2,000円、22節償還金、利子及び割引料の共同設置町負担金返還金198万4,000円等を計上いたしました。

次に、歳入をご説明申し上げます。

310、311ページをお願いいたします。

1款1項1目負担金、1節共同設置町負担金で3,082万1,000円を計上いたしました。指導主事を共同設置する賀茂地区5町の負担金でございます。

負担割合は7割が5町均等割、2割が各町の学校数割、1割が各町の児童生徒数割となっております。

負担金以外の歳入といたしましては、前年度繰越金として198万3,000円を計上してございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第43号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第44号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

[生活環境課長 高野克巳君登壇]

○生活環境課長（高野克巳君） 議第44号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

予算書317ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を3億7,632万8,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条におい

て、債務負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債によることとし、第4条で、一時借入金の最高額を3億円と決めました。

次に、324、325ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。

1款下水道費に1億8,069万9,000円、2款業務費に7,875万2,000円、3款公債費1億1,587万7,000円、4款予備費に100万円を見込み、歳出合計を3億7,632万8,000円といたしました。

また、本年度予算額の財源内訳では、国県支出金1,900万円、地方債1億2,320万円、その他で8,201万4,000円、一般財源から1億5,211万4,000円を予定しております。

次に、328、329ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款1項1目公共下水道建設費1億8,069万9,000円において、公共下水道全体計画策定委託料、公営企業会計導入委託料、公共下水道ストックマネジメント計画策定委託料、下水道管渠更生工事などを予定しております。

また、2款1項1目総務管理費1,459万6,000円では、窓口収納事務等の外部委託に伴う水道事業会計への負担金などがあります。

次ページをご覧ください。

2款2項1目管渠費386万6,000円については、主なものとして、管渠の状況を確認するための調査・清掃委託料等を見込んでおります。

次ページをご覧ください。

2款2項2目処理場ポンプ場費6,029万円については、主なものとして、クリーンセンター等維持管理業務委託料等を見込んでおります。

3款公債費の1億1,587万7,000円の内訳では、3款1項1目元金9,878万円と、2目利子1,709万7,000円でございます。

次に、326、327ページをご覧ください。

これら歳出に係る財源の主なものをご説明いたします。

1款1項1目負担金では、受益者負担金として374万4,000円を見込みました。

2款使用料及び手数料では、下水道使用料と未納対応の督促手数料で4,395万8,000円を見込み、3款国庫支出金で国庫補助金1,900万円、5款繰入金には、一般会計繰入金として1

億8,637万5,000円、7款諸収入では5万1,000円、8款町債に1億2,320万円を見込み、これら詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第44号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第44号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第45号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

[生活環境課長 高野克巳君登壇]

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、議第45号の内容説明を申し上げます。

予算書341ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を1,813万9,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、債務負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条におい

て、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債によることとしました。

352、353ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費711万1,000円では、主なものとして施設修繕料と施設管理委託料を見込み、2款公債費の849万5,000円については、1項1目の元金716万5,000円、2目利子の133万円であります。

3款1項1目子浦漁業集落環境整備事業費253万3,000円は、公営企業会計導入委託料を見込んでおります。

次に、350、351ページをご覧ください。

これら歳出の財源につきましては、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益者分担金125万円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料を453万6,000円見込み、3款繰入金で980万3,000円、4款諸収入5万円、8款町債250万円を見込み、これら詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第45号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第45号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第46号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計
予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第46号の内容説明を申し上げます。

予算書357ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を2,434万7,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款
項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、
債務負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条におい
て、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債による
こととしました。

368ページ、369ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費では、施設管理委託料として615万
9,000円を見込み、2款公債費の359万7,000円については、1項1目の元金302万7,000円、
2目利子の57万円であります。

3款1項1目中木漁業集落環境整備事業費1,459万1,000円は、当該施設の改築実施設計委
託料が主なものであります。

次に、366、367ページをご覧ください。

これら歳出の財源につきましては、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益
者分担金125万円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料を361万2,000円見込み、3款繰入金で493万8,000円、5款
諸収入4万7,000円、6款国庫支出金600万円、7款県支出金190万円、8款町債660万円を見
込んでおります。これらの詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第46号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第46号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第47号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第47号の内容説明を申し上げます。

予算書373ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を2,692万2,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、債務負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債によることとしました。

384、385ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費では、施設管理として613万9,000円を見込み、2款公債費の829万2,000円については、1項1目の元金672万6,000円、2目利子の156万6,000円であります。

3款1項1目妻良漁業集落環境整備事業費1,249万1,000円は、当該施設の改築実施設計委託と公営企業会計導入委託が主なものであります。

次に、382、383ページをご覧ください。

これら歳出の財源といたしまして、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益者分担金125万円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料を356万4,000円見込み、3款繰入金で963万1,000円、5款諸収入で7万7,000円、6款国庫支出金で500万円、7款県支出金で160万円、8款町債で580万円を見込んでおります。これら詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第47号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第47号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第48号の上げ、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第48号 令和2年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

[生活環境課長 高野克巳君登壇]

○生活環境課長（高野克巳君） 議第48号の内容説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条において、業務の予定量を定めました。

- 1 総排水量 161万4,000m³
- 2 給水戸数 5,333戸
- 3 建設改良事業 1億2,886万5,000円

工事費他 1億2,423万円

事務費 463万5,000円

2ページをご覧ください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を規定いたしました。

収入では、第1款水道事業収益を3億2,050万3,000円と見込み、支出には、第1款水道事業費用として3億3,849万9,000円を計上いたしました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を規定いたしました。

収入では、第1款資本的収入を6,720万6,000円と見込み、支出には、第1款資本的支出を2億2,016万3,000円としたほか、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,295万7,000円は、過年度損益勘定留保資金1億4,447万5,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額848万2,000円で補填することといたしました。

第5条では、債務負担行為の期間と限度額を規定しました。

3ページをご覧ください。

第6条の企業債については、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は本表に記載のとおりであります。

以下、第7条は一時借入金、第8条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条において議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条では、棚卸資産の購入限度額を記載のとおり定めております。

予算書25ページの予算実施計画説明書をご覧ください。

収益的収入及び支出の収入については、1款水道事業収益を3億2,050万3,000円と見込み、内訳では、1項営業収益で2億5,067万3,000円、2項営業外収益で6,983万円であります。

予算書27、28ページをご覧ください。

支出では、1款水道事業費用を3億3,849万9,000円と見込み、内訳では、1項営業費用で

3億1,811万7,000円のほか、次ページ、2項営業外費用で1,938万2,000円といたしました。

予算書31、32ページをご覧ください。

資本的収入及び支出については、収入で1款資本的収入を6,720万6,000円見込み、内訳では、1項他会計繰入金1,158万6,000円、2項国県補助金1,153万円、3項企業債2,300万円、5項建設改良工事負担金を2,109万円といたしました。

各項目の詳細については、右明細欄の付記のとおりであります。

予算書33、34ページをご覧ください。

支出では、1款資本的支出を2億2,016万3,000円と見込み、内訳では、1項建設改良費で1億2,886万5,000円、2項企業債償還金で8,129万8,000円でありまして、3項予備費を1,000万円といたしました。

このほか、予算書4ページから24ページまで予算に関する必須資料として付してございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

また、別資料で水道事業重点施策を添付させていただきましたので、併せてご確認をお願いいたします。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第48号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 漆 田 修

令和2年3月定例町議会

(第4日 3月13日)

令和2年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年3月13日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第22号 南伊豆町不法投棄等防止条例制定について
- 日程第 3 議第24号 南伊豆町景観まちづくり条例制定について
- 日程第 4 議第27号 第6次南伊豆町総合計画の策定について
- 日程第 5 議第35号 令和2年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 6 議第36号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議第37号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第38号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議第39号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第10 議第40号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第11 議第41号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第12 議第42号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第13 議第43号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第14 議第44号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議第45号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議第46号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議第47号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議第48号 令和2年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第19 議第49号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第20 発議第1号 おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書
- 日程第21 発議第2号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書
- 日程第22 発議第3号 (仮称)パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業の中止を求
める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	高橋由美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤禎明 係 長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和2年3月南伊豆町議会定例会本会議の第4日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則に定めるところにより、議長が指名します。

7番議員 稲葉勝男君

9番議員 漆田修君

◎議第22号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより、議案審議に入ります。

議第22号 南伊豆町不法投棄等防止条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 漆田 修君登壇〕

○第1常任委員長（漆田 修君） 第1常任委員会委員長の漆田です。

委員会審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された議第22号 南伊豆町不法投棄等防止条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年3月3日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時00分から午後1時15分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第22号 南伊豆町不法投棄等防止条例制定について、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項を申し上げます。

当該の条例制定について。

問 不法投棄監視員の人数、また指導、勧告、町長の措置命令に従わない場合の罰則規定をどうなっているか。

答 監視員は18名です。罰則規定は設けず、公表までとしている。

問 廃棄物処理及び清掃に関する法律等、別の法律と連動させ不法投棄の対応をするという認識でよろしいか。

答 土地の適正化をその法に基づいて対応する。

問 ごみが敷地から道路、また民地にはみ出した場合はどうするのか。

答 道路は道路管理者が指導に当たる。民地についてはケース・バイ・ケースの対応となる。

問 県との協力体制はどうなるのか。

答 県とはケース・バイ・ケースにより対応したい。

問 第15条の委任規定で定めきれない部分はどうするのか。

答 規則により対応する。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第24号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第24号 南伊豆町景観まちづくり条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員会委員長。

[第2常任委員長 加畑 毅君登壇]

○第2常任委員長（加畑 毅君） 第2常任委員会の委員長の加畑です。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第24号 南伊豆町景観まちづくり条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時25分から午後1時35分です。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第24号 南伊豆町景観まちづくり条例制定について、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項を読み上げます。

議第24号 南伊豆町景観まちづくり条例制定について。

問 石廊崎オーシャンパーク入り口付近の廃墟建物は、この条例の対象になるのか。

答 既存の物は対象ではなく、新築や増改築が対象。土地の区画形質の変更も対象になる。

問 道路際の竹林や雑木は対象か。自宅付近の整備についても条例対象になるか。

答 500平米を超える場合は届出が必要。自宅付近であっても500平米を超えれば対象になる。放任竹林については森林計画で対応する。

問 特別地区はどこになるのか。指定する建築物や団体はどこを想定しているのか。

答 景観を保存していきたい地区、建築物等を検討して決めていきたい。

問 景観計画の策定はどの段階で行うのか。

答 平成30年3月に策定している。

問 看板の色については、どのようになっているか。町道、県道、国道で規定は異なるか。

答 色彩はマンセル値を基準とし、色相、明度、彩度についてそれぞれ数値が決められている。県の管理となる国県道は五輪関係で規制をかけている。町道についてはその規制対象ではない。

以上であります。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第27号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第27号 第6次南伊豆町総合計画の策定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 漆田 修君登壇〕

○第1常任委員長（漆田 修君） 第1常任委員会委員長の漆田です。

委員会の審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された議第27号 第6次南伊豆町総合計画の策定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、令和2年3月3日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時15分から午後1時39分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第27号 第6次南伊豆町総合計画の策定について、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は、次のとおりであります。

問 包摂性のある世の中の包摂性の意味については。

答 第6次総合計画における包摂性の意味について答弁があった。

問 誰一人残さないという公正、公平の理念は、どのように保証する形になっているか。

答 4つの基本目標について、SDGsのゴールを表示することで意識づけしている。

問 ジェンダー、貧困について個別計画に盛り込む必要があると思うがいかがか。

答 各課の共通認識として位置づけ対応する。

問 人口の適正規模について審議会で話し合われたか。

答 審議会では、町を維持するための目標人口について審議した。

問 実施計画は今後どのように示されるか。

答 10年間を前期、中期、後期、2年、4年、4年の3期に分けて策定する。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 本総合計画は2020年から2030年までの10年の計画を定めたものであります。基本的な観点ではありますが、その中で基本的計画の位置づけのことで、2015年国連サミットで確認されたSDGsの貧困撲滅をはじめ、誰一人取り残さない、持続可能で包摂性のある世の中をつくっていく。こうした文言が取られております。

まさに今日、今の時点は、年頭に中国を発する新型コロナウイルスのもとで、社会経済状態が疲弊しております。もとより社会経済の混乱、あるいは地球環境の異変が続く中で、新型コロナウイルスの問題で先行きどうスタンスをつくっていくかという点では、多大な困難が国内外で見える中で、こうした観点をしっかりと据えた総合計画を持つということが非常に重要であると思います。

まさに貧困、誰一人取り残さない、この理念をしっかりと持つ。その上で包摂性の観点が議論をなされましたが、これはかつて150年前に、カール・マルクスの述べる直接的な生産過程の所管下において初めて取られたものであります。こうした理念をしっかりと進めて今後の行政の指針としていくことが重要だと思っております。

また、ジェンダー平等の理念は、全てのベースになられることをしっかりと据えることを提案して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（清水清一君） ほかに討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第35号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第35号 令和2年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 予算決算常任委員会委員長の長田でございます。よろしくお願ひします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第35号 令和2年度南伊豆町一般会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1日目、開催月日及び会場、令和2年3月3日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前9時30分から午前11時37分。

委員会の出席状況、事務局説明のために出席した町当局職員は記載のとおりです。

2日目、開催月日及び会場、平成2年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前9時30分から午前11時32分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第35号 令和2年度南伊豆町一般会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第1款議会費、質疑、要望はありませんでした。

第2款総務費及び関連歳入について。

問 予算書の委託料、工事請負費の細々節額において一部記載がないが、記載変更なら事前に説明してほしい。

答 予算編成の中、事業費削減の効果を狙ったものだが、事前に説明するべきであった。

問 移住、定住促進をする上で、農地付き空き家賃貸を柔軟に検討すべき。

答 農地制度の緩和に合わせた対応を検討する。

問 電算管理事務の契約者名とデータ処理方法、ASPサービスとクラウドサービスの違いは。

答 事業者はTKC。現在は職員が入力し、専用回線で送信している。ASPはソフトウェア、クラウドはシステムと解釈してほしい。

問 不動産鑑定手数料の用途は。

答 オーシャンパーク地内の国有地の払い下げを受けるためのものです。

問 ふるさと寄付金寄付返礼品のうち、海産物の割合は。

町で水揚げされるタカアシガニは良質である。返礼品に取り入れたらどうか。

答 海産物の中で干物の割合が高い。タカアシガニも取り入れたが、途中でストップがかかるほど好評であった。

問 職員研修に関するEBPMとはどんな内容か。

答 エビデンス、ベース、ポリシー、メイキングの略で、合理的根拠に基づく政策立案のことです。

問 広報活動に積極的にドローンを活用して、町のアピールにしたらどうか。

答 町のアンバサダーにも依頼する。

問 ホームページ、イベントカレンダーなどの更新を頻繁に進めるべきだ。

答 ホームページの更新は改善する。

問 短期お試し移住、中期お試し移住は何件ぐらいか。

答 元年は短期76組、中期2組、長期2組。長期お試しは、おおむね定住につながっている。

3 款民生費及び関連歳入について。

問 新型コロナウイルスで学校の休校の受け皿対応は。

答 学童保育を朝から行う体制を4教室と体育館の使用体制を整えた。

問 高齢者食事サービスは重要事業、今後の展開は。

答 現在68人、延べ1万620食。管理栄養士の下で作っており好評で継続する。

4 款衛生費及びその関連歳入について。

問 母子衛生費の中で、液体ミルクは。

答 保護者自身が保管備蓄してもらうため、液体ミルクを配布する。

5 款農林水産業費及び関連歳入について。

問 青年就農給付金による実績は。

答 イチゴ1名、過去は5名が就農している。

問 水産多面的機能発揮対策事業の内容は。

答 伊浜地区で漁協と共同で藻場の再生を進める。

6 款商工費及びその関連歳入について。

問 道の駅湯の花駐車場料金徴収について、ネットでのクレームがあり、現場での混乱がある。売店の売り上げも下がっているが、対応は。

答 祭り期間中の駐車場整理系の経費や桜の保全に充てるため、桜まつり協力金を徴収している。お客様の、購買傾向も反映しているのではないか。

問 都市提携事業に横浜市を加えたらどうか。

答 個々の交流は複数あるが、検討課題としたい。

問 観光協会委託料などの内容は。フェリー事業への取組は。

答 宣伝委託料や9月のOWS、インバウンドや高校生の台湾訪中、夜桜ナイトラン、弓ヶ浜のWi-Fi維持管理などがある。フェリー事業は目標人数に届いていないが、引き続き県と関係市町で連携して取り組んでいきたい。

問 イセエビ号は継続していくのか。

答 2年度のイセエビ号は難しいので、別の形での運行を模索している。

問 空き店舗の補助金対象地域はどこか。

答 全町です。改装費は50万、家賃は5万です。

問 観光振興にタカアシガニをもっと売り出したら。台湾交流でも活用が広がるのでは。

答 訪日観光客がタカアシガニに感動しており、効果はあるが、量の確保が課題である。

問 ジオパーク推進事業の中で、千畳敷遊歩道の復旧をどう考えているのか。

答 台風で一番下の道が流されてしまい、復旧方法を検討している。

問 ミシュランガイドに石廊崎が載っている。インバウンド、バッグパッカーターゲットのPRを検討すべき。

答 PRは今後検討する。

問 遊歩道の管理状況は。

答 年4回の草刈りに加え、倒木処理などを行っている。

問 新型コロナウイルスによる町内経済、キャンセルなどの状況。CAS冷凍を活用してタカアシガニ、マグロ、イセエビなどの海産物の生産を推進すべき。

答 6月頃までに主に旅館で1万人のキャンセルが出ている。CAS冷凍は3年前に視察しており、6次産業補助事業で、推進事業体を募っている。

7款土木費及び関連歳入について。

問 一條稲梓線の見通しはどうか。

答 何よりも伊豆縦貫道自動車道本体の開通を優先した取組を行っている。

8款消防費及び関連歳入について。

問 津波災害特別警戒区域の受けた場合と受けない場合の事業補助率の割合と、事業概要は。

答 指定を受けることで、事業費補助を3分の2受けることができる。

デジタル無線は、来年度役場の親局設備、二條の中継局を中心に整備する。

個別受信機は、当初300台購入する。

問 大規模地震対策事業の防災品の内容は。

答 高齢者が立ち上がりの容易な段ボールベッドや間仕切り段ボールに代わるテント、移動式給水タンクを購入予定。

問 防災品にマスクは入っているのか。

答 マスクは入っていない。

9款教育費及び関連歳入について。

問 文化財保護活動委託料、名勝伊豆西南海岸保存活用計画策定の内容は。

答 南史会による町史編さんを進めるほか、伊豆西南海岸保存活用計画策定に当たり、専門家の意見聴取を行う。

問 新型コロナウイルス対応での学校休業で授業の遅れは。

答 積み残しを調査した結果、年度末の時期で国語、算数などの見通しがついたらと報告を受けている。

10款災害復旧費及び関連歳入について。

質疑、意見はありませんでした。

11款公債費、12款予備費及び関連歳入について。

質疑、意見要望はありませんでした。

以上です。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 令和2年度南伊豆町一般会計予算に当たっての賛成の討論を行います。

地方自治法は第1条の2で地方公共団体について、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政の自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとしております。

岡部町政は就任して丸3年、子育て支援を柱にした住民生活重視の政策を予算化し、高校生バス通学費助成、子供医療費高校卒業まで無料化、出産祝い金の拡充、小学校児童通学費補助拡充、小中学校空調設備設置、南中学校グランド排水改善等々を実現し、子育て世代をはじめ町民を支援、励ましてきました。来年度予算では、さらに南伊豆町認定こども園の充実を図るべく予算が組まれておりますが、歓迎するものであります。

南伊豆町は高齢者が多いまちですが、管理栄養士による配食サービスなど質の高い福祉サービスを提供しており、健康長寿を支える施策の継続が重要であります。新年度からの人間ドッグに追加した頭部MRI等への助成は、脳神経外科を充実した下田メディカルセンターで住民の予防医療に期待がされるものであります。

令和2年度は、第6次総合計画がスタートいたします。町政施行から65年、明治維新から数えて152年、社会、政治、経済から地球環境までの今日的課題を背負い、10年先の将来を見据え、見通すことは容易なことではありませんが、町政を俯瞰して私たちの客観的な状況、位置をしっかりと見据えることで将来につなげる確かな一步を築いていけるものと確信をしております。

総合計画に盛り込まれた2015年国連サミットで確認されたSDGsの基本理念、貧困の撲滅をはじめ、誰一人取り残さない持続可能で包摂性のある世の中をつくっていく方向をしっかりと堅持することを確認したいと思います。この点でジェンダー平等の理念は遅れた状況にある日本にとって過剰なくらいの意識的取組が必要だと思います。

さて、施策実行の上で財政は重要であります。今日の財政状況については、令和2年度、2020年南伊豆町一般会計予算では、岡部町政が実質的に予算編成をした3度目の予算であります。就任時の平成29年度予算は、詳細にわたって前梅本町政が組んだものであります。あえてここに言及するのは、町政執行時の財政状況は決まって前執行者、執行体制の財政運営が顕著に反映するからであります。しかるに、前梅本町政の平成27年、平成28年、そして再選を前提に通常予算編成した平成29年度予算の3年間計、単年度元利償還額は決算べ

ースで5億6,122万2,000円に上ります。

そのため、前梅本町政が前々町政を受け継いだ時点の積立金に対する借金（地方債）の割合を示す指数は、平成25年82.3%が平成30年度では決算データが開示されているものに関しては93.4%まで一気に悪化をしているのであります。

別な数字で見ますと、鈴木町政が8年の任期の間に元利償還を44億返したのに対して、地方債起債は23億、差額は20億の借金の返済をする。

一方で、前梅本町政の知財は元利償還が16億7,000万に対して、地方債起債が18億6,000万に上回る。逆に借金を1億8,000万、約9,000万これを上乗せして、さらに次年度平成29年度にも6億4,500万。実に元利償還との差額、2億円も多い起債を、借金をしてきたのであります。

こうしたことが今、現岡部町政にのしかかって、財政が大変だという認識は思いも余るものであります。菊池利郎町政のデータが載っている14年度だけでも、6億を超える起債は3度しかありません。学校を焼失するなど再建など大型事業が目白押しになっけていても、その状態。岩田町政では、2回6年の間6億を超す起債がありました。ところが、この前任者のときから平成27年度で5億、28年度で6億8,000万、29年度で6億4,000万の起債がされております。

こうした元利償還を上回る起債の発行については注意が要します。予算作成の段階でも議論がされました。財政担当が相当苦勞している状況が垣間見られますが、過去のいわゆる財政運営の状況をしっかりと見据えた上で、今後の財政運営に教訓としてこれを生かしていくと、政治判断だけで財政運営を左右してはいけないということを、これから後々の町政にもかかってくるということが如実に分かるわけであります。

同時に、この間冒頭に評価をした岡部町政が進めた住民の生活に密着する施策、こうしたものが充実する自治体が多くなるごとに、これが町の負担が減っていく。経常経費を次に回していくこともできます。

住民生活に密接に関わる投資的予算に関しては、今の状況であっても勇気を持って推進して、同時に箱物などの大型事業に対しては厳しくこれを示唆して、住民生活を支える施策を力強く推し進めていただきたい。まして、今新コロナウイルスで多くの観光業者、地元業者が大変な状態に陥っております。無利子貸付を含め、国、県にも働き掛けをした対応を重ねて主張して、今年度予算に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（清水清一君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第36号～議第38号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第36号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第37号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第38号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇]

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第36号から議第38号までの令和2年度南伊豆町各特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前11時35分から午前11時50分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第36号から朗読します。

議第36号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第37号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第38号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第36号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

問 国保特会に一般会計より繰入金がなされている。

答 被保険者の負担金が大きいため、さらなる国の支援を国会議員等に陳情している。

問 議第37号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

問 サロン事業のお金の流れは。

答 現在18グループが活動している。年度初めに計画書と予算書を提出している。活動に合った補助金を出している。年度末に精算書と報告書を提出してもらっている。

問 サロンの人数による金額は。

答 10名以上は月5,000円、5名以下は月2,000円です。

議第38号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

特に質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第36号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算に当たっての反対の討論を行います。

これは、現場が町の担当が行っている事業、事務に対しては答弁もありましたように、報告でもありましたように、一般会計より繰入をしてこれを支えていること、また、国に対する支援を陳情しているという当局の対応が答弁されました。これらについて、また事業全般について高く評価をしているものであります。

同時に、この制度そのものが国が改めて国の負担率をしっかりと元に戻す、負担を減らして国民皆保険の精神を一層鮮明にするべきということを主張して、この制度の改変を求めるために反対の意思を表明いたします。

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第37号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算に当たっての反対討論を行います。

この議案も前議案同様、現場の取組、対応を高く評価するものであります。高齢者が多い町でお達者度が高いこの南伊豆町の高齢者の状況は、保険活動を含めて介護の体制、現場の努力は計り知れません。

一方で、保険料あって介護なしという事態を迫られるこの制度全般の改変を強く望んで、反対の意思とさせていただきます。

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第38号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算に当たっての反対の討論であります。

これも制度の改悪がなされました。後期高齢者の負担が大幅に増やされました。これは制度の逆行として、また後期高齢者医療制度そのものが差別的な制度であります。これを廃止することを強く主張して、反対の意思とさせていただきます。

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） ほかに討論する者もありませんか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第36号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第37号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、採決します。

議第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第38号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第39号～議第42号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第39号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第40号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第41号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第42号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇]

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第39号から議第42号までの令和2年度南伊豆町特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時0分から午後1時3分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第39号から朗読します。

議第39号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第40号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決

することに決定。

議第41号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第42号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

特にありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑ある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第39号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第40号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第41号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、議第42号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第43号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第43号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第43号 令和2年度東伊豆

町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時3分から午後1時5分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第43号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項は特にありませんでした。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第44号～議第47号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第44号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第45号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第46号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第47号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○**予算決算常任委員長（長田美喜彦君）** 本委員会に付託された議第44号から議第47号までの令和2年度南伊豆町各特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時5分から午後1時10分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第44号から朗読します。

議第44号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第45号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第46号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第47号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項。

議第44号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

問 地方債の政府資金以外の利率が2%以内だが、以前は5%以内ではなかったのか。

答 令和元年度までは5%以内であったが、令和2年度から2%以内とした。

議第45号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

議第46号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

議第47号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

以上です。

○**議長（清水清一君）** 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑ある方は議案番号を明示し、質疑してください。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第44号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第45号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第46号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第47号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第48号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第48号 令和2年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇]

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第48号 令和2年度南伊豆町水道事業会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和2年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時10分から午後1時12分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第48号 令和2年度南伊豆町水道事業特別会計予算委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項は特にありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここで、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（清水清一君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第49号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） それでは、議第49号 令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第49号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ51億1,405万5,000円とするものであります。

歳出は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、民生費の児童福祉費に25万1,000円を追加するものであります。

また、歳入では地方特例交付金に子供子育て支援臨時交付金を新設し、1,439万9,000円を計上する一方、財政調整基金繰入金を1,414万8,000円減額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第49号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記帳に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に25万1,000円追加し、予算の総額を51億1,405万5,000円としたいものでございます。

それではまず初めに、歳出に係ります補正項目から説明させていただきます。予算書の12、13ページをお開きください。

3款民生費の2項4目放課後児童クラブ対策費に、25万1,000円を計上しました。これは新型コロナウイルス感染拡大防止策として、3月4日から春休みまでの間、町内全小中学校を臨時休校としたことに伴い、放課後児童クラブの受入れ態勢を拡充するに当たって、その運営委託料を増額するものであります。

なお、増額分の内訳につきましては、受入れ拡充に対応する職員の人件費でございます。

続きまして、歳入に係る項目についてご説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

10款地方特例交付金に2項子供子育て支援臨時交付金を新設し、1,439万9,000円を計上いたしました。この交付金は幼児教育の無償化に係る法令上の負担割合に基づき、各市町村に交付されるもので、本来であれば地方消費税の増額分をもって地方負担が賄われるべきであります。令和元年度はその地方消費税が平準化しないため、本年度に限り、臨時的に交付されるものであります。

また、これを受けまして19款2項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金を1,414万8,000円

減額し、財源調整を行わせていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 関連なんですけれども、教育長にお聞きします。

新型コロナの関係で非常に国、今、各自治体も大きいリスクを持っていると思うのですけれども、それで今日の新聞で静岡県内8自治体が休校を、自由にこれ決められる、各自治体によって自由に決められるものですから、取りやめて学校へというような準備、ちょっと朝来る、出かけたものですから、ちょっとそういうのを見たのですけれども、今賀茂の教育委員会ではそういう話が出ているのか、教育長は今後どのように。これは新年度も恐らくまだ続くと思うのですよ。そこらの考え、教育長の個人的な考えでいいのですけれども、賀茂の教育委員会ではどんな話になっているのか、分かったら教えていただきたい。

以上。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

近隣の市町のお話から先にお伝えいたしますと、東伊豆町がやはり16日から2日間やるというようなということを、2日間というか3日間で、19日が卒業式がございます。どちらかと言えばこの2日間というのはそれに備えると、あと修了式ができていないものですから、そこに充てるといようなことを聞いてはおります。

で、県内の8つの市町についてもほぼ同様の考えかなと思います。そこからもう学校再開するよという市町はないと。で、文科省の方も実は再開をいつにするかということはまだ考えあぐねているということで、何も回答はいただいておりません。したがって、今後も状況が改善されなければ、そのまま春休みに入るとい状況になろうかと思ひます。

私個人としても、町内回ってみましてもなかなか子供の姿は見ないわけで寂しくは思うのですけれども、現状は言いつけを守ってしっかりやっているのかなと思ひます。

学校の方の対応ですが、定期的に電話を入れたり、あるいはすぐメールを保護者向けに流したりという対応はいつもしておりますし、学校便りを出している学校もございますので、今のところまだ安心かなと思ひます。

学童の方も見に行きましたけれども、私どもが行ったときには25名程度がおります。多

いときで30名くらいだということで、教室もたくさん開放していただいていますので、安全なのかなと思います。

以上でございます。

○議長（清水清一君） そのほかにごいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、発議第1号 おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書を議題とします。

本案は、横嶋隆二君が提出者で所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） それでは趣旨説明を行います。

我が国は欧米先進諸国に比べて、小学生から学童向けのワクチンの公費接種導入が、つい最近まで10年ほど遅れてきたという問題があります。肺炎球菌ワクチンやヒブワクチン、HPV、これはヒロパピローマ、子宮頸がんに関するワクチンが定期接種化されたのが2013年、その追加ワクチンが2014年、B型肝炎ワクチンが2016年に追加されて、ようやく欧米に追いついた感がありますが、中学生対象のHPVワクチンを除いてまだMMR、新三種混合のほか、おたふく、風疹混合ワクチン。もう一つは欧米の先進諸国が採用済のロタウイルスワクチンが残されております。

日本耳鼻咽喉科学会調査で、最近の2年間でおたふく難聴の子が348人報告されて、その多くに後遺症が残っているという事実がございます。こうしたことの改善を含めて、おたふく風邪ワクチンの定期接種化を求める意見書を提案するものであります。

朗読を行います。

発議第1号 おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月13日提出。

南伊豆町議会議長清水清一様。

提出者、南伊豆町議会議員横嶋隆二。

賛成者、南伊豆町議会議員稲葉勝男。

以下、敬称略してまいります。

長田美喜彦、加畑毅、谷正、比野下文男、宮田和彦、黒田利貴男、漆田修、齋藤要。

提案理由。

おたふく風邪は軽い病気と思われがちですが、髄膜炎や脳炎、脳症など重い神経の合併症が見られます。片耳が全く聞こえない状態が一生続くという深刻な後遺症が残る場合もあります。精巣炎、卵巣炎、膵炎などの合併症、妊婦が感染すると流産の危険率が高くなります。このため、一刻も早いおたふく風邪ワクチンの定期接種化を求め、政府に意見書を求めるものであります。

おめくりください。

おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書。

おたふく風邪は流行性耳下腺炎あるいはムンプスとも呼ばれ、ムンプスウイルスの感染によって起こる感染症で、一般的に子供の軽い病気と侮られがちであるが、中には重症化し後遺症を残すこともある。

平成29年に日本耳鼻咽喉科学会が、全国の耳鼻科約5,000施設を対象に（回答率64%）、平成27年から2年間のおたふく風邪の難聴への影響について調べた。子供を中心に流行するおたふく風邪（流行性耳下腺炎）にかかり、一時的なものも含め、難聴となった人が2年間で少なくとも336人に上ることが判明。そのうち、約8割の261人が高度の難聴になっている。また、両耳とも難聴となった14人中11人が日常生活に支障が出ており、補聴器や人工内耳埋込手術を受けている。

同学会によると、海外では麻疹風疹、おたふく風邪（MMR）ワクチンの2回接種が小児の定期接種に導入されている国が多く、ワクチンの効果によりおたふく風邪の患者数は激減しており、先進国でおたふく風邪ワクチンが定期接種化されていない国は日本だけになっている。現在、任意接種となっている同ワクチン接種率は30～40%と低迷しており、ワクチンの定期接種化により、まず接種率を上げ、おたふく風邪の患者数を減少させることが必要である。

よって、国においては医学的、医療経済学的、公衆衛生学的観点から、一刻も早いおたふく風邪ワクチンの定期接種化を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先につきましては、国家に対し次のページのとおりとなっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清水清一君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は、全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので採決します。

お諮りいたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、発議第2号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書を議題といたします。

本案は、漆田修君が提出者で所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

漆田修君。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） 説明は朗読をもって代えさせていただきます。

発議第2号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月13日提出。

南伊豆町議会議長清水清一様。

提出者、南伊豆町議会議員漆田修。

以下、お名前のみ申し上げます。

稲葉勝男、長田美喜彦、加畑毅、谷正、比野下文男、宮田和彦、横嶋隆二、黒田利貴男、齋藤要。

提案理由を申し上げます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月末をもって失効するため、新たな過疎対策法の制定と現行法の過疎地域が、引き続き新法による支援を受けられるよう政府に意見書を提出するものであります。

新たな過疎対策法の制定を求める意見書。

朗読いたします。

過疎地域は、豊かな自然や歴史文化を有するふるさとの地域であり、国土の保全、水源の涵養、食料供給、地球温暖化の防止など、多面的かつ広域的機能を果たす国民共有の財産として長らく過疎地域の住民によって支えられてきた。こうした過疎地域の振興と自立促進を図るため、わが国では昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興等に一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域では人口減少や少子高齢化が急速に進み、多くの集落が消滅の危機に瀕し、また管理されず放置された森林の荒廃や、度重なる豪雨、地震等の発生による森林崩壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面している。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、今後も過疎地域が果たしていく多面的、広域的機能を維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化していく必要がある。

よって、国においては過疎地域の振興を図るため、新たな過疎対策法を制定するとともに、現行法の過疎地域が引き続き新法による支援を受けられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先は記載のとおりであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は、全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので採決します。

お諮りします。

発議第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

次に、発議第3号（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書を議題とします。

本案は、谷正君が提出者で所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 本意見書の提出者の谷でございます。よろしく申し上げます。

本意見書、朗読をもって説明をいたします。

発議第3号（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見

書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月13日提出。

南伊豆町議会議長清水清一様。

提出者、南伊豆町議会議員谷正。

賛成者につきましては、お名前だけを読み上げて後は略させていただきます。

稲葉勝男、比野下文男、長田美喜彦、宮田和彦、黒田利貴男、横嶋隆二、加畑毅、齋藤要、漆田修。

提案理由。

南伊豆町洋上風力発電事業は、海洋生態に巨大な構造物を移入するもので、水質、海流、騒音、超低周波音、風車の影響により自然環境、沿岸漁業、生活環境への影響は計り知れない。石廊崎沖は、海上交通の要衝でもあり、船舶通航に及ぼす影響は極めて大きい。石廊崎からの景観はユネスコ世界認定の伊豆半島ジオパークのシンボルであり、同計画はその景観を著しく棄損するものである。

よって、事業者に対し、計画の撤回を求め静岡県、政府に意見書を提出するものであります。

1枚めくっていただきまして、意見書の内容を朗読させていただきます。

(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書。

パシフィコ・エナジー株式会社による南伊豆洋上風力発電事業は、南伊豆町、下田市、伊東市、東伊豆町及び河津町などの伊豆半島沿岸及び沖合において、総出力最大50万キロワット、最大100機（5,000キロワットから12,000キロワット級の発電設備）の洋上風力発電所を設置するものである。

事業実施想定区域周辺の陸域及び駿河湾や相模灘などの沿岸域は、大陸棚に育まれた古来より豊かな漁場であり、良質な魚介類が水揚げされ、南伊豆町をはじめ、沿岸漁民の重要な生活の場であり、観光客を魅了する重要な地域資源である。

また、本区域周辺は2018年4月17日、ユネスコ世界ジオパークに認定された「伊豆半島ジオパーク」のジオサイト、（国際的な価値を持つ地質資産）が多数存在するとともに、環境省所管の富士箱根伊豆国立公園に指定され、自然公園法第一種特別地域ともなっており、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の海岸は、昭和12年6月15日に文化財保護法による名勝伊豆西

南海岸特別地域に指定されている日本でも有数の海岸美を有する。

また、想定区域周辺は、日本とその周辺にしか生息していない希少種であり環境省のレッドデータブックの絶滅危惧2類に指定されているカムムリウミスズメの生育、繁殖地であり、沖合の神子元島にはコシアカツバメの営巣繁殖地でもあり、本土（南伊豆町）とで渡りが行われている。沿岸区域においては、ダイビングや散歩を楽しむフットパスなどのアクティビティが行われる場となっており、想定区域の海域伊豆半島地域は、国内外から多くの人々が訪れる全国でも一級有数の観光地となっている。同海域は、内航船の重要航路として江戸時代より世界でも有数の船舶航行量を誇り、海の東海道と言われ、伊豆大島西岸沖に推薦航路が設定されるほど、船舶通航の多い危険区域でもある。周辺区域では、度々船舶事故が発生している。

同計画は、海洋、漁業資源を育む自然生態系に重要な影響を与え、漁業資源の動向に深刻な影響を及ぼす可能性が考えられる。発電機（ブレード等）が発生する超低周波電波などによる海中（水中）環境の悪化は、生育する貴重な生産資源である各種の魚介類の生態系に変化をもたらし、周辺地域に多大な悪影響を及ぼし、漁業資源の動向に深刻な影響を及ぼす可能性が大である。特に、石廊崎沖から伊浜沖までは、南伊豆町のブランド海産物であるスルメイカなどの好漁場でもある。同計画は、伊豆半島南岸沿岸の内航船航路と中小漁船通航を工作物設置による潮流の変化等により、著しく危険な状態を作り出し、船舶航行の安全を著しく危険にさらすものである。

同計画は、伊豆半島ジオパークのシンボルである石廊崎からの眺望を著しく損なうものであり、眺望を命とする南伊豆町伊豆半島の観光価値を著しく棄損するものである。想定区域から風車の影による影響が及ぶとされる2.2キロメートルの陸域には数多くの住居、学校、病院、福祉施設等施設が立地し、住民の生活に多大な影響を及ぼすことが想定される。

近い将来、発災が想定されている東海、南海トラフ、相模トラフ地震では、巨大な津波想定がされており、また最近の地球環境の変化によるスーパー台風の発生は、日本に年間2個から3個影響があるとも言われ、海上での風の強さは陸上の1.5から1.7倍と言われ、沿岸海域における巨大人工構造物の設置は沿岸地域に重大な悪影響を及ぼすことが考えられる。

よって、南伊豆町議会は住民の生命と財産、環境を守り、町民が安心して暮らせる環境を整え、貴重な伊豆半島の自然環境を継承し、町民、国民、世界の観光客に癒しの場を提供し続けるために、本事業に対して、下記のとおり中止を強く求めるものである。

記。

1、パシフィコ・エナジー株式会社の計画する「（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業」中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

意見書の提出先につきましては、衆議院議長大島理森殿。

以下、参議院議長、山東昭子殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。経済産業大臣、梶山弘志殿。環境大臣、小泉進次郎殿。国土交通大臣、赤羽一嘉殿。農林水産大臣、江藤拓殿。静岡県知事、川勝平太殿。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

本案は、全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので採決します。

お諮りします。

発議第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申請書

○議長（清水清一君） 日程第23、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事日程が終了しました。

よって、令和2年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 漆 田 修

令和2年3月議会定例会審議結果

議案 番号	件 目	議決年月日	結 果
議第1号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第2号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第3号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第4号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第5号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第6号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第7号	南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第8号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第9号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第10号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第11号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第12号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第13号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第14号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	2月28日	原案同意
議第15号	南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について	2月28日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第16号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月28日	原案可決
議第17号	南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	2月28日	原案可決
議第18号	南伊豆町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	2月28日	原案可決
議第19号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	2月28日	原案可決
議第20号	静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定について	2月28日	原案可決
議第21号	弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	2月28日	原案可決
議第22号	南伊豆町不法投棄等防止条例制定について	3月13日	原案可決
議第23号	南伊豆町高度公益機能森林整備事業分担金徴収条例制定について	2月28日	原案可決
議第24号	南伊豆町景観まちづくり条例制定について	3月13日	原案可決
議第25号	賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約制定について	2月28日	原案可決
議第26号	指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）	2月28日	原案可決
議第27号	第6次南伊豆町総合計画の策定について	3月13日	原案可決
議第28号	令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）	2月28日	原案可決
議第29号	令和元年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	2月28日	原案可決
議第30号	令和元年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）	2月28日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第31号	令和元年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2月28日	原案可決
議第32号	令和元年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）	2月28日	原案可決
議第33号	令和元年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	2月28日	原案可決
議第34号	令和元年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）	2月28日	原案可決
議第35号	令和2年度南伊豆町一般会計予算	3月13日	原案可決
議第36号	令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算	3月13日	原案可決
議第37号	令和2年度南伊豆町介護保険特別会計予算	3月13日	原案可決
議第38号	令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	3月13日	原案可決
議第39号	令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計予算	3月13日	原案可決
議第40号	令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算	3月13日	原案可決
議第41号	令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算	3月13日	原案可決
議第42号	令和2年度南伊豆町土地取得特別会計予算	3月13日	原案可決
議第43号	令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算	3月13日	原案可決
議第44号	令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算	3月13日	原案可決
議第45号	令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算	3月13日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第46号	令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算	3月13日	原案可決
議第47号	令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算	3月13日	原案可決
議第48号	令和2年度南伊豆町水道事業会計予算	3月13日	原案可決
議第49号	令和元年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）	3月13日	原案可決
発議第1号	おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書	3月13日	原案可決
発議第2号	新たな過疎対策法の制定を求める意見書	3月13日	原案可決
発議第3号	（仮称）パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業の中止を求める意見書	3月13日	原案可決